

評価シート（1）

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
1 機構の組織・運営体制の見直し 業務の効果的実施等の観点から次のとおり適宜彈力的に見直しを行うこと。 (1) 労災病院の全国的・体系的な勤労者医療における中核的役割の推進、産業保健推進センターの産業保健関係者への支援活動等の機能強化のため、本部の施設に対する業務運営支援・経営指導機能などのマネジメント機能を強化すること。	1 機構の組織・運営体制の見直し 機構の業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取り組む。 (1) 本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導の強化など、本部の施設運営支援・経営指導体制を強化する。特に労災病院については、病院毎の財務分析・情報提供を推進する。	1 機構の組織・運営体制の見直し 機構の運営業務を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取り組む。 (1) 本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導の充実に併せ、経営方針について、職員アンケート結果に基づいた職員への浸透度のフォローアップを行うとともに、バランス・スコアカードの活用により経営方針と各職種の業務を密接にリンクさせることで全職種における理解度の向上に努める。 また、病院毎の財務分析等の機能を強化するため、平成18年度に労災病院の事務局組織を見直し新たに設置した経営企画課の機能の一層の向上を図る。 さらに、経営目標の着実な達成を図るため、本部に設置している経営改善推進会議において各労災病院の運営計画達成状況のフォローアップを行うとともに、これに基づく経営指導・支援を行う。	1 機構の組織・運営体制の見直し 資料01-01、資料01-02

(1) 平成19年度においては、平成18年の診療報酬の大幅なマイナス改定の影響が強く残り、医師不足・看護師不足が急速に進行する中、中長期的な視点からも経営基盤の確立及び医療の質と安全を確保する観点から、医師・看護師の確保、医療機器の計画的な整備等の先行投資に重点的に取り組むことを基本方針とした。この基本方針と平成20年度の収支目標を両立させる観点から、緊急のものも含め、本部主催会議を連続的に開催し、新たな施設基準の取得等による増収により短期的な利益を図るとともに、積極的医療の展開にあたるよう指示を行った。

また、機構の運営業務を効率的かつ効果的に実施するため、次のような取組を行った。

① 本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導の充実

ア 本部・病院間において、運営状況及び目標達成のための具体的取組・中長期的な経営見通し等について病院毎に協議(病院協議)を実施し、平成20年度までの経営目標と計画達成に向けた取組事項を策定した。

イ 年度計画を確実に達成する観点から第1四半期の実績に基づき年間収支推計を実施し、その結果に関して各病院の実態や今後の見通し、取組等について院長・事務局長との個別協議を実施した。

② 経営方針の職員への浸透度のフォローアップ及びバランス・スコアカードの活用による理解度の向上

ア 中期目標・中期計画を確実に達成するため、平成19年度に各施設が取り組むべき事項や方向性を示した運営の基本方針を策定し、全職員に配布して運営方針の周知徹底を図った。

イ 平成19年度の重要性の意識付けと年間計画達成への迅速な対応を図るため、理事長から各院長に対し文書を発出して周知徹底を図った。

ウ 例年6月開催の春季全国労災病院長会議を4月に前倒しして開催し、平成19年度は第1期中期目標期間の実質的な最終年度という重要な年度であることを踏まえ計画の達成に向けた取組を徹底するよう指示した。

エ 機構の置かれている状況や経営方針について、本部役職員が施設、技師会総会等に出向き、運営会議あるいは技師会総会等の場で各職種代表者及び職員に対して直接説明を行い、計画の達成に向けた取組の周知徹底を図った。

オ 本部主催の各種会議、研修会等を通じて職種毎に繰り返し機構の置かれている状況や経営方針を理解させるとともに、バランス・スコアカードに関する講義を実施した。

カ 経営方針の浸透度について、昨年度に引き続き職員アンケート(11月実施)により施設別に調査を行い、浸透度の低い施設に対

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績												
(2) 役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度を導入すること。	(2) 外部機関等を活用して情報を収集し、新たな人事・給与制度を速やかに導入する。	(2) 施設の業務目標、部門の業務目標の達成を確実なものとするため、平成18年度に導入した管理職の個人別役割確認制度を活用して、P D C Aによるマネジメントを徹底する。また、新たな制度として実施する施設業務実績を反映した勤勉手当については、この制度の趣旨を周知徹底させることにより、職員のモチベーションの向上及び職員の働きがいを高めるとともに、組織全体とそれを支える人材の活性化を図る。	<p>しては浸透度の高い施設における取組を好事例として紹介するとともに、次期バランス・スコアカードの課題に取り上げるよう指導を行った。</p> <p>キ 各病院においては、運営計画の作成のための各部門とのヒアリングや院内各部門の職場内ミーティングにおいて、病院の経営方針やその達成に必要な取組について説明するとともに部門毎のバランス・スコアカードに落とし込むことにより理解度の向上に努めた。</p> <p>③ 病院に設置した経営企画課の機能の一層の向上</p> <p>ア 平成19年度に8病院へ拡大した経営企画課を中心に経営改善のために取り組むべき課題の策定と実施後の評価を行い、その取組について本部主催会議における事例報告により共有化することにより、経営改善に関する企画力、知識の一層の向上を図った。</p> <p>④ 本部に設置している経営改善推進会議における各労災病院の運営計画達成状況のフォローアップ及び経営指導・支援</p> <p>ア 経営改善推進会議（隔週開催）において、個々の病院毎に患者数の推移、病床利用率、診療収入単価等の経営指標に基づく分析を行うとともに、当該分析結果に基づき各役員から院長に対して直接指導・助言を行った。</p> <p>イ 平成19年度上半期実績を踏まえ平成19年度下半期の見直し後計画及び計画達成のための収入確保策、支出削減策に関する行動計画を策定させ、フォローアップを実施し收支差額確保に努めた。</p> <p>ウ 経営改善病院に対しては、経営改善計画書を策定するとともに、継続的なフォローアップを実施した。</p> <p>エ 高度放射線医療機器に新たに体外衝撃波結石破碎装置を加えた高額医療機器、診療材料、衛生材料の共同購入を実施した（高額医療機器の共同購入に伴う削減額1.9億円）。</p> <p>(2) 新たな制度の導入に向け次のような取組を行った。</p> <p style="text-align: right;">資料01-03、資料01-04</p> <p>① 管理職に対する「個人別役割確認制度」の導入</p> <p>施設及び部門の業務目標の達成を確実なものとするため、平成18年度から管理職について個人別の役割目標を設定した「個人別役割確認制度」を導入し、P D C Aによるマネジメントの徹底に努めている。</p> <p>② 施設別業務実績の給与への反映</p> <p>平成19年6月期から前年度の施設別業務実績（医療事業収支率）により勤勉手当を増減させている。</p> <p>当該制度の主旨、内容については、各種会議等において周知徹底し職員のモチベーション及びモラールの向上が図れるよう努めた。</p> <p>※ 医療事業収支率＝医療事業収入÷医療事業費×100 勤勉手当の支給月数に次のとおり医療事業収支率に対応した経営状況指數を乗じる</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>医療事業収支率</th> <th>経営状況指數</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>110以上</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>105以上110未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>100以上105未満</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>95以上100未満</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>95未満</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table>	医療事業収支率	経営状況指數	110以上	1.2	105以上110未満	1.1	100以上105未満	1.0	95以上100未満	0.9	95未満	0.8
医療事業収支率	経営状況指數														
110以上	1.2														
105以上110未満	1.1														
100以上105未満	1.0														
95以上100未満	0.9														
95未満	0.8														

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																
<p>2 一般管理費・事業費等の効率化</p> <p>(1) 中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）に比し、一般管理費（退職手当を除く。）については15%程度、また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については5%程度節減すること。</p>	<p>2 一般管理費・事業費等の効率化</p> <p>(1) 一般管理費（退職手当を除く。）については、人件費の抑制、施設管理費の節減を図り、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）の相当経費に比べて15%程度の額を節減する。</p> <p>また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約の見直し等により、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）の相当経費に比べて5%程度の額を節減する。</p>	<p>2 一般管理費・事業費等の効率化</p> <p>(1) 一般管理費（退職手当を除く。）については、業務委託の推進等人件費の抑制、節電・節水による省資源・省エネルギーなど日常的な経費節減、競争入札の積極的な実施等に努める。</p> <p>また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については、物品の統一化を行うことによる物品調達コストの縮減並びに業務委託契約及び保守契約内容の見直し等により節減に努める。</p>	<p>2 一般管理費・事業費等の効率化</p> <p>(1) 一般管理費・事業費の節減</p> <p>一般管理費削減率の推移（平成15年度225億円との比較）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>△3.7%</td> <td>△6.9%</td> <td>△10.2%</td> <td>△12.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 一般管理費（退職手当を除く。）については、平成18年度に比べ2.1%の節減（対平成18年度節減額4.2億円：対15年度1.1%節減：平成16年度から平成19年度までの4年間で中期計画の8.1%を達成）を実施した。主な節減の取組事項は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 人件費の抑制 本部による指導及び施設の廃止に伴う事務職員数の抑制等による縮減、期末手当支給月数0.1ヶ月カットを継続、賞与支給月数0.3ヶ月カットを継続、期末・勤勉手当に係る管理職加算割合のカットを継続及び人事院勧告における給与引き上げ改定（俸給、期末勤勉手当の引上）の未実施等により、人件費を平成18年度に比べ343百万円縮減した。 イ 賃借料の縮減 事務職員数の抑制による宿舎借上料の縮減と事務機器等の再リースを行ったこと等により、賃借料を平成18年度に比べ330百万円縮減した。 ウ 印刷製本費の縮減 印刷物の整理、在庫管理の徹底を図ったこと等により、印刷製本費を平成18年度に比べ180百万円縮減した。 <p>事業費削減率の推移（平成15年度実績5,455百万円との比較）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>△4.1%</td> <td>△6.2%</td> <td>△8.6%</td> <td>△9.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については、平成18年度に比べ0.8%の節減（対平成18年度節減額380百万円：対平成15年度9.3%節減：平成16年度から平成19年度までの4年間で中期計画の1.86%を達成）を実施した。主な取組事項は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 賃借料の縮減 ・産業保健推進センターにおいて、平成18年度に引き続き事務所賃借料の契約交渉の強化・徹底を実施するとともに、より安価な事務所への移転を行ったこと等により、平成18年度に比べ230百万円縮減した。 ・業務の見直しにより情報公開検索システムのリースを中止したことにより、平成18年度に比べ200百万円縮減した。 イ 光熱水費の節約 冷暖房、ガス、水道使用量の節減により平成18年度に比べ800万円縮減した。 ウ 業務委託費の削減 海外勤務健康管理センターにおいて、業務の見直し等で看護補助業務を減らしたこと等により、平成18年度に比べ400百万円縮減した。 	16年度	17年度	18年度	19年度	△3.7%	△6.9%	△10.2%	△12.1%	16年度	17年度	18年度	19年度	△4.1%	△6.2%	△8.6%	△9.3%
16年度	17年度	18年度	19年度																
△3.7%	△6.9%	△10.2%	△12.1%																
16年度	17年度	18年度	19年度																
△4.1%	△6.2%	△8.6%	△9.3%																

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績								
<p>なお、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務については、費用節減に努めることにより、その費用のうち運営費交付金の割合を低下させること。</p> <p>(2) 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間においても、勤労者医療の推進のための対応とともに、収支相償（損益均衡）の目標の達成にも留意しつつ必要な取組を行うこと。</p> <p>併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p>	<p>医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおける運営費交付金の割合については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底等による費用節減に努めることにより、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）に比べて5ポイント程度低下させる。</p> <p>(2) 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、人件費について、医療の質や安全の確保、医療制度改革の動向に即した経営基盤の確立等を見据えつつ5%以上の削減に取組み、これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間において、勤労者医療の推進のための対応とともに、収支相償（損益均衡）に向けた計画的取組にも留意しつつ人件費の適正化を行う。</p> <p>併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映拡大等を図る。</p>	<p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、市場価格調査の積極的な実施による物品調達コストの縮減等により、その費用のうち運営費交付金の割合の低下に努める。</p> <p>なお、こうした努力にもかかわらず、平成18年度に実施された診療報酬改定を含む医療制度改革等の影響が相当程度残る場合にあっても、当該交付金の割合ができるだけ低下させるよう、引き続き取組を計画的に推進する。</p> <p>(3) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）を踏まえるとともに、医療の質や安全の確保、医療制度改革の動向に即した経営基盤の確立等を見据え、收支相償（損益均衡）に向けた計画的取組にも留意しつつ人件費の適正化を行う。</p> <p>併せて、その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえた所要の対応を行ふこととする。</p>	<p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金の割合の低下</p> <p>資料01-06</p> <p>運営費交付金の削減率の推移（平成15年度実績5.6%との比較）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>△3.3ポイント</td> <td>△3.5ポイント</td> <td>△4.2ポイント</td> <td>△4.6ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>契約交渉の強化及びジェネリックへの切替えによる薬品費の節減、保守・業務委託契約の見直し等により支出額の縮減を図り、運営費交付金の割合を平成18年度の比べ0.4ポイント低下させた（対平成15年度4.6ポイント低下：平成16年度から平成19年度までの4年間で中期計画の9.2%を達成）。</p> <p>(3) 人件費削減及び給与制度の見直し</p> <p>人件費削減のため、人員数については、労災病院の事務職・技能業務職を中心にアウトソーシングによる人員削減を行い、給与についても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成18年度に実施した給与削減措置の継続 ②人事院勧告における給与引上げ改定（俸給、期末勤勉手当等の引上）の未実施 <p>を行っており、平成22年度において、医療の質・安全の確保に配慮を行いつつ、「5%に相当する額以上を減少させることを基本として」という行革推進法の趣旨が達成できるよう努めた。</p> <p>また、給与制度については、平成19年6月期から勤勉手当に施設別の業務実績を反映させた。</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	△3.3ポイント	△3.5ポイント	△4.2ポイント	△4.6ポイント
16年度	17年度	18年度	19年度								
△3.3ポイント	△3.5ポイント	△4.2ポイント	△4.6ポイント								
評価の視点等	自己評価 (理由及び特記事項)	評定 (理由及び特記事項)									

○組織・運営体制の見直しにより、効率的かつ効果的な業務運営が図られたか。

自己評価
A

(理由及び特記事項)

平成19年度に8病院へ拡大した経営企画課を中心に経営改善のために取り組むべき課題の策定と実施後の評価を行い、その取組について本部主催会議における事例報告により共有化することにより、経営改善に関する企画力、知識の一層の向上を図った。

経営改善推進会議（隔週開催）において病院毎に患者数の推移、病床利用率、診療収入単価等の経営目標に基づく財務分析を行い、当該分析結果に基づき各役員から院長に対して直接指導・助言を行った。

目標達成のための取組、中長期的な経営見通しについて、病院毎に協議（病院協議）を実施し、平成20年度までの経営目標と計画達成に向けた取組事項を策定した。

年度計画を確実に達成する観点から第1四半期の実績に基づき年間収支推計を実施し、その結果に関して各病院の実態や今後の見通し、取組等について院長、事務局長との個別協議を実施した。

平成19年度上半期実績を踏まえ、平成19年度下半期の経営目標見直し後計画と目標達成のための行動計画を策定し収支差確保に努めた。

経営改善病院に対しては、経営改善計画書を策定するとともに、継続的なフォローアップを実施した。

職員への浸透度の向上を図るために

・平成19年度基本方針を全職員に配布して機構の運営方針の周知徹底を図った。

評定
A

(理由及び特記事項)

(委員会としての評定理由)

経営改善推進会議の隔週開催や経営改善計画書に基づく指導等により個々の労災病院の財務分析を行い、経営指導体制を強化するとともに、バランススコア・カードの活用により職員に対し経営方針の浸透を図るなど、業務運営の効率化を実施した。また、事業費について対18年度比で0.8%節減して49億円とし、医療リハビリテーションセンター等の運営費交付金率を1.0%とするなど、全項目の中期計画の達成に向けた取組みが進んでいるものと言える。

(各委員の評定理由)

・ 数値目標の達成度は、期間で見るとほぼ達成しつつある。

・ 医師派遣制度、労災病院間派遣交流制度、労災病院間転任推進制度による人材の有効活用を行っている点、管理職の個人別役割確認制度によるPDCAの徹底を

- ・平成19年度の重要性の意識付と年間計画達成への迅速な対応を図るため、理事長から各院長に対し文書を発出して周知徹底を図った。
 - ・例年6月開催の春季全国労災病院長会議を4月に前倒しして開催し、平成19年度は第1期中期目標期間の実質的な最終年度という重要な年度であることを踏まえ計画の達成に向けた取組を徹底するよう指示した。
 - ・機構の置かれている状況や経営方針について、本部役職員が施設、技師会総会等に出向き、運営会議あるいは技師会総会等の場で各職種代表者及び職員に対して直接働きかけを行うなど周知徹底を図った。
 - ・昨年度に引き続き施設毎に職員アンケートを実施し、浸透度の低い施設には浸透度の高い施設の好事例を紹介とともに次期バランス・スコアカードの課題とした。
 - ・各病院においては、運営計画の作成のための各部門とのヒアリング等において、経営方針やその達成に必要な取組について部門毎のバランス・スコアカードを活用し、理解度の向上を図った。
- 以上のことから、自己評価を「A」とした。

[数値目標]

- ・中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）に比し、一般管理費（退職手当を除く。）については15%程度節減すること
- ・中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）に比し、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については5%程度節減すること
- ・医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおける運営費交付金の割合については、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）に比べて5ポイント程度低下させること

[評価の視点]

- ・組織・運営体制について、本部の施設運営支援・経営指導体制の強化を図る観点から、見直しが行われたか。
- ・個々の労災病院ごとの財務分析が行われ、これに基づく経営指導・支援が行われたか。

平成15年度に比べ12.1%、前年度に比べ2.1%節減した。（業務実績第1の2の(1)の①参照）

平成15年度に比べ9.3%、前年度に比べ0.8%節減した。（業務実績第1の2の(1)の②参照）

平成15年度に比べ4.6ポイント、前年度に比べ0.4ポイント低下した。（業務実績第1の2の(2)参照）

（注）□は、厚生労働省独立行政法人評価委員会による評価への対応

実績：○

平成19年度に8病院へ拡大した経営企画課を中心に経営改善のために取り組むべき課題の策定と実施後の評価を行い、その取組について本部主催会議における事例報告により共有化することにより、経営改善に関する企画力、知識の一層の向上を図った。

実績：○

経営改善推進会議を精力的に開催し、病院毎の患者数の推移、病床利用率、診療収入単価平均在院日数等の経営指標に基づき財務分析を行い、当該分析結果に基づき各役員から院長に対して直接指導、助言を行った。

高度放射線医療機器に新たに体外衝撃波結石破碎装置を加えた高額医療機器、診療材料衛生材料の共同購入を実施した。（高額医療機器の共同購入に伴う削減額1.9億円）

本部・病院間において、病院毎に協議（病院協議）を実施し、平成20年度までの経営目標と計画達成に向けた取組事項を策定するとともに、早期フォローアップの観点から、第1四半期の実績を踏まえ年間収支推計を実施し院長・局長との個別協議を実施した。

平成19年度上半期実績を踏まえ、下半期の経営目標見直し後計画及び目標達成のための行動計画を策定させ経営改善に努めた。

経営企画課を設置した病院に対し、平成19年度に取組む課題と行動計画の作成を指示し、その活動実績を四半期毎に報告させ、評価及び助言を行った。

図っている点、経営改善病院に対し経営改善計画書を策定し、継続的なフォローアップを実施している点、期末手当支給月数のカット（医師以外）等により人件費削減を図っている点、事業費を0.8%節減して49億円とした点（対18年度）、医療リハビリテーションセンター等運営費交付金率を1.0%とした点が評価できる。

・経営改善推進会議が隔週に開催され、経営実績と経営目標が着実に対比されていることを評価する。今後、職員への周知が一層徹底されることを期待する。

・逆風の中で努力のあとは十分認められる。実績はほぼ計画通りと判断する。

・厳しい医療環境の中、数値目標は概ね達成している。また、「評価の視点」への対応も概ねできたと評価する。

・経営方針の浸透、周知徹底を図るために、あらゆるレベルで取り組んだ点は評価できる。

（その他意見）

・組織体制に関して仕組みづくりをしていることは書面上で分かるとしても、その効果が組織の中でどのように生かされているのかがもうひとつわかりにくい。

・バランススコアカードの理解の促進と実施に力を入れている状況ですが、その効果についての報告が必要と感じます。

・他者比較（ベンチマーク）をどうするか、どの他者が適正かについて、常時棚卸し下さい。

・労災病院各グループ個々のデータも資料として示してほしい。

- 外部コンサルタントを活用し、職員の勤務実績、法人の事業実績等を反映した人事・給与制度の検討がなされ、新たな制度の設計・構築が行われたか。
- 一般管理費（退職手当を除く）及び事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）の効率化について、中期目標を達成することができる程度（一般管理費については毎年度3%程度削減、事業費については毎年度1%程度削減）に推移しているか。
- 費用のうち運営費交付金の割合について、中期目標を達成することができる程度（毎年度1ポイント程度削減）に推移しているか。
- 一般管理費のうち人件費について、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間において5%以上の削減を行うための取組を進めたか。
- 国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたか。

【16 「評価】経営方針について、職員への浸透度のフォローアップを行うとともに、各職種ごとの理解度を高めるよう引き続き努力を期待する。

【17 「評価】今後とも、職員への浸透度のフォローアップを行うとともに、各職種ごとの理解度を高めるよう引き続き努力を期待する。

【16 「評価】職員のモチベーションの維持・向上を図り、モラールの低下を招かないよう配慮しつつ、人件費の適正化を行う

実績：○

人事・給与制度については、組織全体の活性化を図り、職員の働く意識を向上させていくため、勤勉手当に施設別業務実績を反映させるとともに、管理職手当から年功的要素を排除し、定額支給とする見直しを行った。

実績：○

一般管理費（退職手当を除く。）は平成18年度に比べ2.1%の節減。事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）は平成18年度に比べ0.8%の節減。（業務実績第1の2の（1）参照）

実績：○

運営費交付金の割合は平成18年度に比べ0.4ポイント低下させた。（業務実績第1の2の（2）参照）

実績：△

人件費削減のため、人員数については、労災病院の事務職・技能業務職を中心にアウトソーシングによる人員削減を行い、給与についても、

平成18年度

①12月期の期末手当の支給月数を0.1月削減

②管理職加算割合の半減に加え、12月期の期末・勤勉手当に係る管理職加算割合を更に100分の2削減

平成19年度

①平成18年度に実施した給与削減措置の継続

②人事院勧告における給与引上げ改定（俸給、期末勤勉手当等の引上）の未実施を行っており、平成22年度において、医療の質・安全の確保に配慮しつつ、「5%に相当する額以上を減少させることを基本として」という行革推進法の趣旨が達成できるよう努めた。

実績：○

管理職手当について年功的な要素を排除し定額化するとともに、勤勉手当について施設別の業務実績を反映させるよう見直しを行った。

□各施設が取り組むべき事項や方向性を示した運営の基本方針を策定し、全職員に配布して機構の運営方針の周知徹底を図った。

・臨時1回を含む年3回の院長会議及び副院長・事務局長・看護部長会議等の本部主催会議（計31回）において、職員一人一人に周知徹底し各施設において具体的な取組を実施するよう指示した。

一方、各病院においても機構の運営方針について職員の理解度を高めるため、各部門とのヒアリングや職場内ミーティングにおいて院長が機構の運営方針を説明するとともに職種ごとの意見交換会の開催や院内報へ運営方針の解説の掲載を行った。

・経営方針の浸透度について、職員アンケートを実施し、浸透度の低い施設においては、本部・病院間の協議（病院協議）において、BSCの見直しを含め課題として取り組むよう指導するとともに、技師会総会等で職員に対して機構運営方針の説明を行った。

また、社内広報誌に浸透度の高い病院における取組を好事例として紹介した。

・各病院において、運営計画の作成のための各部門とのヒアリング等において、経営方針やその達成に必要な取組について部門毎のBSCを活用し、理解度の向上を図った。

□新たな制度の導入に向け、理事長名文書を職員一人一人に配付するなど、職員のモチベーションとモラールの維持・向上に配慮しつつ、人件費の適正化を図るため2.5%の給与

とともに、施設の業績を反映した形での人事・給与制度を構築していくことが必要。

【17 「評価】今後は、医師を除く職員給与のカット、労災病院間転任推進制度、施設別業務実績の勤勉手当への反映などの施策を手がかりに、職員のモチベーション及びモラールを維持・向上させる仕組みの工夫を図るとともに、組織全体の効率化、活性化の実現に向けた経営改善の取り組みを強固に続けていくことを期待する。

【18 「評価】今後は、職員のモチベーション及びモラールを維持・向上させる仕組みの工夫を図るとともに、組織全体の効率化、活性化の実現に向けた経営改善の取組を強固に続けていくことを期待する。

【17 「評価】今後とも、一般管理費・事業費の効率化により一層努力することを期待する。

【18 「評価】今後とも、一般管理費・事業費の効率化により一層努力することを期待する。

カット及び管理職手当の定額化を導入し、年功的な給与制度を見直した。今後も年功的給与カーブの抑制と人件費の一層の削減を行う。また、勤勉手当へ施設別業務実績（医療事業収支率）を反映させるとともに、管理職については、施設の業務目標、部門の業務目標の達成を確実なものとするため、個人別の役割目標を設定し、P D C Aによるマネジメントとして「個人別役割確認制度」を導入した。

□職員のモチベーション及びモラールの維持・向上については、労災病院間派遣交流・転任推進制度など既に導入した施策や、新たに導入した「個人別役割確認制度」、施設別業務実績の勤勉手当への反映により、引き続き取り組んでいく。また、B S Cの活用を通じた職員の経営参画意識の醸成などにより、組織全体の活性化、効率化を図り、経営改善に向けた取組を引き続き行っていく。

□一般管理費及び事業費の効率化については、業務委託の推進等人件費の抑制、省資源・省エネルギーの推進による光熱水費の節減、競争入札の積極的な実施、物品の統一化による調達コストの縮減、保守契約の見直しによる節減等に今後ともより一層努める。

評価シート（2）

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
3 労災病院の再編による効率化 労災病院については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）及び「労災病院の再編計画」（平成16年3月30日厚生労働省策定）に基づき、37病院を30病院（5病院を廃止し4病院を2病院に統合する）とする労災病院の再編を、定められた期限（平成19年度）までに行うこと。	3 労災病院の再編による効率化 労災病院の再編（統廃合）については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）及び「労災病院の再編計画」（平成16年3月30日厚生労働省策定）に基づき、統廃合の対象病院毎に「労災病院統廃合実施計画」を策定し、定められた期限までに着実に進める。 なお、労災病院の統廃合の実施に当たっては、当該地域における医療の確保、産業保健活動の推進等に十分配慮するとともに、当該労災病院の受診患者の診療や療養先の確保及び職員の雇用の確保等に万全を期す。	3 労災病院の再編による効率化 (1) 「労災病院の再編計画」（平成16年3月30日厚生労働省策定）において平成19年度が廃止期限とされた筑豊労災病院については、統廃合対象病院毎に作成した「労災病院統廃合実施計画」に基づき廃止に係る業務を進め、平成20年3月31日までに廃止する。 (2) 平成19年度を統合予定時期とされた美唄労災病院及び岩見沢労災病院並びに九州労災病院及び門司労災病院については、それぞれの地域や病院の現状に即して作業を進める。	3 労災病院の再編による効率化 (1) 平成19年度廃止対象病院の状況 ① 筑豊労災病院 筑豊労災病院の廃止にあたり、地域医療の必要性等を飯塚市に働きかけた結果、平成18年11月30日に飯塚市から筑豊労災病院の移譲を受け指定管理者制で運営するという「筑豊労災病院の後医療に係る要望書」が提出され、検討を進めた結果、飯塚市と基本的な条件についての協議が整ったことから、平成19年1月31日に機構と飯塚市との間で「基本協定」を締結し、平成20年4月1日に飯塚市へ移譲した。また、移譲に伴う病院資産の譲渡については、不動産管理細則第27条、物品管理細則第23条及び不動産鑑定評価等所定の手続に従い、市場価格を踏まえた鑑定評価を行うことにより適正な価格で譲渡した。 (2) 平成19年度統合対象病院の状況 ② 美唄・岩見沢労災病院 美唄市の要請に基づき市立美唄病院との統合を検討してきたが、平成19年10月5日に美唄市長から統合要請を撤回する旨の申し出があり、これに伴い機構として改めて検討を行った結果、美唄労災病院については、せき損医療を軸とした診療機能に特化し、地域医療については、美唄市が責任を持って行う等、役割分担の明確化を図ることとし、その上で、これまで培ってきたせき損医療における役割を引き続き担うこととした。平成20年4月1日に岩見沢労災病院を本院、美唄労災病院を分院として統合すると同時に、岩見沢労災病院を北海道中央労災病院に、美唄労災病院を北海道中央労災病院せき損センターにそれぞれ改称した。 ③ 九州・門司労災病院 九州労災病院は主に整形外科、リハビリテーション分野を中心とした外科系の急性期医療を主体的に行う病院として、門司労災病院は内科系の診療科の専門分化を図り、「過労死」等の予防対策を含め、高齢化率が高い門司地域の医療ニーズに対応する病院として、それぞれ診療機能の役割分担の明確化を図ることとし、平成20年4月1日に九州労災病院を本院、門司労災病院を分院として統合するとともに、分院とした門司労災病院については、九州労災病院門司メディカルセンターに改称した。
4 休養施設及び労災保険会館の運営業務の廃止 休養施設及び労災保険会館については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）に基づき、平成17年度末までに全て廃止すること。	4 休養施設及び労災保険会館の運営業務の廃止 休養施設及び労災保険会館の廃止については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）に基づき、定められた期限までに着実に進める。		
評価の視点等	自己評価 (理由及び特記事項) 平成19年度廃止対象病院の筑豊労災病院については、計画した年度内に廃止・移譲するとともに、地域医療の確保、受診患者の診療や療養先の確保及び職員の雇用等にも十分	A	評定 (理由及び特記事項) (委員会としての評定理由) 平成16年3月30日に策定された労災病院の再編計画に

【評価の視点】

・統廃合対象病院毎の「労災病院統廃合実施計画」が策定されたか。

・「労災病院統廃合実施計画」には、当該地域における医療の確保、産業保健活動の推進、当該労災病院の受診患者の診療や療養先の確保及び職員の雇用の確保等に係る対策が盛り込まれたか。

・当該年度に予定される病院の廃止は適切に行われたか。また、廃止に係る業務は適切に進められたか。

【16 「評価】廃止や統合が予定されている病院について、赤字が大きくならないような対応が望まれる。

【17 「評価】今後予定されている病院の廃止・統合についても順調な推進を期待する。

【18 「評価】今後予定されている病院の再編についても順調な取組を期待する。

【16 「評価】病院資産の移譲に当たって適正な価格かどうかのチェックはなされているか留意する必要がある。

配慮したこと、また、平成19年度統合病院の美唄労災病院・岩見沢労災病院及び九州労災病院・門司労災病院については、それぞれの診療機能を整理した上で、計画した年度内に統合に関する作業を終了し、平成20年4月1日から統合後の病院の運営を開始したことから、自己評定を「A」とした。

(注) □は、厚生労働省独立行政法人評価委員会による評価への対応

実績：○

平成16年9月1日に「筑豊労災病院廃止実施計画」を策定。

実績：○

筑豊労災病院については、廃止に当たって配慮すべき事項として、左記の4項目を挙げている。

美唄労災病院と岩見沢労災病院、九州労災病院と門司労災病院については、統合後も医療機関として現地に存続することから、統合にあたり縮小する部門が発生した場合には、受診患者の診療や療養先を確保すること、及び職員の雇用を確保することを項目としてあげている。

実績：○

筑豊労災病院は、予定されていたとおり、平成20年3月31日をもって廃止した。

□労災病院における医師派遣制度の活用や移譲先の協力により医師の派遣を依頼する等、医師不足による赤字拡大を防ぐよう努めたが、労災病院の再編計画の発表以降、一部、関係医局から医師を引き揚げられる等医師確保が困難な状況となり収入が減少した病院があった。

□労災病院の再編計画により廃止・統合することとされた病院については、すべて作業を完了した。

□市場価格を踏まえた鑑定評価により適正な価額を決定し、厚生労働大臣の認可を受けた。

基づき、計画通り統廃合を進めた。また、統廃合に当たって受診患者の診療や療養先の確保、職員の雇用の確保も適切に図っているものと言える。

(各委員の評定理由)

- ・労災病院の再編は、計画は予定通り、ただし、順調な受け渡しと地元への配慮などの点は評価できる。
- ・筑豊労災病院につき各地で堅実に実績をあげている地域医療振興協会を指定管理者として運営することとし、半数以上の医師が移譲先で勤務できるようにし、じん肺患者を含め移譲後の新病院で診療を継続できるようにし、職員205人のうち移譲先に122人就職できるようにした点が高く評価できる。
- ・美唄と岩見沢、九州と門司の統合も、患者の診療の確保、職員の雇用の確保の両方の点でスムーズに進んでいる。
- ・平成19年度の廃止・統合対象病院について、計画年度内に計画を完了した。上記の廃止・統合は計画を繰り上げ達成したものではない。
- ・計画を着実に実行している。
- ・「評価の視点」の全てに十分対応した結果であると評価する。
- ・再編計画通りの遂行ができたと評価できる。
- ・予定通りの活動。

(その他意見)

- ・地域医療の担い手をどうするかについて、地方公共団体とタイムリーな調整をお願いします。

評価シート（3）

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
1 業績評価の実施、事業実績の公表等 業績評価を実施し業務運営へ反映させるとともに、業績評価の結果や機構の業務内容を積極的に公表し、業務の質及び透明性の向上を図ること。	1 業績評価の実施、事業実績の公表等 (1) 中期目標期間の初年度に、外部有識者を含む業績評価委員会を設置し事業毎に事前・事後評価を行い、業務運営に反映する。また、業績評価の結果については、ホームページなどで公表する。	1 業績評価の実施、事業実績の公表等 (1) 業務の質の向上に資するため、内部業績評価に関する業績評価実施要領に基づき、機構自ら業務実績に対する評価を行い翌年度の運営方針に反映させるとともに、内部業績評価制度による業務改善の効果について検証しつつ、制度の走りを図る。 また、外部有識者により構成される業績評価委員会による業務実績に対する事後評価及び翌年度運営方針に対する事前評価を実施し、その結果を業務運営に反映する。 なお、業績評価の結果については、ホームページ等で公表する。	1 業績評価の実施、事業実績の公表等 (1) 業績評価の実施 ① 内部業績評価の実施及び制度の定着に向けた取組 ア 内部業績評価実施要領に基づき、全ての事業（8事業）、施設（100施設）、労災病院の部門毎（1000部門）にバランス・スコアカード（以下「BSC」という）を用いた内部業績評価を上半期評価と決算期評価の2回実施した。 イ 上半期評価では目標と実績に乖離がある事項に関してフォローアップを行うとともに、後期のBSCの進行管理に反映させた。また、決算期評価では目標と実績に乖離がある事項に関しては原因分析を行うとともに、翌年度の運営方針に反映させた。 さらに、BSCの確実な達成と効果の拡充に向けて平成18年度に導入した「個人別役割確認制度」を引き続き実施するとともに、急激な医療環境の変化に的確に対応するため、改めて全労災病院において「SWOT分析」を実施しBSCの精度を向上させた。 ウ BSC制度の定着及び職員の理解度向上のため、本部集合研修において計3回の講義を行った。その結果、職員のBSCの理解度は前年の44.9%から46.8%と1.9ポイント上昇した。 ② 内部業績評価の実施による具体的改善策 平成19年度において内部業績評価制度を実施したことにより、以下の業務改善が得られた。 ア 財務の視点 ・損益改善 （経常損失額）臨時損失を含まず。 【18年度】△45億円→【19年度】△35億円 （当期損失額）臨時損失を含む。 【18年度】△42億円→【19年度】△47億円 イ 利用者の視点 ・患者からの高い評価 満足度調査において満足のいく医療が受けられたとの評価：80.6% ・勤労者予防医療センター利用者からの健康確保に有用であったとの高い評価：90.6% ウ 質の向上の視点 ・投資的経費 19億円の増 【18年度】76億円→【19年度】95億円 ・質の高い医療の提供 クリニカルパスの策定件数の増 【18年度】3,303件→【19年度】3,685件 対前年比 11.6ポイント増 適用率 85.9% 対前年 0.9ポイント増 ・DPC準備病院 【18年度】10施設→【19年度】22施設（既導入施設9

資料03-01

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績						
			<p>施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院機能の向上 地域医療支援病院 【18年度】5施設→【19年度】9施設 地域がん診療連携拠点病院 【18年度】8施設→【19年度】10施設 <p>工効率化の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費の縮減 【18年度】△3.5%→【19年度】△2.1% (対平成18年度縮減額4.2億円) ・薬品費の削減 患者1人当たり薬品購入単価 【18年度】3,125円→【19年度】3,082円 <p>才学習と成長の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員のモチベーション向上（職員アンケート調査における職員満足度） 理念・基本方針への共感 【18年度】56.5%→【19年度】59.1% 2.6ポイント増 研修・教育への取組 【18年度】48.8%→【19年度】50.7% 1.9ポイント増 ・労災疾病に関する研究・開発の推進 研究に必要な臨床症例集積数・提供数 1,057件 <p>③ 業績評価委員会における意見・提言の業務への反映 前年度の業務実績に関する評価と次年度の運営に係る意見・提言を各々タイムリーに審議するため、平成19年度からは業績評価委員会を年2回開催することとし、7月と12月の2回開催した。当該委員会において指摘された事項及び意見・提言については業務の改善に反映せるとともに、翌年度の運営方針に盛り込んだ。 また、業績評価の結果及び評価により指摘された事項の改善策についてはホームページで公表した。</p>						
		<p>(2) 毎年度決算終了後速やかに事業実績をホームページ等で公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。</p>	<p>(2) 業務の透明性を高めるため、決算終了後速やかに業務実績をホームページ等で公開するとともに、業務内容の充実を図るため、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営へ反映させる。</p> <p>(2) 業務実績の公表 事業の業務実績は、ホームページで公表し電子メールにより広く機構の業務に対する意見・評価を求めた。業務実績に関する意見・評価を求めやすくするために、ホームページに「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」のページを設けている。</p>						
評価の視点等	自己評価	A	<p>評定</p> <table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(理由及び特記事項)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(委員会としての評定理由)</td> </tr> </table> <p>○適切な評価体系を構築するとともに、業務実績等を公表することにより、業務の質の向上及び透明性の確保が図られているか。</p> <p>内部業績評価実施要領に基づき、業績評価制度を組織的に実施した。 全ての事業・施設毎・労災病院の部門毎にバランス・スコアカード（以下「BSC」という。）の手法を用いた内部業績評価を実施し、循環型マネジメントシステム（PDC A）を用いた効率的かつ効果的な業務運営を行った。</p> <p>平成19年度より業績評価委員会を年2回開催とともに、バランススコア・カードの手法を用いた内部業績評価を実施し、具体的な業務の改善効果を得る等</p>	評定	A	(理由及び特記事項)		(委員会としての評定理由)	
評定	A								
(理由及び特記事項)									
(委員会としての評定理由)									

また、BSCの確実な達成と効果の拡充に向けて平成18年度に導入した「個人別役割確認制度」を引き続き実施するとともに、急激な医療環境の変化に的確に対応するため、改めて全労災病院において「SWOT分析」を実施し、BSCの精度を向上させた。

平成19年11月には上半期評価を実施し、自己評価、管理者評価の結果をBSCの5つの視点からなる取組に着実に反映させた。

平成19年度からは外部有識者からなる業績評価委員会を年2回開催することとし、7月と12月に開催し、業務実績に係る中間・事後評価を実施した。また、平成20年度の運営に向けての有識者の専門的な意見・提言をいただいた。当該委員会において指摘された事項及び意見・提言については業務の改善に反映させるとともに、翌年度の運営方針に盛り込んだ。

これら組織一丸となったBSC活動への取組の結果、ビジョン達成に向けて「4つの視点」における取組で具体的な業務の改善効果が得られたこと、また、BSCの確実な達成や一層の定着化に向けて、「個人別役割確認制度」の実施、「SWOT分析」の再実施及び施設に対する個別指導の強化など業績評価制度の効果を更に高めるような取組を実施したことから、自己評価を「A」とした。

(注) □は、厚生労働省独立行政法人評価委員会による評価への対応

実績：○

前年度の業務実績に関する評価と次年度の運営に係る意見・提言を各々タイムリーに審議するため、平成19年度からは業績評価委員会を年2回開催することとし、7月と12月の2回開催した。

評価結果の総括として、今後、当機構が効率的・効果的な業務の実施を通じて、国民のニーズにより良く応えていく組織として発展していくこと、また機構職員のモチベーションを維持・向上できる組織風土の醸成及び今以上の組織の活性化を図ることにより、機構の政策的任務でもある働く人々の健康と福祉の増進に一層取り組むことが期待された。

実績：○

事業の業務実績は、ホームページで公表し電子メールにより広く機構の業務に対する意見・評価を求めた。業務実績に関する意見・評価を求めやすくするために、ホームページに「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」のページを設けている。

□BSCの策定により達成すべき目標及び達成に向けての戦略を「5つの視点」により具体化し、各職員への取組を徹底するとともにPDCAを展開したことにより、①財務の視点では、経常損失で10億円の改善、②利用者の視点では、患者からの高い評価として80.6%の満足度、及び勤労者予防医療センター利用者からの高い評価として90.6%、③質の向上の視点では、クリニカルパスの策定件数の11.6ポイント増、及び患者紹介率の5.1ポイント増、④効率化的視点では、薬品品目数の22品目削減、⑤学習と成長の視点では、職員のモチベーションの向上等があげられる。また、BSCの確実な達成や一層の定着化に向けて、施設に対して個別指導を行うとともに、管理職に対して「個人別役割確認制度」の実施、「SWOT分析」の再実施など業績評価制度の効果がさらに上がるよう取組を実施した。

□BSCの効果を発揮させるためには、各施設で策定する戦略の質と、それをBSCの戦略マップ、評価指標及び行動計画の策定から評価にいたるまでに確実に反映させることが重要である。このため、業務実践の長である副院長会議等の場において民間の目標管理制度等における「戦略の策定」から「戦略に基づいた業務プロセスの実行」にいたる運用方法等を示して、BSCの運用上の課題・問題点について討議する場を設け当該機能の充実に取り組むこととしている。

また、BSCに対する職員の理解度を調査し、理解度の低い施設に対して病院協議等において指導等を行った。

さらに、日本医療バランス・スコアカード研究学会学術総会等にも積極的に参加し、他

適切に業績評価を行い、サービスの質の向上に取り組んでいる。

(各委員の評定理由)

- ・仕組み作りの苦労・努力は評価できる。また、厳しい環境のなかでの経営努力においてもほぼ予定通りに進行していることは評価できる。
- ・業績評価委員会を年1回から年2回へと増やし、その結果を事業に反映させている。
- ・1,000部門に渡ってBSCを作成して業務の改善に努めている。
- ・BSCの手法が定着し、収支改善や職員のモチベーション改善に寄与した。
- ・計画を着実に実行している。
- ・サービスの質の向上に向けて、「評価の視点」に対応しつつ、取組んだ事は概ね評価できる。
- ・業績評価制度を整え、作動していると評価することができる。
- ・BSCのうち、利用者、財務の視点で前年より改善が進んだ。

(その他意見)

- ・当期損失が中期計画中初めて増となったが、体制整備のためのものであり、それが今後に役立つか否かが注目される。
- ・スコアカードにおける目標設定について、具体的な数値目標とされるよう留意下さい。
- ・自己評価中、「急激な医療環境の変化に対応するため自らの内部環境（強み、弱み）、外部環境（機会、脅威）を総合的に把握する手法としての「SWOT分析」を改めて全労災病院において実施し、より提供するサービス及び業務の質の向上につながる成功要因を見出し、BSCにおけるビジョンの実現へつなげていくこととした。」という点の成果は今後多いに期待したい。

【評価の視点】

- ・外部の学識経験者等により構成される業績評価委員会により業績評価が実施されているか。

- ・業績評価の結果、業務実績を公開し、意見・評価を求めるとともに、これらが事業運営に反映されているか。

【16 「評価】業績評価制度を具体的にどのように生かし、具体的にどれだけの効果あるいは業務の改善につながったかを検証する必要がある。

【17 「評価】制度導入による成果が出るには時間を要するものであるが、今後は、民間で導入されている諸制度についても参考としつつ、この業績評価制度について引き続きその定着を図っていく必要がある。

医療機関におけるBSC活動の好事例等の収集及び情報交換に努めていくこととした。

【18' 評価】今後は、制度の内容について検討し、より提供するサービス及び業務の質の向上につながる制度を策定することが期待される。

□急激な医療環境の変化に対応するため自らの内部環境（強み、弱み）、外部環境（機会、脅威）を総合的に把握する手法としての「SWOT分析」を改めて全労災病院において実施し、より提供するサービス及び業務の質の向上につながる成功要因を見出し、BSCにおけるビジョンの実現へつなげていくこととした。

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
<p>2 療養施設の運営業務 (1) 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>中期目標期間の初年度に、勤労者医療に関する臨床研究機能、予防活動機能、地域支援機能を集約するとともに、各機能を組織的・計画的に推進すること。</p> <p>① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進 産業活動に伴い、依然として多くの労働災害が発生している疾患、又は産業構造・職場環境等の変化に伴い、勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾患について、別紙の13分野の課題に応じて研究の方向性を定め、労災疾病に係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発、普及に取り組むこと。 また、労災疾病に係る研究・開発、普及に当たっては、各労災病院が有する臨床研究機能を集約し</p>	<p>2 療養施設の運営業務 (1) 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>勤労者医療に関する臨床研究機能、予防活動機能、地域支援機能を集約し、各機能を組織的・計画的に推進するため、次のとおり取り組む。</p> <p>① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進 中期目標に示された13分野毎に別紙のとおり研究テーマを定めるとともに、研究・開発、普及の効果的な推進を図るために、次のような取組を行う。</p>	<p>2 療養施設の運営業務 (1) 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>勤労者医療の中核的役割を推進するため、労災疾病研究センターにおいて行う臨床研究、勤労者予防医療センターにおいて行う予防活動及び勤労者医療の地域支援の推進を図るために設置する地域医療連携室において行う地域支援の各機能を集約した勤労者医療総合センターでは、次のとおり取り組む。</p> <p>なお、アスベスト問題に対しては、平成18年度アスベスト関連疾患分野として粉じん等による呼吸器疾患分野から独立させ、アスベスト関連疾患のモデル医療に関する研究開発等を重点的に行っているアスベスト関連疾患研究センターとともに、労災病院内に設置したアスベスト疾患センターにおいて、診断・治療、アスベスト関連疾患症例の集積に係るデータベースの運用、アスベスト関連疾患診断技術の普及を図るために、全国19カ所で基礎研修のほか、レントゲンの読影、病理検査、石綿小体計測実習などの専門研修を実施する。</p> <p>さらに、行政機関や研究機関等の関係機関が実施する研究への協力や検討会等への参加を通じて、引き続きさまざまな形でアスベスト問題に取り組む。</p> <p>① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進を図ることとされている各労災疾病研究センターにおいて、平成19年度は、振動障害分野を除き、研究開発の最終年度になることを念頭に置いて、研究開発計画に基づく研究成果の達成を最優先課題として、次のような取組を行う。</p> <p>なお、研究・開発の実施に当たっては、産業医科大学等他の研究機関と連携を図るとともに、医師以外のコメディカル部門について</p>	<p>2 療養施設の運営業務 (1) 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>勤労者医療総合センターにおいては、勤労者医療の中核的役割を推進するため、次のとおり取り組んだ。</p> <p>資料04-01</p> <p>① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進 各研究分野におけるこれまでの研究成果は以下のとおり。 「アスベスト関連疾患分野」</p> <p>資料04-02</p> <p>平成17年度に発生したアスベスト問題に対して、平成18年度に新たに「アスベスト関連疾患分野」を立ち上げ、労災疾病等の研究を13分野とした。平成19年度は、本研究において、死亡率の高い中皮腫についての早期診断による根治手術例が予後良好であることが判明していることから、アスベスト関連疾患の早期診断法の確立を目指して次のとおり、研究の一層の進展を図った。</p> <p>・全国の労災病院の中皮腫221例、アスベストばく露による肺がん135例、良性石綿胸水49例の自験症例についての病態を検討し、我が国におけるこれらアスベスト関連疾患の最終的な臨床像を明らかにした。</p>

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
て各分野毎に中核病院を選定し、各労災病院間のネットワークを活用して取り組むこと。		参画を促進する。	<p>【冊子】我が国における石綿ばく露による中皮腫の調査研究－労災病院グループ自験症例221例の臨床像－《第2報》 【冊子】我が国における石綿ばく露による肺がんの調査研究－労災病院グループ自験症例135例の臨床像－《第2報》 ・アスベスト関連疾患の診断治療に役立つ、呼吸器専門医向けのハンドブックを作成・発行した。 【出版物】胸膜中皮腫診療ハンドブック ・早期診断の指標としての胸水中の癌抑制遺伝子のメチル化（不活性）を検討、アスベスト関連疾患の早期診断に有用であることを明らかにした。 【研究報告書】アスベストばく露によって発生する中皮腫等の診断・治療・予防法の研究・開発、普及 「粉じん等による呼吸器疾患分野」</p> <p>資料04-03</p> <p>じん肺は過去の病気と考えられがちであるが、最近、溶接作業、歯科技工などによる新しいじん肺が問題となり、一方、専門医も減少している。そこで、新たにじん肺の胸部レントゲン所見の普及を図り、減少する専門医の養成に貢献することを喫緊の課題として次の研究及びその成果の普及に取り組んだ。 ・新たにじん肺の胸部レントゲン所見の普及を図るため、実地医家向けに易しく解説した「画像で診る今日のじん肺症例選集」を作成した。 【冊子】画像で診る今日のじん肺症例選集 【研究報告書】じん肺に合併した肺がんモデル診断法の研究・開発、普及 ・過去に発症したじん肺の症例に、新たに発生した肺がんの所見を初期段階で発見するための「経時サブストラクション法」及び「FDG-PETとMET（メチオニン）-PETの腫瘍組織放射能比によるじん肺結節と肺がんとの鑑別法」を確立した。 【冊子】新たな画像診断法 経時サブストラクション法 【冊子】新たな画像診断法 じん肺におけるFDG, MET-PETの研究 ・石綿ばく露の医学的所見である胸膜ブラークのCT3次元表示法の症例を更に集積して、胸膜ブラークの進展状態の把握や肋間静脈との鑑別が可能であることを証明した。 【冊子】新たな画像診断法 胸膜ブラークの胸壁3D表示 「勤労者のメンタルヘルス分野」</p> <p>資料04-04</p> <p>労働環境の変化に伴う強い不安やストレスなど業務による心理的負荷で精神障害を発症する勤労者が増加し、また依然自殺者が年間3万人を超えるなど、勤労者のメンタルヘルス対策が社会的に大きな課題となっていることから、メンタル不調予防を図るためにスクリーニング法及び脳血流量を用いたうつ病や疲労蓄積度の客観的診断法の確立に取り組んだ。 ・開発したインターネットによるメンタルヘルスチェックシステムがメンタル不調予防のためのスクリーニング法として有用であることが判明した。 【冊子】インターネットによるメンタルヘルス・チェックと精神保健指導の有用性に関する実証的研究－多忙な労働者が、いつでもどこからでも利用可能なシステムの確立－</p>

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
			<p>【第2報】 【研究報告書】インターネットによるメンタルヘルスチェックと精神保健指導の有用性に関する実証的研究 うつ病では左前頭側頭部等で脳血流の低下が認められ、寛解期には回復すること、さらに疲労蓄積により右側頭葉下面等に血流量低下が認められることを明らかにした。 【冊子】脳血流^{99m}Tc-ECD SPECTを用いたうつ病像の客観的評価法の研究開発—脳の画像によるうつ病像の客観的評価法の開発—《第2報》 【研究報告書】脳血流^{99m}Tc-ECD SPECT (single photon emission computerized tomography)を用いたうつ病像の客観的評価法の研究開発 「四肢切断、骨折等の職業性外傷分野」</p> <p>資料04-05 製造現場や建設現場等では依然、手指切断や開放性骨折等が多発しており、神経接合等を図る緊急手術の施行が必要となっている。燕労災病院では、これまで、手首、手指切断後の再接着成功例187例、挫滅損傷後の再建術成功例141例に達する多くの症例を経験しているが、このうち、今回、呼出調査に応じた50例について5年経過後の手指の機能調査を行った。損傷レベルが近位（掌に近い方）にある程、損傷した指の数が多い程、損傷形態が複雑な程、「玉井の評価基準」が悪化すること、HISS (Hand Injury Severity Score) が悪い程、職場復帰レベルは低下することが明らかとなり、重度手指外傷のスコア化によって、受傷時において将来の機能回復の程度や職場復帰の予測が可能となった。また、異所性再接着も選択肢として考慮されることから、異所性再接着が通常の再接着との間に機能回復の面で差異があるか否かの検討に取り組んだ。 多数指の切断に対しては「異所性再接着」を、また母指切断に対して母趾を移植する「WAF法」を実施した症例で、術後の手の機能に関して、同じ指を再接着した例との間に有意差がないことが証明された。 【冊子】上肢の重度障害に対する治療法についての調査研究と治療法の検討—受傷労働者の円滑な職場復帰を目指して—《第2報》 【研究報告書】上肢の重度外傷に対する治療法についての調査研究と治療法の普及 「振動障害分野」</p> <p>資料04-06 振動障害は、林業、建設業、製造業等で依然多数発生している。また、患者の高齢化が進んでいる。このため、振動障害の診断・治療に当たっては、加齢に伴う他の疾患との鑑別が重要となっていることから、鑑別のための客観的診断法の確立に向けた研究に取り組んだ。 振動障害の客観的診断法としてのFSBP%を用い、レイノー現象出現時には、FSBP%が0であることを証明した。 【冊子】振動障害による末梢循環障害の他覚的評価法としてのFSBP% (Finger Systolic Blood Pressure%)—振動障害の客観的診断法の確立を目指して—</p>

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
			<p>【研究報告書】末梢循環障害の他覚的評価法としてのFSBP% (Finger Systolic Blood Pressure%)</p> <p>【論文】Simultaneous Observation of Zero-Value of FSBP% and Raynaud's Phenomenon during Cold Provocation in Vibration Syndrome —J Occup Health 50:75-78, 2008</p> <p>「働く女性のためのメディカル・ケア分野」</p> <p style="text-align: right;">資料04-07</p> <p>女性の多様な職場への進出や夜間・交替制勤務等不規則な形態の勤務に従事する女性の増加などにより、職場環境等が働く女性の健康に及ぼす影響が大きくなっている。このため、厳しい職場環境下で女性が健康で安心して働くよう、次の研究に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性特有の月経痛、更年期障害が働く女性のQOLを低下させていることが明らかとなった。 【研究報告書】働く女性のためのメディカル・ケア ・労働によって血中コルチゾール値が低下することが明らかとなった。この結果は、労働により、コルチゾールが消費され血中値が低下するものと考えられ、血中或は唾液中のホルモン値を測定することにより、労働強度の判定が可能になることを示している。 【冊子】女性の深夜・長時間労働が内分泌環境に及ぼす影響に関する研究—労働が女性ホルモン分泌に与える影響の解明を目指して—《第2報》 ・女性が安心して働くための予防医学と診療体制の確立を図るため、女性外来の新しいモデル・システムを提案した。 【研究報告書】働く女性のためのメディカル・ケア <p>「身体への過度の負担による筋・骨格系疾患分野」</p> <p style="text-align: right;">資料04-08</p> <p>職業性腰痛は、物流、介護、オフィス等多数の職場で発生し、業務上の負傷に起因する疾病のうち82.0%を占める発生率の高い疾患であることから、職場における心理・社会的要因も含めた発症要因を究明するための研究に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場における腰痛の発症要因として、作業姿勢、作業動作、作業環境に加えて、心理・社会的要因も関与していることを確認した。 【冊子】勤労者の腰痛の実態—職場における心理・社会的要因の関与—《第2報》 【研究報告書】事業所における腰痛発生頻度と職場環境との関連について <p>「騒音、電磁波等による感覚器障害分野」</p> <p style="text-align: right;">資料04-09</p> <p>職業性難聴や眼疾患など感覚器の障害は、就業継続が困難となるケースが多いことから、今期の研究では、眼疾患により視力が低下する労働者と就業・職場復帰との関わりについて明らかにして、職場復帰等を促進するための研究に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視力障害を引き起こす可能性のある糖尿病の労働者について、糖尿病網膜症に対する硝子体手術前後のQOLの変化と雇用状況について調査を実施、術後視力が改善しても、復職が困難であることが明らかとなった。 【冊子】網膜硝子体疾患による急性視力障害に対する治療法の研

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
			<p>研究開発－糖尿病網膜症の労働者の視力保持のために－ 《第2報》 【研究報告書】網膜硝子体疾患による急性視力障害に対する治療法の研究開発－糖尿病網膜症の勤労者の視力保持のために－ 「高・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患分野」 [資料04-09] 物理的因子による疾患の中でも、特に職業性皮膚疾患は多く発生しており、また、離職を余儀なくされるケースもあることから、今期の研究では、理・美容師の接触皮膚炎と使用する理・美容製品との関連を明らかにし、疾患の予防法を確立するための研究に取り組んだ。 ・理・美容師の接触皮膚炎の原因となっている理・美容製品に加えその成分についてもパッチテストを施行して、原因を明らかにし、皮膚炎を軽減させる等予防法を確立した。 【冊子】理・美容師の職業性接触皮膚炎－宮城県における理・美容師についてのフィールドワークからの報告－《第2報》 【研究報告書】職業性皮膚障害に対する職場作業環境管理の進め方に関するガイドライン作成－理・美容業界における皮膚炎を起こさない職場環境管理方法の構築 「せき臓損傷分野」 [資料04-10] 職場での転倒・転落等による頸椎・せき臓損傷は、依然発生しており、脊椎専門医や理学療法士等による専門的かつ総合的な医療が必要であるが、この脊椎・せき臓損傷分野の診療に貢献すべく、日本人の頸椎・頸髄の標準値の設定、業務（頸椎進展時作業）と頸部脊柱管狭窄症との関係を明らかにする研究に取り組んだ。 ・各年代の正常者に対し頸椎ドッグを施行し、MRI上の頸椎・頸髄の加齢による変化を検討したところ、脊柱管前後径、硬膜管前後径、脊髓前後径、脊髓面積は加齢と共に縮小、硬膜内脊髓占率は加齢と共に増加すること、また、頸髄の神経学的所見としての「手指10秒テスト」及び「10秒足踏みテスト」も加齢と共に低下することが明らかとなった。この結果は、高齢労働者では、頸部脊柱管狭窄症の頻度が増加し、手足の運動機能も低下していること、頸椎の過伸展による業務上の非骨傷性頸髄損傷を引き起こす可能性が強いことを示している。 【冊子】非骨傷性頸髄損傷予防法と早期治療体系の確立－MRIによる日本人の頸椎・頸髄の標準値の設定、頸椎ドッグに於ける新しい取り組み－《第2報》 【研究報告書】MRI計測による日本人の頸椎部脊柱管および頸髄の標準値の設定 「化学物質の曝露による産業中毒分野」 [資料04-10] 産業の発展に伴い、新規化学物質は次々と生成されており、有害なものも少なくないことから、化学物質の曝露による産業中毒の診断・治療に役立つ曝露指標の確立のための研究に取り組んだ。 ・プロテオミクスによる感作性物質の曝露評価法の開発について、</p>

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
			<p>in vitroの検討を行った。グルタルアルデヒド(GA)とヒトアルブミン(HSA)をin vitroで反応させ、GAの結合サイトの一部を明らかにした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【研究報告書】化学物質の曝露による産業中毒 ・シックハウス症候群(SHS)・化学物質過敏症(MCS)の鑑別診断法として心理テスト(STAI・POMS)が使用出来ることが判明した。 【研究報告書】化学物質の曝露による産業中毒 ・有害化学物質のデータベースを充実させるため、150の物質を追加・公開し、総計1,411物質とした。 【研究報告書】化学物質の曝露による産業中毒 【リーフレット】産業中毒化学物質情報 <p>「業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死）分野」</p> <p style="text-align: right;">[資料04-11]</p> <p>高血圧・糖尿病等の生活習慣病を抱える勤労者が業務の過重負荷により、脳・心臓疾患を発症し、過労死に至るケースは依然として多く、社会問題となっている。このため、過重労働による脳・心臓疾患の発症要因の解明及び予防対策の確立の研究に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過労死につながる可能性のある脳血管障害、虚血性心疾患などの発症について、時間外労働時間等の量的負荷の他、自覚的労働負荷など質的負荷を評価することにより、その関連を明らかにした。 【研究報告書】業務の過重負荷と脳・心疾患発症との関連に関する調査研究 ・年間の残業時間を500時間で分けた場合のメタボリックシンドローム及び予備軍発症のオッズ比を検討すると、残業時間500時間を越えると、40歳未満及び40歳から44歳までの群でメタボリックシンドロームのリスクが増大することが明らかとなった。 【冊子】勤労者の残業時間とメタボリックシンドローム保有状況の関係についての調査研究—メタボリックシンドロームの発症要因としての長時間労働— 【研究報告書】勤労者の残業時間とメタボリックシンドローム保有状況の関係についての調査研究 <p>「職場復帰のためのリハビリテーション分野」</p> <p style="text-align: right;">[資料04-11]</p> <p>円滑な職場復帰を図るためにには、それぞれの患者の障害の状況、職場での作業内容等に対応した職場復帰プログラムに基づきリハビリテーション医療が必要であるが、今期の研究では、脳血管障害就労者の職場復帰のためのモデル・システムを開発する研究に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳梗塞患者に対する職場復帰を促進する因子を検討し、新しいモデル・システムを提案した。 【冊子】早期職場復帰を可能にするリハビリテーションのモデル・システムの研究開発—脳血管障害就労者の早期職場復帰を目指して— 【研究報告書】早期職場復帰を可能にする各種疾患（特に脳血管障害）に対するリハビリのモデル・システムの研究・開発 <p>なお、研究・開発の実施に当たっては、産業医科大学、東京大学等</p>

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
	<p>ア これまでの診療実績・研究実績等を踏まえ、1・3分野毎に中核病院を定めるとともに、「労災疾病等研究・開発・普及ネットワーク」を構築することにより、研究テーマ毎にモデル医療やモデル予防法の研究開発に必要な臨床データ等を全国的・体系的に集積する。</p> <p>イ 研究開発されたモデル医療等の円滑な普及を図るため、次のような取組を行う。</p> <p>イ 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）を構築し、中期目標期間の最終年度において、アクセス件数を10万件以上（※）得る。 （※参考：平成14年度実績 4,124件（産業中毒、じん肺、腰痛データ・ベース））</p>	<p>ア 「労災疾病等研究・開発・普及ネットワーク」を活用して、全労災病院から収集した研究・開発に必要な臨床データに基づき必要な分析等を行うなど、最終報告書の作成に向けた所要の作業に取り組む。</p> <p>また、機構本部においては、研究に係る的確な進行管理及び支援活動に取り組む。</p> <p>なお、アスベスト関連疾患分野の研究等に活用するため、「労災疾病等研究・開発・普及ネットワーク」の一環である「石綿関連疾患データベース」に係る症例登録を推進するとともに、ハード及びソフトの両面から環境整備に取り組む。</p> <p>イ 研究開発されたモデル医療等の円滑な普及を図るため、次のような取組を行う。</p> <p>なお、平成20年度から本格的にモデル医療等の普及活動に移行することを念頭に置いて、普及計画検討委員会（仮称）等の設置等により効果的な普及活動の在り方等に関する検討に着手する。</p> <p>i ホームページ等情報提供に関する事項</p> <p>(i) これまでの研究開発を通じて得られた知見をホームページに随時掲載することにより、最新情報の発信に努める。</p> <p>(ii) 騒音、電磁波等による感覚器障害分野、業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死）分野に関して、これまでの研究成果を基に、労災指定医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）を構築した。これにより、既存</p>	<p>大学のほか、労働安全衛生総合研究所、新潟市外研所等研究機関から職員を共同研究者、研究アドバイザーとして参画いただくなど連携を図った。また、医師以外の診療放射線科技師等コメディカル部門についても参画を促進した。</p> <p>ア 各研究分野においては、「労災疾病等研究・開発・普及ネットワーク」を活用することにより、全労災病院から研究・開発に必要な臨床データを収集し、分析等を行うなど、所要の作業を実施し、最終報告書を作成した。</p> <p>また、機構本部においては、研究者が効率的に研究に取り組むため、ネットワークシステムの随時の改修、必要な機器の整備等、研究環境の整備に努めるとともに、研究・開発計画に遅れが出ないよう的確な進行管理と支援活動を実施した。</p> <p>なお、アスベスト関連疾患分野の研究等に活用するため、「労災疾病等研究・開発・普及ネットワーク」の一環である「石綿関連疾患データベース」に係る症例登録を推進した。</p> <p>イ 研究開発されたモデル医療等の円滑な普及を図るため、次のような取組を行った。</p> <p>なお、平成20年度からの本格的なモデル医療等の普及活動に当たり、平成19年3月、「労災疾病等1・3分野医学研究開発成果普及計画検討委員会設置要綱」を策定し、「労災疾病等1・3分野医学研究開発成果普及計画検討委員会」を設置した。平成19年11月、本委員会において「労災疾病等1・3分野医学研究開発成果普及事業実施要領」を策定し、各分野の主任研究者に普及計画書の策定指示を行った。その後、各分野から提出された普及計画書について、本委員会において検討を行った結果、平成20年3月に開催した本委員会において全ての普及計画書の承認を行い、平成20年度から効率的かつ効果的な普及活動を実施するための体制整備を図った。</p> <p>i ホームページ等情報提供に関する事項</p> <p>労災疾病等1・3分野の知見等研究成果をタイムリーに情報提供すべく次のとおり取り組んだ。</p> <p>(i) これまでの研究開発を通じて得られた知見をホームページに随時掲載することにより、最新情報の発信に努め、多くの利用を得た。</p> <p>(ii) 騒音、電磁波等による感覚器障害分野及び業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死）分野に関して、これまでの研究成果を基に、労災指定医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）を構築した。これにより、既存</p>

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績								
	<p>ii 労災病院の医師等に対してモデル医療等に係る指導医育成の教育研修を実施する。</p> <p>iii 中期目標期間中に、日本職業・災害医学会等関連医学会</p>	<p>労災指定医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や労働者を対象としたモデル労防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）を構築し、既存のデータ・ベース（ホームページ）と併せてアクセス件数6万2千件以上を得る。</p> <p>【※既存データ・ベース（ホームページ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体への過度の負担による筋・骨格系疾患 ・振動障害 ・化学物質の曝露による産業中毒 ・粉じん等による呼吸器疾患 ・職場復帰のためのリハビリテーション ・労働者のメンタルヘルス ・四肢切断、骨折等の職業性外傷 ・せき臓損傷 ・高・低温、気圧、放射線等物理的因子 ・働く女性のためのメディカル・ケア <p>ii 労災病院の医師等に対してモデル医療等に係る指導医育成の教育研修を引き続き実施するとともに、次の取組を新たに実施する</p> <p>(i) 平成19年度から普及活動に移行する振動障害分野について、労災病院の担当医を対象として、振動障害検査機器（F S B P %）の取扱に係る実技研修を行う。</p> <p>(ii) 厚生労働省の委託事業である既存の研修に加え、機構独自の取組として、産業医等を対象とした新規研修事業の実施を検討する。</p>	<p>のデータ・ベース（ホームページ）と併せたアクセス件数は、13万638件となった。</p> <p>データ・ベースアクセス件数の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14,630件</td> <td>38,260件</td> <td>99,043件</td> <td>130,638件</td> </tr> </tbody> </table> <p>【各分野のデータ・ベース（ホームページ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身体への過度の負担による筋・骨格系疾患 ②振動障害 ③化学物質の曝露による産業中毒 ④粉じん等による呼吸器疾患 ⑤職場復帰のためのリハビリテーション ⑥労働者のメンタルヘルス ⑦四肢切断、骨折等の職業性外傷 ⑧せき臓損傷 ⑨高・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患 ⑩働く女性のためのメディカル・ケア ⑪アスベスト関連疾患 ⑫騒音、電磁波等による感覚器障害 ⑬業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死） <p>ii 教育研修にすること</p> <p>労災病院の医師等に対してモデル医療等に係る指導医育成の教育研修を引き続き実施し、次の取組を新たに実施した。</p> <p>(i) 平成19年度から普及活動に移行する振動障害分野については、労災病院の担当医を対象として、振動障害検査機器（F S B P %）の取扱に係る実技研修を全国5か所で延べ10回実施した。</p> <p>(ii) 厚生労働省の委託事業である既存の研修に加え、減少する専門医の養成のため、機構独自の取組として、じん肺健診等に携わる医師を対象に「じん肺診断技術研修」を実施（平成19年8月23日、24日）した。受講者38名からは、じん肺エッカス線写真読影実習が充実していたなど、高い評価を得た。</p> <p>iii 学会発表等にすること</p> <p>国外では、アメリカ手の外科学会、国際頸椎学会、国際ストレ</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	14,630件	38,260件	99,043件	130,638件
16年度	17年度	18年度	19年度								
14,630件	38,260件	99,043件	130,638件								
			<p>- 21 -</p>								

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績	
	<p>において、14研究・開発テーマに関し30件以上(※)の学会発表を行う。 (※参考:研究開発期間中と終了時に、それぞれ1回以上実施)</p> <p>ウ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえ、外部委員を含む研究評価委員会を設置して、各研究テーマの事前評価を行い、以降毎年度、中間・事後評価を行うことで、その結果を研究計画の改善に反映する。</p>	<p>ウ 各研究開発計画の中間・事後評価を行うため、外部委員を含む業績評価委員会医学研究評価部会を開催し、研究開発計画の達成度等に係る総括的な評価を実施する。</p> <p>また、研究分野ごとの普及計画の検討に当たって、医学研究評価部会の外部委員等に対し専門的見地からの指導・助言を依頼することにより、普及活動に反映させる。</p>	<p>ス学会等関連医学会等において17の学会発表を行い、国内では、日本肺癌学会、日本脊椎脊髄病学会、日本リハビリテーション医学会等関連医学会において86の学会発表を行った。</p> <p>なお、日本職業・災害医学会においては、「労災疾病等13分野研究の報告」と題して、13分野の主任研究者等が一同に会し研究成果の発表を行った。</p> <p>ウ 外部委員を含む業績評価委員会医学研究評価部会を平成20年2月19日及び21日に開催し、「振動障害」分野については事後評価(達成度、研究成果の意義等)を、その他の分野については中間評価(達成度、今後の研究開発計画の妥当性等)を実施した。</p> <p>なお、全ての分野について、研究開発計画の推進と併せて、本研究により得られた成果を報告論文にまとめ、今後学会、研修会、講習会等による発表やホームページ等の方法により情報提供を行う等普及活動の推進に努めることとしている。</p>	
評価の視点等	自己評価	S	評定	
(理由及び特記事項)			(理由及び特記事項) (委員会としての評定理由)	
<p>○療養施設の運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>1 アスベスト問題への取組 アスベスト問題に関して社会的要請に対して迅速な対応を行い、その後もアスベスト関連疾患の研究の継続、研究成果の普及、厚生労働省の委託研修の実施など、アスベスト問題におけるセーフティーネットとして積極的な対応を行っている。(業務実績第2の2の(1)参照)</p> <p>2 労災疾病等13分野の研究成果 労災疾病等13分野の全ての分野において研究成果が取りまとめられ、平成20年度における研究成果の普及の段階へと着実に実績を積み重ねることができた。(業務実績第2の2の(1)の①参照)</p> <p>3 評価委員会の指摘事項への対応状況 勤労者の新しいニーズに対応した研究としては、「勤労者のメンタルヘルス分野」において、勤労者の仕事による疲労蓄積度を脳血流量により客観的に評価する研究、また「業務の過重負荷による脳・心臓疾患(過労死)分野」において、メタボリックシンдрームに対する労働環境からのアプローチを検討する研究を行った。(業務実績第2の2の(1)の①の「勤労者のメンタルヘルス分野」、「業務の過重負荷による脳・心臓疾患(過労死)分野」参照)</p> <p>4 数値目標の達成状況 労災疾病等13分野のデータベース(ホームページ)へのアクセス件数は130,638件となり、今年度の目標値(6万2千件以上)を大きく上回った。中期目標の目標値である「平成20年度におけるアクセス件数10万件以上」を平成19年度中に達成することができた。(業務実績「ホームページ等情報提供に関するこ」参照) また、労災疾病等13分野研究成果の学会発表については、国外で17、国内で86の学会発表を行い、中期目標期間中に30件以上という目標発表数を大幅に上回る実績を挙げることができた。(業務実績第2の2の(1)の①のイのiii参照) 以上1から4までにより、自己評価を「S」とした。</p>			<p>アスベストやメンタルヘルス等の労災疾病等13分野全ての分野において、研究成果を取りまとめ、その成果の普及するため、国内86、国外17の学会発表を行うなど、中期目標を上回る実績をあげた。また、労災疾病等13分野のホームページアクセス件数も130,638件と着実に数字を伸ばし、中期目標を大幅に上回る実績をあげている。</p> <p>(各委員の評定理由) ・労災病院における症例の蓄積を活用し、労災疾病に係る研究・開発を行い、その成果を普及させることは当機構にしかできない重要な使命である。19年度においては、アスベスト関連疾患の早期診断法の確立、残業時間が年間500時間を超えるとメタボリックシンдрームのリスクが増大することの発見、じん肺結節と肺がんとの新たな鑑別法の確立、脳血流を用いたうつ病の診断法の開発など、例年同様、優れた成果があがっている。国内86、国外17の学会発表が行われ、13万を超えるホームページアクセスがあったことも特筆に値する。 ・アスベストによる中皮腫の早期診断法など各種の研究成果とその広報に努めている。 ・労災に関する研究と調査について着実に成果を得ている。 :今求められている分野で重要な研究成果が上がっていいる。 ・自己評価のとおり。 数値目標は全て達成し、「評価の視点」への対応も</p>	

[数値目標]

・医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース(ホームページ)を構築し、中期目標期間の最終年度において、アク

労災疾病等13分野のデータベース(ホームページ)へのアクセス件数は130,638件となり、今年度の目標値(6万2千件以上)を大きく上回った。中期目標の目標値である「平成20年度におけるアクセス件数10万件以上」を平成19年度中に達成することができた。

セス件数を10万件以上、うち平成19年度においてアクセス件数6万2千件以上を得ること

・中期目標期間中に、日本職業・災害医学会等関連医学会において、14研究・開発テーマに関し30件以上の学会発表をおこなうこと

【評価の視点】

・地域支援の各機能を集約した労働者医療総合センターの組織的体制が、確実に構築されたか。

・各労災疾病研究センターにおいて、中期計画の別紙13分野の研究テーマ毎に研究開発計画を作成したか。

・労災疾病研究センターの設置、労災疾病等の研究・開発、普及ネットワークの構築により研究・開発体制が整備され、臨床データ等が全労災病院から集積されるなど、労災疾病に係る研究・開発が計画的かつ着実に実施されているか。

・モデル医療情報、モデル予防情報を掲載したデータ・ベース（ホームページ）が構築されるとともに、アクセス件数6万2千件以上を得られたか。

・外部委員を含む研究評価委員会により各研究テーマの事前評価、中間評価、最終評価が行われ、その結果が研究計画の改善に反映されているか。

【16「評価】今後は、研究テーマの選択に当たり、今般のアスベスト問題のような緊急課題に対して柔軟な取り組みを期待する。

【16「評価】学際的研究の推進の一環として、看護・心理・リハビリテーション等コメディカル研究者の更なる研究への参画と成果の発表を促すことを期待する。

きた。（業務実績第2の2の（1）の①のイのⅰの（ii）参照）

国外では、アメリカ手の外科学会、国際頸椎学会、国際ストレス学会等関連医学会等において17の学会発表を行い、国内では、日本肺癌学会、日本脊椎脊髄病学会、日本リハビリテーション医学会等関連医学会において86の学会発表を行った。（業務実績第2の2の（1）の①のイのⅲ参照）

（注1）□は、厚生労働省独立行政法人評価委員会による評価への対応

（注2）■は、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価への対応

実績：○

平成16年度に構築した地域支援の各機能を集約した労働者総合センターの組織的体制を効率的かつ効果的に運営するとともに、平成17年度に全国23の労災病院に設置したアスベスト疾患センターにおいては、アスベスト関連疾患の診断・治療及び症例の収集を継続的に実施している。このうち、全国7ブロックの拠点となる各ブロックセンターにおいては、前年度、前々年度に引き続き、労災指定医療機関を始め他の医療機関の支援を行った。

実績：○

平成16年度に作成した研究開発計画書に沿って研究開発を推進するとともに、その成果及び実績について外部委員を含めた医学研究評価部会で中間評価を実施し、研究開発計画の改善を図った。

実績：○

「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」の運用に当たっては、利便性の向上等の観点から関連機器・ソフトウェアの新規導入やシステム変更を随時実施した。また、必要に応じて本部から担当職員を派遣し、技術的な相談や操作指導等を行ったことで、ネットワークシステムの活用に関する研究者等の理解を深めることができ、評価・分析に当たっての更なる改善が図られた。

実績：○

13分野全てについてデータ・ベース（ホームページ）を構築した。平成19年度のアクセス件数は130,638件となり、今年度の目標値を大きく上回った。中期目標の「平成20年度におけるアクセス件数10万件以上」を平成19年度中に達成することができた。

実績：○

外部委員を含む業績評価委員会医学研究評価部会を平成20年2月19日及び21日に開催し、「振動障害」分野については事後評価（達成度、研究成果の意義等）を、他の分野については中間評価（達成度、今後の研究開発計画の妥当性等）を実施した。

□從来の労災疾病等12分野の一つである「粉じん等による呼吸器疾患」分野研究の中から、「石綿曝露による肺がん及び悪性中皮腫例の調査研究」を独立させることにより、平成18年度から新たに「アスベスト関連疾患」分野を立ち上げ、重点的取組を強化することとした。

□労災疾病等12分野に係る研究に関しては、産業中毒分野においては臨床検査技師、粉じん等による呼吸器疾患分野においては放射線科技師、メンタルヘルス分野においては臨床心理師を、それぞれ共同研究者とすることにより、学際的研究の推進を図っている。また、全国労災病院長会議や技師研修等においては、繰り返し医師以外の研究への参加を要請するなどした結果、検査技師等の研究者会議への参画を得たほか、症例の入力や集計業務に加え、患者に対するアンケート調査に際して記入方法の説明を行う等、研究協力者と

適切と評価する。

・アスベスト、メンタルヘルスへの取組みは高く評価したい。

・研究成果（冊子等）の質は高く、今後多いに普及してほしい。

・労災に関する研究・開発を担う専門機関としての自覚があり、責任を果たしていると評価できる。普及力を入れることを期待する。

・ユニークな、この機構ならではの研究に加えて、過去の症例による検証ができている。アスベストでは貢献が顕著。

（その他意見）

・既存の得意とする分野の研究成果については、極めて高いものであることは認めるが、労働者が働いている産業構造あるいは雇用構造の変化に対応した疾病に関する研究、治療研究を行うことが望ましいのではないか。新しい分野について努力されていることは認められるが、とりわけこの分野での高い研究成果のために資源配分が望まれる。

・既存の分野について、学会発表の数も重要であるが、独立行政法人として政策執行のエージェントとして求められるものは、それらの普及であると思われる、今後のさらなる仕組み作りに期待したい。

・研究の成果が国際的に掲載されることによる国際的な研究価値の評価が今後多数得られるようになることを期待する。

・今後、心労や精神に関する分野を調査・研究することが望まれます。

【17 「評価】今後も、労災疾病に係る研究開発の成果を社会的資源として生かすため、更なる努力と積極的な貢献を期待する。

【18 「評価】今後も、労災疾病に係る研究開発の成果を社会的資源として生かすため、更なる努力と積極的な貢献を期待することに加え、勤労者の新しいニーズに対応した研究成果を蓄積することを期待する。

【16 「2次評価】労災疾病（勤労者医療12分野）の研究機能は、効率的な研究実施の観点から集中・特化するとともに、独立行政法人産業医学総合研究所及び産業医科大学とのシナジー効果をどのように発揮させた上で、中期目標期間終了時の検討を視野に入れた今後の労災病院の在り方を含む評価を行うべき。

【17 「2次評価】労災病院については、労災疾病（勤労者医療13分野）の研究機能は、引き続き、効率的な研究実施の観点から集中・特化するとともに、労働安全衛生総合研究所及び産業医科大学とのシナジー効果を発揮させた上で、中期目標期間終了時の検討を視野に入れた今後の労災病院の在り方を含む評価を行うべき。

【16 「評価】研究費の配分については、研究成果のコストパフォーマンスに留意しつつ弾力的な配分を考慮していく必要がある。

して多数の看護師やコ・メディカル職員あるいは事務職員等が研究遂行の一翼を担っており、研究の実施に当たりこうした職員の存在が不可欠となっている。

□各分野において、全労災病院から集積した臨床データに基づく、研究・開発を計画どおり実施しており、各分野においては診断基準・診断法の開発等を行ったほか、症例選集、マニュアルの作成等の成果をあげている。

□勤労者の新しいニーズに対応した研究としては、「勤労者のメンタルヘルス分野」において、勤労者の仕事による疲労蓄積度を脳血液量により客観的に評価する研究、また「業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死）分野」において、メタボリックシンドロームに対する労働環境からのアプローチを検討する研究を行った。

■労災疾病等12分野の研究に当たり、産業中毒分野研究及び職場復帰リバ分野研究において産業医科大学、粉じん等の呼吸器疾患分野において独立行政法人産業医学総合研究所の研究者を、それぞれ共同研究者とすることにより、他の研究機関との連携を図っている。また、平成17年度に発刊した「アスベスト関連疾患日常診療ガイド」の編集に当たっては、当機構の職員のみならず、産業医学総合研究所の複数のスタッフ等に対し執筆要請を行った結果、円滑に協力を得ることができ、相互の知見の有効活用に繋がった。

■労災疾病13分野の研究に当たり、化学物質の曝露による産業中毒分野研究及び職場復帰のためのリハビリテーション分野の研究において産業医科大学、粉じん等による呼吸器疾患分野及びアスベスト関連疾患分野の研究において独立行政法人労働安全衛生総合研究所等の研究者をそれぞれ共同研究者とすることにより、他の研究機関との連携を図っている。また、平成17年度に機構外の研究者3名の協力を得て作成、発行した「アスベスト関連疾患日常診療ガイド」については、専門家の助言を踏まえ、症例の更なる追加や病理所見など貴重な情報を新たに盛り込んだ「増補改訂版」を発行した。さらに、労働安全衛生総合研究所の「石綿小体等の計測の精度管理等に係る研究」について、アスベスト関連疾患ブロックセンターを設置している労災病院の検査技師が、石綿小体の計測を実施する等の協力を行った。

□各年度の研究予算も含めた研究計画の妥当性については、医学研究評価部会による中間評価において、研究計画の進捗状況等を勘案して、複数委員の評価に基づき客観的な評価を行っており、限られた予算の有効活用を図る観点から当該評価結果を踏まえて、予算額を見直す等の弾力的な配分を行っている。

評価シート（5）

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																																						
<p>② 勤労者に対する過労死予防等の推進</p> <p>勤労者の健康確保を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理を推進し、中期目標期間中、勤労者の過労死予防対策の指導を延べ23万人以上（※1）、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ5万5千人以上（※2）、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ7千人以上（※3）実施すること。</p> <p>また、利用者から、職場における健康確保に関して、有用であった旨の評価を70%以上得ること。</p> <p>（※参考1：平成14年度実績17,887人）</p> <p>（※参考2：平成14年度実績7,838人）</p> <p>（※参考3：平成14年度実績855人）</p>	<p>② 勤労者に対する過労死予防等の推進</p> <p>勤労者に対する過労死予防等の推進に関し示された中期目標を達成するため、次のような取組を行う。</p> <p>ア 労働衛生関係機関との連携や予防関連学会等からの最新の予防法の情報収集等により、指導・相談の質の向上を図る。</p>	<p>② 勤労者に対する過労死予防等の推進</p> <p>勤労者の健康確保を図るために勤労者予防医療センターにおける取組については、平成18年度において、勤労者の過労死予防対策の指導及び勤労女性に対する女性保健師による生活指導に係る中期目標上の数値目標を達成し、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談の数値目標についても平成19年度中に達成見込みとなることから、機構において新たな数値目標を過去の実績を踏まえ以下のとおり定め、積極的な予防医療活動を展開する。</p> <p>勤労者の過労死予防対策の指導を延べ12万8千人以上、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ1万8千人以上、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ3千5百人以上実施する。また、利用者満足度調査を引き続き実施し、利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価を70%以上得る。</p> <p>なお、これらの数値目標を達成するため、次のような取組を行う。</p> <p>ア 指導・相談の質の向上を図るために、労働衛生関係機関との連携を促進するとともに、予防関連学会や各種協会が実施するスキルアップ研修に参加して最新の予防法の情報収集等し、指導・相談業務等に活用する。さらに、各事業において得られた指導方法についての好事例等を各種学会等で発表するなどして情報交換を行うことにより指導の質の向上を図る。また、業務指導を実施し適切な事業が行われているか検証するとともに好事例の収集等を行い各施設にフィードバックする。</p>	<p>② 勤労者に対する過労死予防等の推進</p> <p>資料05-01、資料05-02、資料05-03、 資料05-04、資料05-05</p> <p>勤労者の過労死予防対策の指導人件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80,876人</td><td>113,672人</td><td>135,238人</td><td>157,032人</td><td>486,818人</td></tr> </tbody> </table> <p>勤労者心の電話相談人件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,878人</td><td>15,249人</td><td>18,580人</td><td>23,829人</td><td>70,536人</td></tr> </tbody> </table> <p>勤労者女性に対する女性保健師による生活指導人件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,122人</td><td>3,280人</td><td>3,884人</td><td>3,864人</td><td>13,150人</td></tr> </tbody> </table> <p>利用者から職場における健康管理に関して有用であった旨の評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>81.7%</td><td>90.6%</td><td>90.9%</td><td>90.6%</td></tr> </tbody> </table> <p>勤労者の健康確保を図るため、勤労者予防医療センターにおいて次のような取組を行い、勤労者の過労死予防対策の指導を延べ157,032人、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を述べ23,829人、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ3,864人実施した。</p> <p>また、利用者満足度調査を利用者3,314人に対して実施し、2,882人の回答者のうち職場における健康確保に関して有用である旨の評価を90.6%得た。</p> <p>なお、調査にて把握した利用者の意見についての評価、分析を行い必要に応じて希望分野の講習の開催、運動器具の整備など迅速な対応を行い事業に反映した。</p> <p>ア 指導・相談の質の向上を図るために、労働衛生関係機関との連携を図り、平成20年度から実施される「特定保健指導」実務者のための研修会等の講師としてスタッフを派遣した。また、地域レベルで組織される各種委員会等に参画し、予防医療に関する社会の方向性等を把握するとともに、予防関連学会等からの最新の予防法の情報収集等を行い指導・相談業務等に活用し、指導の好事例等については、各種学会等で発表した。</p> <p>さらに、これまでの事業で培った知見を社会に周知するため「メタボリックシンドローム予防・解消ハンドブック」作成に着手した。（成果物については平成20年度6月に出版）</p> <p>メンタルヘルス不全予防対策「勤労者心の電話相談」については、相談対応の更なる向上を図るために、専門医師を中心に定期的に研修会を行った。</p> <p>また、適正な事業を実施するための業務指導を実施し、指導で得られた取組状況に関する好事例や留意事項については、業務の活性化のための資料として取り纏め、全施設にフィードバックした。</p> <p>働く女性健康をサポートすることを目的に開催している「女性医</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	80,876人	113,672人	135,238人	157,032人	486,818人	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	12,878人	15,249人	18,580人	23,829人	70,536人	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	2,122人	3,280人	3,884人	3,864人	13,150人	16年度	17年度	18年度	19年度	81.7%	90.6%	90.9%	90.6%
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																					
80,876人	113,672人	135,238人	157,032人	486,818人																																					
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																					
12,878人	15,249人	18,580人	23,829人	70,536人																																					
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																					
2,122人	3,280人	3,884人	3,864人	13,150人																																					
16年度	17年度	18年度	19年度																																						
81.7%	90.6%	90.9%	90.6%																																						

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
	<p>イ 勤労者等の利便性の向上を図るため、指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮する。</p> <p>ウ 利用者の満足度調査を毎年度実施し、結果を指導・相談内容に反映させることにより、その質の向上を図る。</p>	<p>イ 勤労者等の利便性の向上を図るため、利用しやすい指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮した事業を展開する。</p> <p>また、企業への出張講習等についても、時間、利便性を考慮した積極的な事業を展開する。</p> <p>ウ 利用者の満足度調査と併せて、企業の事業主を対象とした勤労者の健康保持増進に関するニーズ調査について、本年度も調査内容を吟味した上で実施する。得られた結果について評価、分析し企業のニーズに即した事業展開を行う。</p> <p>また、実施中のメタボリックシンドロームに対する適切な生活指導を確立するための調査研究により予防医療センターが利用者の健康確保の寄与に貢献していることを検証するとともに、メタボリックシンドロームの成因を明らかにし、メタボリックシンドロームの予防に繋げること及び非薬物療法（食事療法、運動療法）による効果的な治療法を確立する。</p> <p>さらに、得られた成果については日本職業・災害医学会等において発表する。</p>	<p>療フォーラムの過去5回を取り纏めた「働く女性のためのヘルスサポートガイド」を作成した。</p> <p>イ 勤労者の利便性の向上を図るため、平日17時以降の利用しやすい時間帯や土、日、祭日に指導・相談等を行い、出張による個別指導・講習会についても企業等の希望に合わせた時間帯に実施した。</p> <p>また、来所が困難な勤労者に対して、郵便を利用した栄養指導やホームページ上で管理栄養士が作成した健康食レシピを公開した。</p> <p>さらに企業と合同で「朝のストレッチビデオ」、「重度障害者の従業員のための運動」や作業形態に対応した「VDT障害防止」、「腰痛予防」のビデオ、DVDを作成し従業員の健康保持増進に努めた。</p> <p>メンタルヘルス不全対策の推進としては、人事異動、入退職等による心の問題に対応するため通話料無料のフリーダイヤルキャンペーンを実施した。（平成20年3月から4月末まで）</p> <p>ウ 企業の事業主を対象とした勤労者の健康保持増進に関するニーズ調査については、3,575社に対してアンケート調査を行い、1,302社から回答を得た。得られた結果について評価、分析を行い企業のニーズに応じたテーマでの講習会の開催や時間外及び出張による指導や講習会を行った。</p> <p>また、センター共同で「メタボリックシンドロームに対する適切な生活指導を確立するための調査研究」及び「メタボリックシンドロームの効果的な指導法及び指導を阻害する要因を調査するための研究」を実施した。さらに各センターが個別に作業態様と疾病の発症との因果関係及び増悪の防止について調査研究を実施し、その成果を日本職業・災害医学会等において発表した。</p>

評価の視点等	自己評価	A	評定	A
	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>1 数値目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤労者に対する過労死予防等の推進については、平成19年度計画件数を達成 ・中期目標4年目において全ての分野について示された数値目標を達成 ・利用者満足度調査においては利用者の9割が満足と回答 <p>2 指導・相談の質の向上及び利便性の向上に向けた取組状況</p> <p>① 指導・相談の質の向上に向けた取組</p> <p>ア 予防医療に関する関連学会（176学会）へ参加し、最新の情報を収集して指導実施者のスキルアップを図り質の高い指導・相談業務を実施</p> <p>イ 適正な事業実施を検証するための業務指導を実施し、業務の参考となる好事例、指摘事項を取りまとめた「結果概要」を各施設に配付し事業の活性化を図る</p>		<p>(理由及び特記事項)</p> <p>(委員会としての評定理由)</p> <p>勤労者の過労死予防対策の指導を157,032人に実施、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を23,829人に実施、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を3,864人に実施し、中期目標4年目に全ての分野の数値目標を達成した。また、好事例・指摘事項を取りまとめ、全施設に配布を行ったこと、企業ニーズ調査を行ったことなどにより、3年連続で90%を超える満足度調査結果を得るなど中期目標の達成に向けた取組みが進んでいると言える。</p>	

- ウ 過労死予防対策
- ・特定保健指導実施者研修等へスタッフを講師として派遣
 - ・「メタボリックシンドローム予防・解消ハンドブック」を作成
 - ・指導向上のためのスキルアップ研修会への参加
- エ メンタルヘルス不全予防対策
- ・専門医による定期的勉強会の開催及び外部の研修会への参加
 - ・フリーダイヤルキャンペーン実施
- オ 勤労女性の健康管理対策
- ・「女性医療フォーラム」への参加
 - ・「働く女性のためのヘルスサポートガイド」作成
- カ 調査研究の実施
- ・共同研究としてメタボリックシンドロームに関する研究
 - ・個別研究として作業態様と生活習慣病等の関連及び予防等に関する研究
- ② 利便性の向上に向けた取組
- ・夜間、休日等に指導・相談を実施
 - ・出張による保健指導を実施
 - ・郵便・メールによる個別指導を実施
 - ・電子メールによるメンタルヘルス相談の実施
 - ・スポーツ施設と連携し指導が継続できるシステムを構築
 - ・スタッフ、設備を持たない医療機関を対象とした予防医療の病診連携を構築
 - ・自宅で運動指導ができるテキストビデオを作成
 - ・企業ニーズ調査を実施して要望に応じた出張講習会等を実施
- 以上1及び2により、自己評定を「A」とした。

- (各委員の評定理由)
- ・予防措置に関しての努力は目標を超えて達成していると評価できる。過労死、メンタルヘルス等の分野は、今後の労働者の健康福祉の中心的な問題であるので、このような積極的な研修などの努力は評価されるべきである。
 - ・3事業共通対策として好事例・指摘事項をとりまとめ、全施設に配布したこと、過労死対策として特定保健指導の実務者のための研修会に予防医療センターのスタッフを講師として派遣したこと、出張による保健指導やビデオ作成や企業ニーズ調査を行ったこと、メンタルヘルス不全対策として、心の電話相談を3月・4月に通話料無料で行ったこと、それらの結果、3年連続で90%を超える満足度の数値目標を達成したことが高く評価できる。
 - ・全分野で数値目標を達成するとともに、利用者満足度が3年連続で90%を超えた。
 - ・予防対策については計画以上の実績を上げている。
 - ・数値目標は全て達成し、「評価の視点」への対応も適切と評価できる。
 - ・中期目標を達成していると評価できる。
 - ・自己評価に同意します。

(その他意見)

- ・わかり易さ、使い易さに留意して推進下さい。

[数値目標]

- ・中期目標期間中に、勤労者の過労死予防対策の指導を延べ23万人以上実施することとし、うち平成19年度において、当該指導を延べ12万8千人以上実施すること

- ・中期目標期間中、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ5万5千人以上実施することとし、うち平成19年度においては、当該電話相談を延べ1万8千人以上実施すること

- ・中期目標期間中、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ7千人以上実施することとし、うち平成19年度においては、当該生活指導を延べ3千5百人以上実施すること

- ・利用者から、職場における健康確保に関して、有用であった旨の評価を70%以上得ること

[評価の視点]

- ・勤労者の過労死予防対策の指導が延べ12万8千人以上実施されたか。

- ・メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談が延べ1万8千人以上実施されたか。

- ・勤労女性に対する女性保健師による生活指導が延べ3千5百人以上実施されたか。

平成19年度において当該指導を157,032人実施し、4年間合計で486,818人（中期目標達成率：211.7%）実施した。（業務実績第2の2の（1）の②参照）

平成19年度において当該電話相談を23,829人実施し、4年間合計で70,536人（中期目標達成率：128.2%）実施した。（業務実績第2の2の（1）の②参照）

平成19年度において当該生活指導を3,864人実施し、4年間合計で13,150人（中期目標達成率：187.9%）実施した。（業務実績第2の2の（1）の②参照）

有用であった旨の評価を90.6%得た。（業務実績第2の2の（1）の②参照）

（注）口は、厚生労働省独立行政法人評価委員会による評価への対応

実績：○

利用者の利便性、指導の質の向上、ニーズを踏まえた事業の実施により157,032人に指導を実施した。

実績：○

メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ23,829人に実施した。

実績：○

勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ3,864人実施した。

・利用者から職場における健康管理に関して有用であった旨の評価を70%以上得られたか。

・指導・相談の質の向上を図る観点から、最新の予防法の情報収集等が行われ、指導・相談業務等に活用されているか。

・指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮して勤労者等の利便性の向上を図っているか。

・満足度調査において提出された意見を検討し、業務の改善に反映されたか。

【16 「評価】今後は、相談等の実施件数や利用者の満足度で評価するだけでなく地域のニーズをどの程度カバーしているのか、勤労者の健康確保にどの程度寄与しているのかという点についても検証する必要がある。

【17 「評価】今後は、実施した対策の効果について研究・調査をしつつ、対象者を拡大し幅広く働きかけていくことを期待する。

実績：○

利用者への満足度調査により「職場における健康確保に関して有用であった」旨の評価を90.6%得た。

実績：○

指導・相談の質の向上を図る観点から、最新の予防法の情報収集等を行い、指導・相談業務等に活用した。（業務実績 第2の2の（1）の②のア参照）

実績：○

指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮して勤労者等の利便性の向上を図った。（業務実績第2の2の（1）の②のア参照）

実績：○

満足度調査において提出された意見をもとに評価、分析を行い業務に反映させた。（業務実績第2の2の（1）の②のウ参照）

□満足度調査（平成17年9月及び10月に実施）、各種講習会等を実施した際に行うアンケート調査及び企業訪問時調査において、利用者・企業からの意見をもとに、長期的な指導を実施する「健康教室」、実施時間帯の幅を広げる等予防医療ニーズに対応した業務の改善を行った。さらに、平成18年度において企業の事業主、健康管理者のニーズに応じた事業をさらに進めるため、平成17年度において全施設共通のニーズ調査票を作成した。

勤労者の健康の確保の寄与度については、各施設で利用者を対象に運動指導、食事指導、禁煙指導等の健康改善度、効果的な手法等について調査研究を実施し、その成果を各種学会等で発表した。加えて、9センターのスケールメリットを生かし、メタボリック症候群における改善度について共同で調査研究を行うため、平成17年度において研究計画書を作成した。

□「今後は、実施した対策の効果について研究・調査をしつつ、対象者を拡大し幅広く働きかけていくことを期待する。」との指摘に対して、各施設で各種指導の効果に関する調査研究を実施し、その成果を各種指導で活用するとともに、各種学会等で発表、ホームページに掲載するなどして広く周知した。加えて、平成18年度から、9センターのスケールメリットを生かしたメタボリックシンドロームに関する研究を開始した。

評価シート（6）

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																																										
③ 勤労者医療の地域支援の推進	③ 勤労者医療の地域支援の推進 労災病院においては、地域における勤労者医療を支援するため、紹介患者の受け入れなど地域の労災指定医療機関との連携を推進するとともに、労災指定医療機関を対象にしたモデル医療普及のための講習、労災指定医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を行うこと。 また、利用した労災指定医療機関、産業医等から診療や産業医活動の上で有用であった旨の評価を70%以上得ること。	③ 勤労者医療の地域支援の推進 労災病院においては、勤労者医療の地域支援の推進に関し示された中期目標を達成するため、次のような取組を行う。	③ 勤労者医療の地域支援の推進 地域医療連携室において次のような取組を行うとともに、利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった（役に立った）旨の評価を70%以上得る。																																										
	ア 患者紹介に関する労災指定医療機関との連携機能を強化すること等により、中期目標期間の最終年度までに、患者紹介率を40%以上（※1）とする。		ア 地域医療連携室において労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、40%以上の患者紹介率を確保する。																																										
	イ 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会を設定することにより、中期目標期間中、延べ3万2千人以上（※2）に対し講習を実施する。 また、モデル医療に関し、多様な媒体を用いた相談受付を実施する。		イ 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関の診療時間等に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるよう媒体の多様化を図り、1万3千人以上を対象にモデル医療の普及を行う。																																										
	ウ 高度医療機器の利用促進を図るために、ホームページ・診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中心とした評価		ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ29,082件の受託検査を実施した。																																										
			資料06-01、資料06-02 地域医療連携室において次のような取組みを行うとともに、利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった（役に立った）旨の評価について77.7%の評価を得た。 診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価 <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>78.6%</td><td>77.0%</td><td>74.4%</td><td>77.7%</td></tr> </tbody> </table> 地元医療支援病院 <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3施設</td><td>3施設</td><td>5施設</td><td>9施設</td></tr> </tbody> </table> 地元がん診療連携拠点病院 <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4施設</td><td>4施設</td><td>8施設</td><td>10施設</td></tr> </tbody> </table> ア 地域医療連携室において、労災指定医療機関等に対してFAX等による直接予約システムを導入するとともに、地域連携パスの導入など労災指定医療機関との医療連携に取り組んだ結果、49.8%の紹介率を確保した。 患者紹介率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38.6%</td><td>42.3%</td><td>44.7%</td><td>49.8%</td></tr> </tbody> </table> イ 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師（以下「労災指定医」という。）及び産業医等に対して、労災指定医等の診療時間等利便性に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるよう媒体の多様化を図り、労災指定医療機関等の医師20,436人を対象にモデル医療の普及を行った。 <ul style="list-style-type: none"> i アスベスト関連疾患に係る研修会等の開催 喫緊の課題となっている石綿（アスベスト）関連疾患に係る医師を対象としたアスベスト診断技術研修（基礎・専門研修）、病理医師を対象としたアスベスト小体計測数検査技術研修会を開催し、延べ1,019人の労災指定医等が受講した。 ii 女性医療フォーラムの開催 働く女性を医療の面から支援することを目的として、名古屋で「女性医療フォーラム」を開催（平成19年11月：159人参加）し診断技術、モデル医療の普及に努めた。 症例検討会・講習会参加人数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16,386人</td><td>18,681人</td><td>22,395人</td><td>20,436人</td><td>77,898人</td></tr> </tbody> </table>	16年度	17年度	18年度	19年度	78.6%	77.0%	74.4%	77.7%	16年度	17年度	18年度	19年度	3施設	3施設	5施設	9施設	16年度	17年度	18年度	19年度	4施設	4施設	8施設	10施設	16年度	17年度	18年度	19年度	38.6%	42.3%	44.7%	49.8%	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	16,386人	18,681人	22,395人	20,436人	77,898人
16年度	17年度	18年度	19年度																																										
78.6%	77.0%	74.4%	77.7%																																										
16年度	17年度	18年度	19年度																																										
3施設	3施設	5施設	9施設																																										
16年度	17年度	18年度	19年度																																										
4施設	4施設	8施設	10施設																																										
16年度	17年度	18年度	19年度																																										
38.6%	42.3%	44.7%	49.8%																																										
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																									
16,386人	18,681人	22,395人	20,436人	77,898人																																									

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績										
	<p>期目標期間中、延べ6万件以上（※3）実施する。</p> <p>エ、利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を毎年度実施し、地域支援業務の改善に反映する。 （※参考1：平成14年度実績 30.3%） （※参考2：平成14年度実績5,987人×5年間の5%増） （※参考3：平成14年度実績11,364件×5年間の5%増）</p>	<p>し、延べ2万3千件以上の受託検査を実施する。</p> <p>エ、ニーズ調査・満足度調査の結果を検討し、調査において出された意見を各労災病院の地域支援業務の改善に反映し、より高い評価が得られるよう努める。</p>	<p>受託検査件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23,092件</td> <td>27,119件</td> <td>27,538件</td> <td>29,082件</td> <td>106,831件</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ、平成18年9月1日から平成19年8月31日までの期間中に紹介実績のある医師に対して、ニーズ調査（医療情報の提供、医療水準、診療時間対等のアンケート調査）を実施し、この調査結果に基づき労災指定医及び産業医等からの示された意見、要望を地域医療連携室へフィードバックして業務改善に反映した。</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	23,092件	27,119件	27,538件	29,082件	106,831件
16年度	17年度	18年度	19年度	合計									
23,092件	27,119件	27,538件	29,082件	106,831件									
評価の視点等	自己評価	S	評定										
[数値目標]	<p>（理由及び特記事項）</p> <p>労災指定医療機関等との連携強化、モデル医療の普及、高度医療機器を用いた受託検査の業務を積極的に推進することにより、患者紹介率49.8%（年度計画に比し9.8ポイント増、中期計画124.5%達成）、モデル医療の普及のための症例検討会・講習会の参加人数20,436人（年度計画の157.2%、中期計画の243.4%達成）、高度医療機器を用いた受託検査29,082件（年度計画の138.5%、中期計画の178.1%達成）の実績をあげた。併せて、労災指定医療機関及び産業医等に対する利用者満足度調査の結果、中期目標で示された70%を上回る77.7%の利用者から満足であるとの評価を得た。また、勤労者医療の地域支援を図るため、積極的に「地域医療支援病院」、「地域がん診療連携拠点病院」の承認取得に努め、平成19年度において新たに地域医療支援病院4施設（合計9施設）、地域がん診療連携拠点病院2施設（合計10施設）の承認を得た。</p> <p>このように全ての項目で計画を大幅に上回る実績をあげたほか、地域医療支援病院の承認取得など、地域における勤労者医療の中核病院としてのポジショニングを明らかにしたことから、自己評定を「S」とした。</p> <p>平成19年度において有用であった旨の評価を77.7%得て前年度との比較で3.3ポイント評価が上昇した。（業務実績第2の2の（1）の③参照）</p> <p>平成19年度において49.8%の紹介率を確保し、平成16年度との比較で11.2ポイント、前年度との比較で5.1ポイント上昇した。（業務実績第2の2の（1）のア参照）</p> <p>平成19年度において20,436人にモデル医療の普及を行い、平成16年度から平成19年度までの4年間合計で中期計画の243.4%（77,898人）を達成した。（業務実績第2の2の（1）のイ参照）</p> <p>平成19年度において29,082件の受託検査を行い、平成16年度から平成19年度までの4年間で中期計画の178.1%（106,831件）を達成した。（業務実績第2の2の（1）のウ参照）</p>	<p>（理由及び特記事項）</p> <p>（委員会としての評定理由）</p> <p>地域医療支援病院の承認取得に努めるなど、地域における勤労者医療の中核病院として地域連携を着実に進めるとともに、患者紹介率を49.8%確保するなど各項目で中期計画を大幅に上回る実績をあげている。</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療のネットワークのコアとして、労災病院を位置づけて機能させる試みは高く評価される。達成度は目標を上回る程度であるが、今後への期待も含めて高く評価したい。 ・地域医療支援病院承認の取得が更に進み、地域がん診療連携拠点病院の指定も増え、地域支援が確実に充実していることが明らかになっている。 ・患者紹介率が50%に近づくとともに、地域医療支援病院承認取得数が平成18年度と比較して、ほぼ倍増し、地域がん診療連携拠点病院数も増加した。 ・計画以上の実績を上げていると判断できる。 ・労災病院の地域支援というコンセプトには依然違和感が残るもの、自己評価を尊重します。 ・数値目標は全て達成し、「評価の視点」への対応も適切と評価できる。 ・地域連携を強化したことは評価できる。 ・自己評価の通り。 <p>（その他意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は患者紹介率のみならず、院外各種機関との連絡が、バスや研修会以外に具体的な患者の流れ（特に退院後）に寄与したこと示されたい。 											

【評価の視点】

- ・労災指定医療機関等が勤労者医療の地域支援に対してどのようなニーズがあるか調査し、ニーズに合致した地域支援業務が実施されているか。
- ・利用者である労災指定医療機関等から、診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価が70%以上得られたか。
- ・労災病院において、地域医療連携室を設置して労災指定医療機関との連携強化に努め、40%以上の患者紹介率が達成されたか。
- ・労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会が開催され、医師等1万3千人以上にモデル医療の普及が行われたか。
- ・モデル医療に関して、多様な媒体を用いた相談受付が実施されているか。
- ・ホームページ、診療案内等に高度医療機器の利用案内に関する情報が盛り込まれたか。
- ・受託検査が延べ2万3千件以上実施されたか。
- ・ニーズ調査・満足度調査において提出された意見を検討し、業務の改善に反映されたか。

(注) □は、厚生労働省独立行政法人評価委員会による評価への対応。

実績：○

労災指定医療機関等から勤労者医療の地域支援業務に対して、どのようなニーズがあるか調査し、ニーズにあった地域支援業務の改善を行った。

実績：○

労災指定医療機関を対象とする満足度調査を実施、利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価について、中期目標70%を上回る77.7%の評価を得た。

実績：○

地域医療連携室において労災指定医療機関等に対して紹介患者の受付等業務（FAX等による直接予約システムの導入）を行うとともに、地域医療連携パスの導入に取り組んだ結果、49.8%の患者紹介率を確保し、中期計画の40%以上を達成した。

実績：○

労災指定医療機関の休診日や診療時間終了後の配慮しつつ症例検討会や講習会を開催し、医師等20,436人にに対しモデル医療の普及を行った（年度計画の157.2%達成）。

平成16年度から平成19年度までの4年間で77,898人に実施、中期計画3万2千人を大きく上回った（達成率243.4%）。

実績：○

モデル医療に関して、電話・FAX・メール等による相談受付を実施した。

実績：○

CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報を行った。

実績：○

労災指定医療機関等の検査依頼に対し、地域医療連携室経由による電話又はFAXによる直接予約システムの導入等利便性の向上を図り、29,082件の受託検査を実施した（19年度計画達成率126.4%）。平成16年度から平成19年度までの4年間で106,831件を実施、中期計画6万件に対し、178.1%を達成した。

実績：○

平成18年9月1日から平成19年8月31日までの期間中に、紹介実績のある医師に対してニーズ調査（地域医療連携室のサービスを利用する労災指定医療機関等や産業医の医師に対する医療情報の提供、医療水準、診察時間帯等についてのアンケート調査）を実施し、この調査結果に基づき労災指定医及び産業医等から示された意見、要望を各地域医療連携室の業務改善に反映した。

□勤労者医療の地域支援については、労災指定医療機関等に対する満足度調査及び医療需要調査の結果から地域の医療需要を把握し、自院の担うべき役割を明確にした地域医療連携パスの策定等により地域医療の充実発展に貢献し、さらなる満足度向上に努めていく。

【17 「評価】今後、更なる満足度の向上を目指す事業の展開を期待したい。

評価シート（7）

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																																																														
④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供	④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供	④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供	<p>④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供 資料07-01</p> <p><u>急性期医療への対応</u> 資料07-02</p> <p>i 急性期化に対応した診療体制の構築 ・平均在院日数の短縮並びに看護師確保により急性期化に対応した診療体制の構築を図った。 平均在院日数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18.6日</td> <td>17.5日</td> <td>16.2日</td> <td>16.1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般病棟入院基本料上位算定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7対1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1施設</td> <td>5施設</td> </tr> <tr> <td>10対1</td> <td>15施設</td> <td>15施設</td> <td>30施設</td> <td>27施設</td> </tr> <tr> <td>13対1</td> <td>17施設</td> <td>17施設</td> <td>1施設</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>16年度の10対1は2対1、13対1は2.5対1</p> <p>ii 救急医療体制の強化 ・労働災害への対応を含めた救急体制の強化を行うことにより、救急搬送患者の受入れの増加を図った。 救急搬送患者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>64,472人</td> <td>66,699人</td> <td>67,942人</td> <td>68,206人</td> </tr> </tbody> </table> <p>iii 地域医療連携の強化 ・地域の医療機関との間であらかじめ特定の疾患に関する連携パスを策定することにより、シームレスな地域医療連携の実現 地域連携パス</p> <p>大腿骨頸部骨折</p> <table> <thead> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11施設</td> <td>→ 13施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>脳梗塞</p> <table> <thead> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3施設</td> <td>→ 8施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他（脳卒中、NST等）</p> <table> <thead> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4施設</td> <td>→ 8施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>iv 急性期リハビリテーションの推進 ・被災労働者、勤労者をはじめとした入院患者の早期社会復帰を図るため、リハビリテーションの急性期化を図った。</p> <table> <thead> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動器リハI</td> <td>32施設</td> <td>32施設</td> </tr> <tr> <td>脳血管疾患リハI・II</td> <td>29施設</td> <td>32施設</td> </tr> <tr> <td>心大血管リハII</td> <td>2施設</td> <td>4施設</td> </tr> <tr> <td>呼吸器リハI・II</td> <td>28施設</td> <td>28施設</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>医療の高度・専門化</u> 資料07-03</p> <p>i 学会等への積極的参加 ・大学・学会との連携強化を図り、最新技術、知識の修得及び実</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	18.6日	17.5日	16.2日	16.1日		16年度	17年度	18年度	19年度	7対1	—	—	1施設	5施設	10対1	15施設	15施設	30施設	27施設	13対1	17施設	17施設	1施設	—	16年度	17年度	18年度	19年度	64,472人	66,699人	67,942人	68,206人	18年度	19年度	11施設	→ 13施設	18年度	19年度	3施設	→ 8施設	18年度	19年度	4施設	→ 8施設	18年度	19年度	運動器リハI	32施設	32施設	脳血管疾患リハI・II	29施設	32施設	心大血管リハII	2施設	4施設	呼吸器リハI・II	28施設	28施設
16年度	17年度	18年度	19年度																																																														
18.6日	17.5日	16.2日	16.1日																																																														
	16年度	17年度	18年度	19年度																																																													
7対1	—	—	1施設	5施設																																																													
10対1	15施設	15施設	30施設	27施設																																																													
13対1	17施設	17施設	1施設	—																																																													
16年度	17年度	18年度	19年度																																																														
64,472人	66,699人	67,942人	68,206人																																																														
18年度	19年度																																																																
11施設	→ 13施設																																																																
18年度	19年度																																																																
3施設	→ 8施設																																																																
18年度	19年度																																																																
4施設	→ 8施設																																																																
18年度	19年度																																																																
運動器リハI	32施設	32施設																																																															
脳血管疾患リハI・II	29施設	32施設																																																															
心大血管リハII	2施設	4施設																																																															
呼吸器リハI・II	28施設	28施設																																																															

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績				
<p>ア 労災病院においては、別紙に示された13分野の労災疾病について、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的医療を提供するとともに、その質の向上を図ること。</p> <p>なお、労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成すること。</p>	<p>ア 労災病院においては、次のようないくつかの取組により、中期目標の別紙に示す13分野の労災疾病について、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的医療を提供するとともに、その質の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 13分野毎の専門医からなる検討委員会を設置し、各分野毎に臨床評価指標を策定する。当該指標により、医療の質に関する自己評価を行う。 ii 研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践し、症例検討会等で評価を行うとともに、その結果をフィードバックし研究に反映させる。 iii 労災看護専門学校において、勤労者の健康を取り巻く現況や職業と疾病との関連性等に関するカリキュラムを拡充することにより、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を育成する。 	<p>ア 13分野の疾病に関する高度・専門的医療を提供するとともに、提供する医療の質の向上を図るために、労災病院において次のような取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 新たにアスベスト関連疾患分野を加えた労災疾病等13分野について、分野毎の臨床評価指標に係る集積した基礎データを各労災病院へフィードバックするとともに、基礎データと自院のデータとの比較により医療の質に関する自己評価を行う。 ii 労災看護専門学校において、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を育成するため、勤労者医療概論やメンタルヘルスマネジメント等の特別講義（75時間4単位）を含む新カリキュラムに基づき、労災病院における勤労医療の役割や勤労者の職業と疾病との関連性等に関する教育を実施した。 	<p>ア 通じて高度な医療を提供した。 各種学会認定施設数：633施設（日本胸部外科学会、日本救急外科学会等75学会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ii 専門センター化によるチーム医療の推進 ・従来の診療科別から、臓器別・疾病別の専門センターを設置することにより、高度専門的医療を提供するとともに、職種及び診療科の枠を超えたチーム医療を提供する。 専門センター数：129施設（消化器センター、脊椎外科センター、糖尿病センター等） iii 高度医療機器の計画的整備 ・高度・専門的な医療を提供し、医療の質の向上を図るために、より高度な治療機器、より正確な診断機器等の整備を行った。 <p>ア 13分野の疾病に関する高度・専門的医療を提供するとともに、提供する医療の質の向上を図るために、労災病院において次のような取組みを行った。</p> <p>i 労災疾病に関する臨床評価指標に基づく評価 分野毎の臨床評価指標について、集積した基礎データを各労災病院にフィードバックするとともに、基礎データと自院データとの比較により医療の質に関する自己評価を行った。</p> <p>（評価結果） <table border="0"> <tr> <td>A →</td> <td>14疾病</td> </tr> <tr> <td>A' →</td> <td>1疾病</td> </tr> </table> </p> <p>ii 労災看護専門学校において、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を育成するため、勤労者医療概論やメンタルヘルスマネジメント等の特別講義（75時間4単位）を含む新カリキュラムに基づき、労災病院における勤労医療の役割や勤労者の職業と疾病との関連性等に関する教育を実施した。</p>	A →	14疾病	A' →	1疾病
A →	14疾病						
A' →	1疾病						

資料07-09

資料07-08

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
	<p>iv 労災リハビリテーション工学センターにおいて工学技術を用い義肢装具等の研究・開発を実施し、その成果をリハビリテーションに活用する。</p> <p>v 次の(i)及び(ii)の取組により、高度・専門的医療の提供に必要な優秀な人材を確保するとともに、その資質の向上を図る。</p> <p>(i) 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムを作成し、医師臨床研修に積極的に取り組むことにより、優秀な医師を育成、確保する。</p> <p>(ii) 毎年度、研修カリキュラムを検証し、職種毎の勤労者医療に関する研修内容をはじめとする専門研修内容を充実することにより、職員個々の資質の向上を図る。</p>	<p>iii 労災リハビリテーション工学センターにおいては、歩行訓練の工学的研究、麻痺患者に対する機能的電気刺激の応用研究に基づき義肢装具等を開発するとともに、その成果をリハビリテーションに活用する。</p> <p>iv 高度・専門的医療を提供できる優秀な人材を確保するとともに資質の向上を図るために、次のとおり取り組む。</p> <p>(i) 医師臨床研修指定病院においては、勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムに基づいて医師臨床研修に積極的に取り組むことにより、優秀な医師を育成、確保する。</p> <p>また、労災疾患に意欲を燃やす医師を確保するため、労災病院の研修医募集ガイドブックを改定の上、関係大学等への広報活動を図るとともに、研修医確保のための合同セミナーに積極的に参加し、集まった医学生、研修医に配布する等により労災病院への関心を促し、優秀な医師の確保を図る。</p> <p>(ii) 看護師についても看護職員募集ガイドブックを改定の上、看護系大学等への広報活動及び合同就職説明会に積極的に参加する。また、新卒看護師の教育を充実し、優秀な看護師の確保を図る。</p>	<p>iii 工学的研究成果のリハビリテーションへの活用 [資料07-04] [資料07-05]</p> <p>労災リハビリテーション工学センターにおいては、義肢装具等の開発、歩行訓練の工学的研究及び機能的電気刺激の応用研究を推進し、麻痺患者等への運動機能再建の研究のために、吊り上げトレッドミルを用いた歩行訓練として、29人の麻痺患者に対して延べ1,153回のデータ分析を実施した。</p> <p>また、吊り上げトレッドミルと民間企業との共同開発である歩行アシスト装置及び筋肉への電気刺激等の装置を組み合わせた、せき臓不全麻痺患者の歩行訓練のためのリハビリテーションシステム（運動補助システム）を10月に、足こぎ車いすに係る駆動力自動解除式一方向駆動装置について7月に、それぞれ特許申請を行った。さらに平成18年3月に特許申請を行った荷重ブレーキ式長下肢装具について、平成19年12月に国内再出願を行った。これらの研究成果について学会での発表、医学誌への掲載、国際福祉健康産業展への出展などを通して広報活動に努めた。</p> <p>iv 優秀な人材の確保・育成 [資料07-06] [資料07-07]</p> <p>高度・専門的医療を提供できる優秀な人材を確保するとともに資質の向上を図るために、次のとおり取組を行った。</p> <p>(i) 各労災病院においては、勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムに基づいて臨床研修に取り組むとともに、病院見学や研修病院合同セミナー等の機会を利用して病院のPRを行うことにより、優秀な医師の育成、確保に努めた。</p> <p>また、本部においては、研修医募集ガイドブック（改訂版）を2千部作成し、医学生や関係大学等に配布するとともに、機構ホームページや医師募集サイトへの募集広告の掲載や労災病院群の共同、連携による後期臨床研修の改善等により、優秀な医師の確保・育成に係る支援を行った。</p> <p>さらに、各労災病院における臨床指導医及び研修医の資質向上を図るための新たな取組として、国の開催指針に基づく臨床研修指導医講習会を実施（2月から3月）するとともに、初期研修医を対象とした本部集合研修を2回実施（7月及び9月）した。これらを通じて労災病院及び勤労者医療に関する理解を促すとともに、各労災病院における臨床研修の紹介や意見交換を行うことにより医師確保にも資する内容とした。</p> <p>優秀な医師を確保する施策の一環として、育児によりフルタイム勤務が困難な医師のために短時間勤務制度（正規職員）を創設した（平成20年3月）。</p> <p>(ii) 優秀な看護師を確保するため、全国の労災病院を記載した看護職員募集ガイドブック及びポスターを作成し、全国の看護系大学を始めとした看護師養成所へ配付するとともに、看護学生を対象とした合同就職説明会への参加や看護師募集サイトへの募集広告の掲載を積極的に行うことにより、労災病院グループの周知に努めた。</p> <p>また、新卒看護師の現任教育について、クリニカルラダー等により、段階的かつ継続的な教育を計画的に実施した。</p>

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績										
<p>イ 国民の医療に対する安心と信赖を確保するため、情報開示に基づく患者の選択を尊重し、良質な医療を提供すること。これにより、患者満足度調査において、良質で安全な医療に対する安心と信赖を確保するため、情報開示に基づく患者の選択を尊重し、良質な医療を提供すること。</p> <p>(※参考: 平成14年度実績56,653人×5年間の5%増)</p> <p>vi 救急救命士の病院研修受入等による消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これにより、中期目標期間中に、延べ30万人以上(※)の救急搬送患者を受け入れる。</p>	<p>イ 日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、さわやか患者サービス委員会活動、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、より良質な医療を提供</p>	<p>(iii) 研修における受講者の理解度に関するアンケート調査、労災病院における患者満足度調査の結果等を検証し、専門研修内容及び研修カリキュラムの充実に反映させる。特に労働者医療に関する研修については、その内容の充実を図る。</p> <p>また、各施設においては、研修効果を上げるために集合研修参加者の受講後における伝達研修の充実を引き続き図る。</p> <p>v 救急救命士の病院研修受入や連絡会議の開催等により消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これらにより、6万3千人以上の救急搬送患者を受け入れる。</p>	<p>(iii) アンケート結果等を基に平成19年度本部集合研修の23研修全てに労働者医療に関する講義科目を取り入れ、1,034人が受講し、平成20年3月現在平均87%の理解度が得られた。研修後のアンケート調査では13分野研究事業と予防医療事業についての概論が分かりやすく理解できた。労働者医療に対する各病院の取組を認識し深めることができた、労災病院の職員の一員として労働者医療の具体的内容を再確認する機会となつた旨の受講感想等があり、労働者医療の重要性の認識が図られた。</p> <p>また、患者満足度の向上に資するため、各医療職の研修に患者接遇に関する研修を実施、受講者のうち92%が満足、92%が業務に活かすことができると答えた。「患者様が求める信頼と安心を得るために、接遇の重要性が理解できた」、「接遇の大切さを再認識した。医療の中にサービスがあると思った」、「接遇に対して具体的に向上させるスキルを学んだ」等の意見が寄せられた。</p> <p>さらに、研修効果をあげるため、本部集合研修受講後、各施設において伝達研修が行われるよう受講報告書に伝達研修実施日の記載を義務付けた。その結果、87%の受講者が伝達研修を行った。</p> <p>v 救急救命士の病院研修受入れや連絡会議の開催等により消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成した。これらにより68,206人の救急搬送患者を受け入れた。</p> <p>救急搬送患者受入人数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>64,472人</td> <td>66,699人</td> <td>67,942人</td> <td>68,206人</td> <td>267,319人</td> </tr> </tbody> </table> <p>vi 病院情報システム等IT化の推進</p> <p>資料07-13</p> <p>医療の質の向上や病院運営の効率化等の観点から、医療情報の共有化によるチーム医療の充実等を目指し、オーダーリングシステム、電子カルテシステムの導入を進めた。</p> <p>また、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき平成17年7月1日に本部にCIO及びCIO補佐官を設置し本部から各施設への指導体制を強化している。</p> <p>さらに、本部職員を医療機関CIO養成のための外部研修に参加させ、専門的知識を習得させた。</p> <p>施設職員に対しては、本部集合研修時に情報システム化の推進による業務の効率化等IT関連の基礎的な知識を習得させるために、専門的な知識を習得させるための講義を実施した。</p> <p>オーダーリングシステム導入施設数 28施設(19年度新設4施設) 電子カルテ導入施設数 2施設(19年度新設1施設)</p> <p>イ 良質で安全な医療の提供</p> <p>資料07-10、資料07-11、資料07-12</p> <p>良質で安全な医療を提供するため、日本医療機能評価機構等の病院機能強化を受審、クリニカルパス活用の推進などに取り組んだ。また、全ての病院において70%以上の患者から満足のいく医療が</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	64,472人	66,699人	67,942人	68,206人	267,319人
16年度	17年度	18年度	19年度	合計									
64,472人	66,699人	67,942人	68,206人	267,319人									

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																																												
て全ての病院で70%以上の満足度を確保すること。	する。	<p>れている旨の評価を70%以上得る。</p> <p>i 良質な医療を提供するため、準備の整った病院から順次、日本医療機能評価機構等の病院機能評価を受審するとともに更新時期を迎えた施設においては再受審する。</p> <p>ii チーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のためクリニカルパス検討委員会の活動を通じて、クリニカルパスの活用を推進する。</p> <p>iii 利用者の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果をさわやか患者サービス委員会の活動を通じて、業務の改善に反映する。</p> <p>iv 安全な医療を推進するため、全病院に導入した「医療安全チェックシート」と「労災病院間医療安全相互チェック」を活用した取組を継続し、医療安全に関する問題点の改善を図るとともに医療安全への質の向上を図る。</p> <p>また、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るために、各労災病院において、全職員を対象とした研修会を年2回以上実施するとともに医療安全推進週間に参加する。</p> <p>なお、医療の安全性及び透明性の向上のため、労災病院における医療事故・インシデ</p>	<p>受けられている旨の評価を得た。 患者満足度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>78.6%</td> <td>78.9%</td> <td>78.7%</td> <td>80.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>i 外部評価機関による病院機能評価 良質な医療を提供するため、準備の整った病院から順次、日本医療機能評価機構等の病院機能評価を受審するとともに更新時期を迎えた施設においては再受審（6病院）した。</p> <p>病院機能評価の受審</p> <table> <thead> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受審 29施設 → (受審率 90.6%)</td> <td>29施設 → (90.6%)</td> </tr> <tr> <td>認定 28施設 → (認定率 87.5%)</td> <td>28施設 → (87.5%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*全国の病院の認定率は、28.0%（平成20年4月21日現在）</p> <p>ii 医療の標準化（高度医療のモデル化）の推進 全ての労災病院に設置するクリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、平成19年末までに3,685件のクリニカルパスを作成した。（対前年比：+382件、11.6%増） また、医療の標準化を図るためDPCを積極的に導入した。</p> <p>DPC病院の状況</p> <table> <thead> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象病院 9施設 → 準備病院 10施設</td> <td>9施設 → 22施設</td> <td>→ 19施設 → 12施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>iii 患者満足度調査に基づく問題点 患者満足度の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果を、患者サービス委員会等の活動を通じて、業務改善に反映した。</p> <p>iv 安全な医療の推進 改正医療法の施行に伴い、全労災病院共通の「医療安全チェックシート」と解説書の改訂を行い、継続して取り組んだ。「医療安全対策への取組計画書」の策定や本部の指導・支援により平成18年度11月のチェック結果では項目達成率が全病院平均95.2%だったのに対し、平成19年度では95.6%と0.4ポイント上昇した。</p> <p>医療安全チェックシートによる項目達成率の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H17.5</th> <th>H17.11</th> <th>H18.5</th> <th>H18.11</th> <th>H19.7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目数</td> <td>225</td> <td>225</td> <td>257</td> <td>265</td> <td>286</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>81.2%</td> <td>90.5%</td> <td>91.3%</td> <td>95.2%</td> <td>95.6%</td> </tr> <tr> <td>対前回</td> <td>-</td> <td>+9.3</td> <td>+0.8</td> <td>+3.9</td> <td>+0.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成18年度より新たに全労災病院に導入した「労災病院間医療安全相互チェック」を引き続き全病院が自主的に実施した。自院で見落としがちな問題点、課題を明確にし、グループ内で情報を交換、共有化することにより、医療安全に関する問題点の改善と医療安全への質の向上を図った。</p> <p>職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るた</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	78.6%	78.9%	78.7%	80.6%	18年度	19年度	受審 29施設 → (受審率 90.6%)	29施設 → (90.6%)	認定 28施設 → (認定率 87.5%)	28施設 → (87.5%)	18年度	19年度	20年度	対象病院 9施設 → 準備病院 10施設	9施設 → 22施設	→ 19施設 → 12施設	区分	H17.5	H17.11	H18.5	H18.11	H19.7	項目数	225	225	257	265	286	達成率	81.2%	90.5%	91.3%	95.2%	95.6%	対前回	-	+9.3	+0.8	+3.9	+0.4
16年度	17年度	18年度	19年度																																												
78.6%	78.9%	78.7%	80.6%																																												
18年度	19年度																																														
受審 29施設 → (受審率 90.6%)	29施設 → (90.6%)																																														
認定 28施設 → (認定率 87.5%)	28施設 → (87.5%)																																														
18年度	19年度	20年度																																													
対象病院 9施設 → 準備病院 10施設	9施設 → 22施設	→ 19施設 → 12施設																																													
区分	H17.5	H17.11	H18.5	H18.11	H19.7																																										
項目数	225	225	257	265	286																																										
達成率	81.2%	90.5%	91.3%	95.2%	95.6%																																										
対前回	-	+9.3	+0.8	+3.9	+0.4																																										
また、患者の安全を確保するため、組織的・継続的な取組により職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図ること。	また、医療安全チェックシートを見直し、全ての労災病院で活用するとともに、医療安全に関する研修及び医療安全推進週間に実施し、医療安全に関する知識・意識の向上を図ること。																																														

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
		<p>ント事例のデータを公表する。</p> <p>さらに、医療安全管理者の質の向上を図るために、厚生労働省の「医療安全管理者の質の向上のための業務指針」を踏まえ、業務指針の策定について検討を行う。</p>	<p>め、各労災病院において、全職員を対象とした医療安全に関する研修会を年2回以上実施するとともに「医療安全推進週間」（1月25日（日）から12月1日（土）まで）に参加し、全労災病院の共通テーマのもと（平成19年度は「患者・地域住民との情報共有と患者・地域住民の主体的参加の促進」）、患者・地域住民も広く参加できる取組を行った。</p> <p>医療の安全性及び透明性の向上のため、平成18年度の労災病院における医療上の事故等の発生状況を平成19年5月末にホームページ上で一括公表した。</p> <p>医療安全管理者の質の向上を図るため、「労災病院医療安全管理者の業務指針」を策定することとし、平成20年度の策定作業に向けて、他病院の状況の調査や論点整理など所要の準備を行った。</p>
評価の視点等	自己評価	A	評定
<p>(理由及び特記事項)</p> <p>本項目においては、高度・専門的医療の提供について、急性期医療や救急医療への対応を中心として引き続き積極的に取り組み、中期計画・年度計画に定められている事項について平成18年度を上回る実績を達成し、さらに良質な医療サービスの提供を促す観点から、病院機能評価の受審、クリニカルパス活用の推進、安全な医療の推進に重点的に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均在院日数、看護体制、救急搬送患者数及び急性期リハに係る施設基準について、いずれも平成18年度実績を上回る実績を達成した。 優秀な医師や看護師その他職員の確保・育成に係る取組については、臨床研修の強化を図るために初期臨床研修医を対象とした本部集合研修（2回）や臨床研修指導医講習会を新たに開催した。 良質な医療サービスの提供に係る取組については、①患者満足度がすべての労災病院で70%を上回り、計画を達成。②病院機能評価については、平成19年度に受審した6病院を含め、受審率87.5%（28病院）、認定率87.5%と全国病院の認定状況（認定率28.0%）を大きく上回った。③クリニカルパスの活用については、前年度を上回る実績を達成した（作成件数3,685件；対前年度比11.6%増。適用率85.9%）。 安全な医療の推進に係る取組については、改正医療法の施行に伴い、全労災病院共通の「医療安全チェックシート」の項目及び解説書の見直しを行うとともに、各施設においては「医療安全対策への取組計画書」を策定し、問題点の改善に向けた取組を実施。また、平成18年度より全労災病院に導入した「労災病院間医療安全相互チェック」を平成19年度も計画どおり実施するとともに、医療の安全性及び透明性の向上のため、平成18年7月に策定した「労災病院医療上の事故公表基準」に基づき、医療上の事故・インシデント事例のデータを公表した（平成19年5月一括公表）。 <p>以上のことから、自己評定を「A」とした。</p> <p>平成19年度において68,206人の救急搬送患者を受け入れ、平成16年度から平成19年度までの4年間で中期計画の89.1%（267,319人）を達成した。（業務実績第2の2の（1）の④のii参照）</p> <p>平成19年度の患者満足度調査において、全労災病院平均で80.6%（全ての労災病院で70%以上）の患者から満足のいく医療が受けられた旨の評価を得た。（業務実績第2の2の（1）の④のイ参照）</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>(委員会としての評定理由)</p> <p>医師の育成のための初期研修医集合研修を開催するとともに、看護師834名を新規採用し、かつ、労災看護学校の国家試験合格率99.0%を確保する等看護師の確保・育成に努めるなど高度な医療サービスの提供に向けた取組みを実施した。また、看護体制の充実・救急受入体制の強化を図ることにより、急性期医療・救急医療への対応を進展させ、68,206人の救急搬送者を受け入れるなど、平成18年度実績を上回る実績をあげ、全項目の中期計画の達成に向けた取組みが進んでいると言える。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 単なる高度な医療の提供でなく、組織のひとつのまとまりとして、医師や看護師の養成、勤労環境の整備など、病院を一つの組織として全体で高度な医療サービスの提供を目指している点は高く評価される。 看護体制の充実が図られ、救急患者受入体制が強化され、また地域医療との連携も強化されて急性期医療が進展している。 高度医療機器の計画的整備により、高度な医療への対応力が強まっている。 診療科及び職種の枠を越えたチーム医療の提供が行われている。 育児のための医師短時間勤務制度を新設し、初期研修医集合研修を行うなど、新たな取組みを行い、医師の育成に努め、医師の確保の工夫を行っている。 就職説明会や奨学金の貸与などにより、看護師を834名新規採用し、また離職率を減らしている。 労災看護学校の国家試験合格率は99.0%であり、昨年にも増してよい成績をあげている。 日本医療機能評価機構の病院機能評価を受審し、医療の質の評価に努めている。また、労災病院間医療安全相互チェックやインシデント事例のデータ収集を行うなど、安全な医療を推進している。 救急病院、地域医療連携、高度医療などの強化が行われ、一定の成果をあげているが、対前年度比で微増のもの 		

のもあり、マンパワーの確保がどの程度なされているかについて、初期研修医以外の医師及びその他の医療スタッフの充足状況が必ずしも明らかでない。

・努力と工夫のあとが十分に見られるし、実績も上がっている。

・自己評価に同じ。

・数値目標は全て達成し、「評価の視点」への対応も適切と評価する。

・労災看護学校の卒業生（300名）のほとんどが労災病院へ就職するということは大変結構で、労災病院の看護実習の強化とともに、引き続き精力的に取組んでいただきたい。

・中期目標を達成していると評価できる。

・看護師を事前で養成できている点は評価できる。

・良質な医療サービスへの取組みは目標を上回る。

（その他意見）

・人材の育成確保（特に医師、看護師）は、国立病院機構との協力も視野に入れ、さらに取組みを強化してほしい。

・医師にとって魅力のある職場であるための研修に立案に一層力を入れるべきである。

【評価の視点】

- ・13分野毎の専門医からなる検討委員会において臨床評価指標が策定され、これに基づき、医療の質に関する自己評価が行われたか。

(注) □は、厚生労働省独立行政法人評価委員会による評価への対応

実績：○

平成16年度に策定した12分野14疾病毎の臨床評価指標に基づき平成17年度の労災病院の医療の質に関する自己評価を平成18年度に行い、集積した基礎データを各労災病院にフィードバックすることにより医療の質の向上に努めた。

平成18年度には、アスペクトを加えた13分野15疾病に拡大し、新たに発生した職業関連疾患分野にも対応した。

- ・勤労者医療に関するカリキュラムの拡充を図るため、検討会が設置され、勤労者の健康を取り巻く状況等を踏まえたカリキュラムの見直しが行われたか。

実績：○

勤労者医療概論やメンタルヘルスマネジメント等の特別講義（75時間4単位）を含む勤労者医療カリキュラムに基づき、教育を実施した。（業務実績第2の2の④のアのii参照）

- ・工学技術を用いた義肢装具等の研究・開発に関し、その成果をリハビリテーションに活用しているか。

実績：○

工学技術により研究・開発した吊り上げトレッドミルを用いた歩行訓練を29人対象として延べ1,153回実施し、リハビリテーションに活用した。（業務実績第2の2のアのiii参照）

- ・勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムが作成されたか。

実績：○

臨床研修指定病院となっている32労災病院において勤労者医療に関する研修プログラムを実践した。（業務実績第2の2のアのivの(i)参照）

- ・当該プログラムに基づき医師臨床研修が実施されるとともに、指導医、研修医の意見を参考にし、当該プログラムの改善が図られているか。

実績：○

平成19年度新規事業として実施した臨床研修指導医講習会において、各労災病院の指導医が臨床研修プログラムの在り方等について意見交換を行うことにより、各労災病院の研修プログラムから研修後の評価に至るまで一連のシステムについて検証を行った。その結果を各労災病院にフィードバックすることにより、研修管理委員会における研修プログラムの改善・充実に活用した。（業務実績第2の2のアのivの(i)参照）

- ・勤労者医療に関する研修プログラム内容の充実を図り、集合研修が実施されたか。

実績：○

集合研修に勤労者医療に関する講義を取り入れることで、研修カリキュラムの充実を図った。

なお、研修受講後のアンケートを集計した結果、受講者の8割が理解したとの回答を得た。

- ・受講者に対するアンケート調査、労災病院における患者満足度調査の結果等を検証し、研修カリキュラムの充実に反映されたか。

実績：○

受講者のアンケート調査等の結果を基に集合研修の充実を図った。特に看護師研修について新たな研修を3研修、内容変更を5研修と見直しを行った。また、機構事務職員としての基礎固めを強化するため、採用後3年目の事務職員に対して新たに研修を実施した。

- ・救急救命士の病院研修受入等による消防機関との連携強化、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフの育成に取り組んでいるか。

実績：○

救急救命士の病院研修受入等による消防機関との連携強化、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフの育成に取り組みを行った。

- ・救急搬送患者が6万3千人以上受け入れられたか。

実績：○

救急搬送患者を68,206人受け入れた。

- ・全ての病院において、患者から満足のいく医療が受けられ正在と評価が70%以上得られたか。

実績：○

全ての労災病院において、70%以上の患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を得た。（業務実績第2の2の④のイ参照）

- ・当該年度に病院機能評価受審を計画していた病院で、受審が行われたか。
- ・クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパスの活用が推進されたか。
- ・患者満足度調査の結果をさわやか患者サービス委員会の活動等を通じて、業務の改善に反映されたか。
- ・全労災病院共通の医療安全チェックシートの統一に向けて、見直しがされたか。
- ・全ての労災病院において、医療安全に関する研修会が計画的に年2回以上実施されたか。
- ・全ての労災病院が医療安全推進週間に参加したか。

【16 「評価】患者満足度は、いつ、どこで調査したかが大切である。退院後1~2ヶ月後の満足度が重要といわれている。

【16 「評価】今後は、医療事故に関するデータを公表していくことも検討すべきである。

【17 「評価】労災病院事業については、職員のモチベーションの向上といった観点から、勤労者医療の中核的な役割を果たす医療機関として日本国内、あるいは、世界的な視野から労災病院グループのポジショニングを明らかにし、各労災病院がこれを共有することが適切である。

実績：○ 平成19年度病院機能評価実施予定の6病院で受審した。
実績：○ クリニカルパスについて、作成件数3,685件（対前年比11.6%増）、パス適用疾患適用率85.9%と、作成やその適用を協力に推進した。
実績：○ 患者満足度調査の結果を、患者サービス委員会等の活動を通じて、業務改善に反映した。 (業績評価第2の2の④のイのiii参照)
実績：○ 全労災病院共通の「医療安全チェックシート」については、改正医療法の施行に伴い、平成19年7月に項目及び解説書の見直しを行った。(業務実績第2の2のイのiv参照)
実績：○ 全労災病院において、医療安全に関する研修会を年2回以上実施し、外部講師の他、職員による講演、事例研究、発表等主体的な取組を行った。(業務実績第2の2のイのiv参照)
実績：○ 全労災病院が医療安全推進週間（11月25日（日）から12月1日（土）まで）に参加するとともに、全労災病院共通のテーマを定め、患者・地域住民も広く参加できる取組を行った。(業務実績第2の2のイのiv参照)
□入院患者について、従来の満足度調査に加え、試行病院において退院後1、2か月後の患者満足度に係る追跡調査を実施した。その結果、満足度について有為差は生じなかった。 (退院時調査：87.0%、退院後1、2か月後調査：88.1%)
□平成18年7月に医療上の事故等に関する公表基準・報告基準を策定し、同年10月より各労災病院から医療上の事故・インシデント事例データの収集を開始した。一括公表については平成18年度分のデータを平成19年5月にホームページ上で公表した。
□労災病院のポジショニングについては、労災疾病13分野研究開発事業等における成果について国際学会での発表、インパクト・ファクターの高い雑誌への英文原著論文掲載といった取組を通して勤労者医療分野における実績を積み上げ、情報発信していくことにより、本邦或いはグローバルエリアの中での当該分野における労災病院グループの存在意義を確立していくよう努めるとともに、それら成果を労災病院グループの共通財産として共有、活用していくことにより組織全体のレベルアップを図っていくこととする。

評価シート（8）

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
⑤ 行政機関等への貢献 国が設置している検討会、委員会等への参加要請に協力するとともに、迅速・適正な労災認定に係る意見書の作成等を通じて行政活動に協力すること。	⑤ 行政機関等への貢献 ア 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、国が設置する委員会への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。 イ 労災認定に係る意見書等の作成については、複数の診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適切かつ迅速に対応する。	⑤ 行政機関等への貢献 ア 労災認定基準等の見直しに係る検討会に参加するほか、国の設置する委員会への参加、情報提供等により行政機関に協力する。 イ 労災認定に係る意見書等を適切かつ迅速に作成するため、複数の診療科にわたる事案については院内の連携を密にする。	⑤ 行政機関等への貢献 ア 国の設置する委員会への参加等 (ア) アスベスト問題への対応 平成17年6月に表面化したアスベスト曝露による健康問題に関する、政府の閣議決定（平成17年7月）に基づく「アスベスト問題への当面の対応」（アスベスト問題に関する関係閣僚会合とりまとめ）として、平成18年度に引き続き、以下の取組を行った。 i アスベスト関連疾患の診断・治療の中核となる医療機関として24労災病院に設置した「アスベスト疾患センター」等において、アスベスト健診等に取り組んだ（平成19年度アスベスト健診件数：9,022件）。 また、労災病院及び産業保健推進センター等に設置した健康相談窓口において、引き続き地域住民等からの健康相談に対応した（平成19年度相談件数：3,343件）。アスベストブロックセンター（全国7か所）及び労災病院3か所において、アスベスト小体計測検査を実施した（平成19年度小体計測検査件数：344件）。 ii 労災指定医、産業医等を対象とするアスベスト関連疾患診断技術研修を全国22か所（平成18年度：18か所）で実施（受講者数1,019名） (イ) 国の設置する委員会等への出席 国（地方機関を含む。）の要請に応じて、労災病院の医師等が委員会や検討会等に積極的に出席し、労災疾病等に係る医学的意見を提供した。 (参考) 平成19年度実績 27の検討会（振動障害の検査指針検討会、中央環境審議会等）等に21名が出席した。 イ 労災認定に係る意見書等を適切かつ迅速に作成するため、複数の診療科にわたる事案については院内の連携を密にした。 (意見書処理日数) 平成15年度 29.3日 平成16年度 20.7日 平成17年度 19.2日 平成18年度 14.4日 平成19年度 13.5日
評価の視点等	自己評価 (理由及び特記事項)	S	評定 (理由及び特記事項) (委員会としての評定理由) アスベスト問題への対応について、平成18年度に引き続きアスベスト健診や相談対応に取り組み、石綿関連疾患技術研修等ネットワークを活用した石綿健康被害対策実施するなど、行政機関からの要請に応じて、労災病院ならではの積極的な対応を実施し、かつ、労災認定に係る意見書作成に係る平均処理日数を13.5日と平成18年度実績をさらに短縮するなど実績をあげた。 (各委員の評定理由)

【評価の視点】

- ・労災認定基準等の見直しに係る検討会や国が設置する委員会等への参加、情報提供等の協力が行われたか。

- ・複数の診療科にわたる労災認定に係る意見書等の作成が、適切かつ迅速に行われているか。

【16 「評価】労災認定に係る意見書等の処理日数の短縮が図られているが、行政の緊急課題への柔軟な対応等積極的な貢献に向けての努力を期待する

【17 「評価】今後は、第2のアスベスト問題が生じないよう診療活動や臨床医学研究等を通じて得られた労災疾病に係る新たな知見について行政へ積極的に提言・情報提供することを期待する。

8日もの大幅な短縮を達成した。

以上のことから、自己評定を「S」とした。

(注) □は、厚生労働省独立行政法人評価委員会による評価への対応

実績：○

労災認定基準の見直し等に際し、医学的見地から検討を行うことを目的として国が設置・主催する委員会や検討会等に際し、医学的知見を有する労災病院の医師が当該委員会等への参加要請に積極的に対応した。

なお、各都道府県においても、労災請求事案の審査・検討に当たり、労働局や労働基準監督署が定期的に実施する審査会等に労災病院の医師が出席し、医学的見地から助言や情報提供を行った。(業務実績第2の2の⑤のア参照)

実績：○

労災認定に係る意見書作成について、近年、アスベスト、メンタルヘルス等、新たな産業関連疾患に係る依頼が増加する中で、平成19年度の平均処理日数は13.5日となり、平成16年度以降の平均処理日数がさらに短縮された。(業務実績第2の2の⑤のイ参照)

□アスベストによる健康問題に対し、報道当初から機構独自での対応を進めるとともに、政府の「アスベスト問題への当面の対応」で求められている、①健康相談窓口の設置、②専門家による臨時相談窓口の開設、③アスベスト関連疾患の診断・治療の中核となる医療機関としての「アスベスト疾患センター」の設置、④新たな法的措置を検討するための各種委員会への参加、⑤アスベスト関連疾患に関する研究など積極的に協力を行った。

□労災疾病研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、随時小冊子や症例集等にとりまとめ、行政機関(厚生労働省、各労働局等)に配布することにより情報提供に努めている(例:「中皮腫の自験症例132例に係る研究結果要旨」(冊子)、「画像による今日の職業別じん肺症例選集」(症例集)等)。

・行政への対応は、独立行政法人として最優先に実施される業務であり、それについて努力している点は評価できる。

・アスベスト疾患センターの設置や診断技術研修等ネットワークを活用した石綿健康被害対策を効果的に実施し、また、べき地医療、エイズ治療などにも貢献している。特にアスベストへの対応は、職業病対策を常に意識し、詳細なデータの蓄積を行ってきた労災病院でなければ不可能なものである。

・アスベスト問題への対応については、全国を指導する体制にあり、各種の指導状況や研究成果は見るべきものがある。特記事項として、アスベスト対策については、前年度に引き続いだ指導実績をあげ、労災認定についても1件当たり処理日数を著明に短縮させた。

・アスベスト問題への対応は計画以上の実績を上げていると判断できる。

・自己評価のどおり。

・数値目標を全てクリアし、「評価の視点」への対応も適切と評価する。

・アスベストへの取組みは当機構の重要な任務であるが、成果をあげていると評価できる。

・アスベストへの対応は別項目で診断しているので、その分を除くとほぼ目標通りである。

(その他意見)

・分野が労働者生活に関わる幅広い疾患を含んでいるかについてさらなる検討をお願いしたい。

・自己評価中、「労災疾病研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、随時小冊子や症例集等にとりまとめ、行政機関(厚生労働省、各労働局等)に配布することにより情報提供に努めている(例:「中皮腫の自験症例132例に係る研究結果要旨」(冊子)、「画像による今日の職業別じん肺症例選集」(症例集)等)。」とあるが、より積極的に行うことを期待する。

評価シート（9）

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																
(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営 被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき脳障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上（※）確保すること。 ※参考：平成14年度実績 医療リハビリテーションセンター 75.4% 総合せき損センター 78.8%	(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営 ① 医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業復帰へ向けた機能の改善状況を勘査しつつ、職業リハビリテーションセンターとの連携を図る。 ② 総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき脳障害患者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を的確に実施することにより、早期に身体機能の向上を図るとともに、職業復帰へ向けた機能の改善状況を勘査しつつ、せき脳損傷者職業センターとの連携を図る。	(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営 ① 対象患者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。 また、職業リハビリテーションセンターとの効果的かつ効率的な業務運営をする上で、情報交換・症例検討の場においてさらなる連携を図る。 ② 対象患者の職業・社会復帰を支援するため、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき脳障害患者に対し、受傷直後の医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、せき脳損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。 また、せき脳損傷者職業センターとの効果的かつ効率的な業務運営をする上で、情報交換・症例検討の場においてさらなる連携を図る。	(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営 ① 対象患者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、患者毎の障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、次の取組を通じて患者の職場・自宅復帰を支援した。 ・重度の障害や併発する疾病に対応した複数診療科医師、看護師、リハビリテーション技師、栄養士、MSW等によるチーム医療の実施 ・在宅就労支援プログラム等の実施 ・職業リハビリテーションセンターとの合同評議会の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価、患者毎のプログラム改良及び退院後のケアの実施等 この結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が80.4%を達成するとともに、患者からの満足度は88.0%（特に「たいへん満足」が59.6%）と去年に引き続き高い評価が得られた。 さらに、職業リハビリテーションセンターとの運営協議会等を通じて効果的かつ効率的な業務運営について連携すべき業務を検討している。 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合 <table border="1"><tr><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th></tr><tr><td>80.2%</td><td>80.5%</td><td>81.1%</td><td>80.4%</td></tr></table> ② 対象患者の職業・社会復帰を支援するため、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき脳障害患者に対し、患者毎の障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、次の取組を通じて患者の職場・自宅復帰を支援した。 ・重度の障害や併発する疾病に対応した複数診療科医師、看護師、リハビリテーション技師、栄養士、MSW等によるチーム医療の実施 ・患者の障害に応じた車いす・関連機器の改良・指導の実施 ・せき脳損傷者職業センターとのせき損症例検討会やチーム医療懇話会の実施等、相互連携によるリハビリテーションの評価、患者毎のプログラム改良及び退院後のケアの実施等 この結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が85.0%を達成するとともに、患者からの満足度は82.1%（特に「たいへん満足」が47.7%）と去年に引き続き高い評価が得られた。さらに、せき脳損傷者職業センターとのせき損症例検討会やチーム医療懇話会等を通じて効果的かつ効率的な業務を検討している。 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合 <table border="1"><tr><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th></tr><tr><td>82.9%</td><td>83.9%</td><td>82.5%</td><td>85.0%</td></tr></table>	16年度	17年度	18年度	19年度	80.2%	80.5%	81.1%	80.4%	16年度	17年度	18年度	19年度	82.9%	83.9%	82.5%	85.0%
16年度	17年度	18年度	19年度																
80.2%	80.5%	81.1%	80.4%																
16年度	17年度	18年度	19年度																
82.9%	83.9%	82.5%	85.0%																
評価の視点等	自己評価 (理由及び特記事項) 医療リハビリテーションセンターにおいては、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が80.4%となり、目標値である80%以上を確保した。 総合せき損センターにおいては、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が85.0%となり、目標値である80%以上を確保した。 以上のことから、自己評定を「A」とした。	評定 (理由及び特記事項) (委員会としての評定理由) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいて、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80.4%、85.0%確保したことから、中期目標の達成に向けた取組みが進んでいるものと																	

【数値目標】

- ・医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を提供し、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保すること
- ・総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき脳障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保すること

【評価の視点】

- ・四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対するチーム医療の推進及び職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が80%以上確保されたか。
- ・外傷による脊椎・せき脳損傷患者に対するチーム医療の推進及びせき脳損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能職業復帰可能である退院患者の割合が80%以上確保されたか。

【17 「評価】今後、更に患者の職場・自宅復帰を進めていくには、退院後の実情を踏まえたきめ細やかな対応をしていく必要がある。

【16 「2次評価】効率的かつ効果的な業務運営に資する観点から両センターと隣接する独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の国立吉備高原職業リハビリテーションセンター及びせき脳損傷者職業センターとの一体的な事務・事業の実施に向けた検討が可能となるような評価を行うべき。

医療リハビリテーションセンターにおいては、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が80.4%となり、目標値である80%以上を確保した。(業務実績第2の2の(2)の①参照)

総合せき損センターにおいては、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が85.0%となり、目標値である80%以上を確保した。(業務実績第2の2の(2)の②参照)

(注1) □は、厚生労働省独立行政法人評価委員会による評価への対応

(注2) ■は、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価への対応

実績: ○

医療リハビリテーションセンターにおいては、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が80.4%となり、目標値である80%以上を確保した。(業務実績第2の2の(2)の①参照)

実績: ○

総合せき損センターにおいては、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が85.0%となり、目標値である80%以上を確保した。(業務実績第2の2の(2)の②参照)

□患者の退院後の実情を踏まえた職場・自宅復帰を進める観点から、患者の状況に応じた在宅就労支援プログラムの実施、車いす・自動車関連機器の改造、職業リハビリテーションセンター・せき脳損傷者障害センターとの連携等による各種支援を通じてきめ細やかな対応に努めた。

■職業リハビリテーションセンター・せき脳損傷者障害センターと両センターとは、必要としている対象者が異なることから組織的な統合は困難であるが、有機的な連携は行っており、効果を上げている。

言える。

(各委員の評定理由)

- ・これまでの数値が70%台であったものを、全体的にほぼ80%台にのせて維持されてきたことは、目標を上回る成果と判断する。
- ・医療リハビリテーションセンターの社会復帰率が80.4%、総合せき損センターが85.0%と高い値となっている。
- ・リハビリテーションセンター同士の連携が積極的に行われている。
- ・医療リハビリテーションセンターと総合せき損センターの社会復帰率と患者満足度は、昨年と同レベルであり、現状が維持されたものと判断する。
- ・着実に計画を実行している。
- ・自己評価に同じ。
- ・数値目標には達し、「評価の視点」への対応も適切である。
- ・ほぼ目標通りと評価しました。

(その他意見)

- ・今後は、都道府県、市区町村等の地域との連携を密に取り、職場・自宅への復帰率の向上にも一層努めてほしいと願う。
- ・定期的なフォローアップをしていればその結果を教えてほしい。
- ・国立身体障害者リハビリテーションセンターは医療リハビリテーションセンターと同様のリハビリセンターであるが、前者は独立行政法人ではない。連携、調整、協働については今後とも取組みをお願いしたい。

評価シート(10)

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績										
<p>3 健康診断施設の運営業務</p> <p>海外勤務健康管理センターにおいては、次の取組により、海外派遣労働者の健康管理の向上を図ること。</p> <p>(1) 海外派遣労働者に対する健康診断や派遣企業の安全衛生担当者に対する講習会への参加等の海外勤務健康管理センターの利用者を中期目標期間中、6万5千人以上(※)確保するとともに、海外派遣労働者の健康増進、メンタルヘルス等に関する調査研究を行い、その成果を広く情報提供すること。</p> <p>また、センター利用者については、海外派遣労働者の健康管理に有用であった旨の評価を80%以上確保すること。</p> <p>(※参考：平成14年度実績12,414人×5年間の5%増)</p>	<p>3 健康診断施設の運営業務</p> <p>海外勤務健康管理センターにおいては、次のような取組を行うことにより、海外派遣労働者の健康管理の向上を図る。</p> <p>(1) センター利用者を確保するため、海外派遣労働者や派遣企業に対する広報活動を強化するとともに、毎年度、定期的にセンター利用者に対するニーズ調査及び満足度調査を行い、その結果を次年度の業務運営に反映する。</p>	<p>3 健康診断施設の運営業務</p> <p>海外派遣労働者の健康管理の向上を図るため、海外勤務健康管理センターにおいて次のような取組を行う。</p> <p>(1) センター利用者の確保等</p> <p>① 海外巡回健康相談等により蓄積された海外勤務者の健康管理に対する情報を分析しその発信基地としての役割を果たすため幅広い広報活動に努める。</p> <p>また、中小企業中央会、商工会議所等を通じて中小企業事業者に対してもセンター機能の広報を行うとともに、産業保健推進センターとの連携を強化することにより、健康診断被験者、講演会受講者等の施設サービス利用者を1万3千1百人以上確保することを最低限の目標とし、鳥・新型インフルエンザ、狂犬病等感染症に関する情報提供や産業医、企業の健康管理者等を対象に最新の海外医療に関する講演会・研修会を開催することによりこれを上回るよう努める。</p> <p>さらに、利用者満足度調査を実施し、海外派遣労働者の健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得る。</p>	<p>3 健康診断施設の運営業務</p> <p>資料10-01、資料10-02</p> <p>海外勤務健康管理の拠点として、海外派遣労働者の赴任前、赴任中、帰国後の一貫した健康管理支援のため、労働者及び企業の関係者に対する健康診断、FAX・メール相談、海外巡回健康相談、研修会等の支援サービスを行った。</p> <p>(1) センター利用者の確保等</p> <p>① 海外勤務者の健康管理に対する情報の発信基地として、以下のような役割を果たしたことと、施設サービス利用者は17,614人となり、また7月及び2月に実施した満足度調査において92.5%の利用者から有益であったという評価を得た。</p> <p>ア 健康診断等 赴任地に対応した健康診断、予防接種を実施した。</p> <p>イ 研修会・講演会等 海外派遣者への支援を行っている機関と連携し、海外派遣企業等での关心が高い「新型インフルエンザ対策」、「職場のメンタルヘルス」等の講演会・研修会を行った。</p> <p>特に、新型インフルエンザ対策として個々の企業がそれぞれの課題に対応するマニュアルを導入できるよう「新型インフルエンザ対策マニュアル検討セミナー」を開催した。</p> <p>日本国内での流行にともなう海外派遣者への注意点としての麻疹対策の講演会を行い、海外派遣者及び企業の関係者に情報を提供した。</p> <p>北海道、岩手（東北6センター共催）、東京、神奈川、山梨、静岡、広島、愛媛の各産業保健推進センターと海外赴任者健康管理セミナーを共催し企業の産業保健関係者に海外派遣労働者の健康管理に関する知識の向上に努めた。横浜、大阪で海外健康管理指導者研修会を開催し、海外医療事情及び感染症等海外に特有な疾患等を医療関係者に情報提供した。</p> <p>ウ 海外派遣労働者への情報提供等 海外巡回健康相談、現地日本人会、海外友好病院等から独自に入手した海外医療情報、生活情報、薬剤情報等の手引書「海外医療機関とのネットワーク事業の概要」、「海外医療情報の収集・構築・提供」、「海外進出企業における新興・再興感染症対策のために」を作成してホームページ等を通じて普及を図った。</p> <p>また、ホームページを分析・検討を行った結果、外務省海外安全ホームページで紹介されているため、利用者のアクセス数の多い「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」の改訂版、新型インフルエンザ速報等や、日本国内での流行にともなう海外派遣者への注意点として麻疹の速報をホームページ上で掲載し、栄養メールマガジンを希望者へ無料で配信するとともに毎月ホームページに掲載した。</p> <p>エ 相談対応 海外派遣労働者からのFAX・メール等による健康相談について、24時間受付を行った。</p> <p>施設利用者数</p> <table border="1"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>14,816人</td> <td>14,757人</td> <td>15,907人</td> <td>17,614人</td> <td>63,094人</td> </tr> </table>	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	14,816人	14,757人	15,907人	17,614人	63,094人
16年度	17年度	18年度	19年度	合計									
14,816人	14,757人	15,907人	17,614人	63,094人									

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																																						
(2) 海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を行うため、海外巡回健康相談を実施し、巡回健康相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得るとともに、当該事業の効果的な実施のため、ニーズ調査等を行い、派遣対象地域の見直し等を行うこと。 また、赴任地先の医療サービスの向上に向けた協力を図ること。	<p>（2）医療不安が大きく、一定数以上邦人労働者が在留している地域を対象に現地日本人会等からの情報を調査分析し、海外巡回健康相談を実施するとともに、海外巡回健康相談時に満足度調査、ニーズ調査を行い、その結果を次回の海外巡回健康相談の業務内容の改善、派遣対象地域の見直し等に反映する。</p> <p>また、長期海外赴任者の生活習慣病及びメンタルヘルス不全等に関する調査研究を行うとともに、研究成果をホームページで提供し、中期目標期間中、アクセス件数を9万件以上（※）得る。 (※参考：平成14年度実績 5,600件×5年間の15%増)</p>	<p>② センター利用者に対する満足度調査の結果を検討し、業務の改善に反映する。</p> <p>③ 平成16年から平成18年の3年計画で実施した「海外勤務による生活習慣病の健康への影響についての解析」及び「メンタルヘルス不調に影響を及ぼす諸要因の解明」についての調査研究の最終結果をホームページに掲載し情報提供を行い、中小企業を中心とした海外派遣企業等関係機関に配布するとともに、研修資料としても活用する。 また、海外派遣労働者の健康管理、メンタルヘルスについての調査・研究の成果と併せて巡回健康相談で収集した海外医療情報等をホームページに掲載するとともに、利用者のニーズに応じた情報提供を行うためアクセス解析を実施し、解析内容を分析・検討の上、ホームページについての多角的な評価を行い、3万5千件以上のアクセスを得る。</p> <p>（2）海外巡回健康相談・研修及び交流 海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を図るため、次のような取組を行う。</p> <p>① 医療面の不安の大きい地域で、邦人労働者が一定数以上在留している地域を対象に、現地日本人会等からの情報を調査分析し、必要</p>	<p>FAX相談件数(再掲)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>234件</td> <td>201件</td> <td>150件</td> <td>75件</td> <td>660件</td> </tr> </tbody> </table> <p>メール相談件数(再掲)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>158件</td> <td>219件</td> <td>393件</td> <td>457件</td> <td>1,227件</td> </tr> </tbody> </table> <p>施設利用で有用であった旨の評価の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90.9%</td> <td>92.7%</td> <td>95.2%</td> <td>92.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 満足度結果の反映 満足度調査の結果を踏まえ、海外健診者の利便性を図るために健診予約枠の拡大を継続して行うとともに、海外医療相談コーナーも継続してサービスの向上に努めた。</p> <p>③ 調査研究成果等の普及 「海外勤務者の生活習慣病に関する調査研究」、「海外勤務者のメンタルヘルス不調に影響を及ぼす諸原因の解明に関する研究」結果をホームページに掲載したり、今までに蓄積した専門的な知見を「日本職業・災害医学会」、「日本産業衛生学会」、「日本熱帯医学会」等の学会で発表するとともに研修会での普及、情報誌等への掲載を行った。</p> <p>情報誌「海外勤務と健康」、「FAXによる海外医療相談」、パンフレット「海外赴任者の健康管理支援事業」を全国の商工会議所、中小企業団体中央会、海外派遣企業等及び海外巡回健康相談を実施した各都市に配布し、海外医療情報を提供した。 これら利用者のニーズに応じた情報提供を行うことで、56,980件のアクセス数を確保した。</p> <p>ホームページアクセス件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20,688件</td> <td>34,513件</td> <td>55,275件</td> <td>56,980件</td> <td>167,456件</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）海外巡回健康相談・研修及び交流 海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を図るため、次のような取組を行った。</p> <p>① 海外巡回健康相談等 医療面の不安の大きい地域で、在留邦人数が一定数以上の地域を対象として現地日本人会、在外公館の情報及び外務省等との検討結果に基づき巡回対象地域の選定を行い、前期（6月から7月）中期（11</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	234件	201件	150件	75件	660件	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	158件	219件	393件	457件	1,227件	16年度	17年度	18年度	19年度	90.9%	92.7%	95.2%	92.5%	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	20,688件	34,513件	55,275件	56,980件	167,456件
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																					
234件	201件	150件	75件	660件																																					
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																					
158件	219件	393件	457件	1,227件																																					
16年度	17年度	18年度	19年度																																						
90.9%	92.7%	95.2%	92.5%																																						
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																					
20,688件	34,513件	55,275件	56,980件	167,456件																																					
			- 46 -																																						

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績								
	<p>また、赴任地先の医療サービスの向上に資するための現地医療関係者を対象とした研修及び交流を実施するとともに、研修効果の評価を行い、結果を次回研修に反映する。</p>	<p>な国、都市において海外巡回相談を実施する。 また、可能な限り邦人企業を訪問し在留邦人の生活・労働環境の情報を収集し、現地の状況に即した巡回健康相談を実施する。</p> <p>② 海外巡回健康相談時に実施した満足度調査、ニーズ調査の結果に基づき、翌年度の海外巡回健康相談についての改善策の検討及び派遣対象地域の見直しを行う。</p> <p>③ 海外勤務者が赴任地先で必要とする医療サービスの向上のため、現地医療関係者を対象とした研修及び交流を実施する。また、研修生に対して研修効果の評価を行い、その結果に基づき次回研修の改善について検討する。</p>	<p>月) 後期(2月)にアジア、アフリカ、中南米、東欧、中近東の31か国45都市に11チームを派遣し海外巡回健康相談を実施した。 海外巡回健康相談時にメタボリックシンドローム対策のために腹圧測定を実施したり、関心が高いガンや心臓病の予防についての講演会を行った。日系企業の工場巡視を可能な限り実施し現地の生活・労働環境を踏まえたきめの細かい健康相談を実施すると共に、個別に術後の相談者や現地処方薬への相談対応をするなどセカンドオピニオン的な役割も果たした。 また、薬剤師をアラブ首長国連邦、アブダビに派遣し薬剤情報調査を実施した。現地医薬品と日本の医薬品との成分、服用量等を比較し在留邦人が現地医薬品を適正に使用できるよう調査するとともに、現地の医療事情・薬剤事情を調査し、調査後に海外勤務健康管理センター医師の協力を得て作成した「海外薬剤情報調査報告書」及び「海外薬剤対比ハンドブック」を現地日本人会等に配付するとともにホームページでも情報提供を行った。</p> <p>② 満足度調査、ニーズ調査及び派遣対象地域の見直し 前期、中期、後期の海外巡回健康相談時に各都市の相談者229人に満足度調査を実施した。有効回答は228人(回答率99.6%)であり、93.4%の有用であった旨の評価を得た。 過去の満足度調査の結果から相談者の要望を取り入れて受付時から相談時点までを通して相談者のプライバシーの確保に配慮した。また、中国ではメンタルヘルスの相談及び婦人科の相談を重点的に行うため専門の医師・看護師(助産師)を派遣した。 満足度調査、現地日本人会に対するニーズ調査の結果に基づき相談者数が極端に減少している地域等への派遣の見直しを検討した。 健康管理に有用であった旨の評価の割合</p> <table border="1"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> <tr> <td>92.6%</td> <td>94.6%</td> <td>97.0%</td> <td>93.4%</td> </tr> </table> <p>③ 現地医療関係者を対象とした研修及び交流 ア 海外友好病院からの受入れ 5月にパキスタン、トルコ、タイの海外友好病院から医師2名、看護師1名を招聘し「日本における医療制度、診療システム及び日本の文化について」の研修を実施し、最終日にはより良い受診環境のためにーと題し、海外勤務者が赴任地先で医療機関を受診する際の注意点等意見発表を行った。また、現地で研修内容の充実が図られるよう帰国後に研修報告書を提出させた。 イ 他の受入れ 6月に中国医療サービス企業から6名の研修を受け入れ「日本の医療環境を理解する研修」を実施した。 10月にインドネシアの医療機関から受け入れて、「生活習慣病予防対策」、「母子保健」等の講義を行うと共に、外来・病棟見学、工場見学を行った。 9月に平成19年度JICA集団研修コースの9か国11名の研修生を受け入れ日本の医療制度の講義及び施設見学を実施した。 3月にはチェコ医療関係者3名と現地の医療情報等の交流を行った。 以上、平成19年度は計7回の研修・交流を実施した。</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	92.6%	94.6%	97.0%	93.4%
16年度	17年度	18年度	19年度								
92.6%	94.6%	97.0%	93.4%								

評価の視点等	自己評価	A	評定	A
<p>○海外勤務健康管理センターの運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>〔数値目標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外派遣労働者に対する健康診断や派遣企業の安全衛生担当者に対する講習会への参加等の海外勤務健康管理センターの利用者を、中期目標期間中ににおいて6万5千人以上、うち平成19年度において1万3千1百人以上確保すること ・海外勤務健康管理センター利用者については、海外派遣労働者の健康管理に有用であった旨の評価を80%以上確保すること ・長期海外赴任者の生活習慣病及びメンタルヘルス不全等に関する調査研究の成果をホームページで提供し、中期目標期間中ににおいてはアクセス件数を9万件以上、うち平成19年度においては、3万5千件以上のアクセスを得ること ・海外に在留する邦人労働者に対する海外巡回健康相談が、健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得ること <p>〔評価の視点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利便性に立ったパンフレットなどにより周知、広報活動が行われたか。 ・施設利用者が1万3千1百人以上確保されたか。 ・施設利用について有用であった旨の評価を80%以上得られたか。 ・満足度調査において提出された意見を検討し、業務の改善に反映されたか。 	(理由及び特記事項)	<p>海外派遣労働者及びその家族に対し赴任前から赴任中、一時帰国、帰国後まで一貫した健康管理サービスの提供、海外医療関係者の知識の向上に努め、平成19年度業務実績で施設利用者数は17,614人、ホームページアクセス件数は56,980件など、中期目標の達成に向け年度計画1万3千1百人、3万5千件を大幅に上回った。</p> <p>海外勤務健康管理センター利用者及び海外巡回健康相談利用者から、それぞれ92.5%及び93.4%と、中期目標で示された80%を大幅に上回る満足度を得た。</p> <p>これらのことから自己評価を「A」とした。</p>	(理由及び特記事項)	<p>(委員会としての評定理由)</p> <p>新型インフルエンザ対策マニュアル検討セミナーを開催するなど積極的に海外派遣労働者の関心事について対策を取るなど海外勤務の日本人労働者の健康維持管理に貢献している。また、海外勤務健康管理センターの利用者数及びホームページアクセス件数について、中期計画を上回る実績をあげるとともに、満足度調査についても中期目標の数値を上回る実績をあげるなど、中期目標の達成に向けた取組みが進んでいるものと言える。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本人労働者の雇用労働が国際化している中では、このような取り組みの重要性はさらに増していくと思われる。他省庁および類似の組織との連携・効率化を進めつつ、幅広く海外勤務の日本人労働者の健康維持管理疾病治療への貢献が期待される。その点で、目標数値を上回る努力の蓄積は高く評価される。 ・新型インフルエンザ対策マニュアル検討セミナーを開催するなど積極的に海外派遣労働者の関心事について対策を取っている。 ・各種指標の数値は概ね前年度と同レベルである。 ・計画を着実に実行している。 ・数値目標の全てに達し、「評価の視点」への対応も良好と判断する。 ・中期目標を達成したと評価できる。 ・活動に対する評価としてはA。 <p>(その他意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人整理合理化計画の対象となっているため、今後廃止の可能性がある。 ・他に同種のサービスを行っている団体があれば、重複の調整等留意下さい。 ・その機能、存在そのものについては要検討。

・長期海外赴任者の生活習慣病及びメンタルヘルス不全等についての調査研究が順調に推移しているか。

・これまでの研究成果をホームページで情報提供を行い、3万5千件以上のアクセスが得られたか。

・海外巡回健康相談が必要な国、都市において計画どおりに相談が実施されたか。

・海外巡回健康相談時に実施した満足度調査において、健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得られたか。

・満足度調査、ニーズ調査の結果に基づき、翌年度の海外巡回健康相談について改善策の検討及び派遣対象地域の見直しが行われたか。

・海外の医療機関等の医師、看護師等を対象とした研修及び交流が実施されたか。

・研修効果の評価等に基づき、次回研修の改善について検討が行われたか。

【16 「評価】今後とも、業務の質の維持・向上を図りつつ、具体的な効果に着目して事業を遂行することが必要である。

【17 「評価】今後とも、業務の維持・向上を図りつつ、具体的な効果に着目して事業を遂行することが必要である。

【18 「評価】今後は、情報提供だけでなく、より実質的な健康管理の向上について海外の医療機関とのネットワークの向上及び赴任地に応じたサービスを提供することを期待する。

拡大を継続した。（業務実績第2の3の（1）の②参照）

実績：○

　海外勤務による生活習慣病、メンタルヘルスの各調査研究成果を普及しつつ、引き続き「海外勤務者の感染症対策及び疾病構造に関する調査研究」、「海外勤務者のメンタルヘルスに関する調査研究」、「海外勤務者における心血管病危険因子に関する調査研究」、「海外勤務者の生活習慣病に関する調査研究」の各調査研究を充実させることとした。（業務実績第2の3の（1）の③参照）

実績：○

　数値目標を21,980件上回った。（業務実績第2の3の（1）の③ホームページアクセス件数参照）

実績：○

　派遣直前に政情不安定となったパキスタン3都市は派遣を中止したが、他の都市については、現地からの医療情報、治安情報を適切に収集し、現地邦人組織との連携を密にして計画のとおり実施した。（業務実績第2の3の（2）の①参照）

実績：○

　数値目標を13.4ポイント上回った。（業務実績第2の3の（2）の②健康管理に有用であった旨の評価の割合参照）

実績：○

　在留邦人を取り巻く医療環境に改善が見られる地域、相談者数が極端に減少している地域及び海外勤務者の相談割合が低い地域等については、翌年度の巡回を見合わせることを検討した。（業務実績第2の3の（2）の②参照）

実績：○

　海外友好病院3か国（パキスタン、トルコ、タイ）から派遣された医師、看護師、中国の医療サービス企業から派遣された研修生6名及びJICA集団研修コース9か国11名の研修生との研修・交流等、平成19年度は計7回の研修・交流を実施した。（業務実績第2の3の（2）の③参照）

実績：○

　海外友好病院の研修者に対し、帰国後には研修報告書を提出させ、研修効果を把握するようにした。（業務実績第2の3の（2）の③参照）

□当該センターの社会的役割及び国民に対するサービスを更に充実するため、海外派遣企業には関心の高かった新型インフルエンザについての講演会を開催し、また「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」をホームページ上で迅速に国内外へ発信した。加えて、鳥・新型インフルエンザ専用電子メール相談窓口を設置した。その結果、ホームページアクセス件数も増加し、有益な情報を幅広く提供することに繋がった。

□① 広報活動の強化

　産業保健推進センターで開催された産業医、産業看護職及び企業の健康管理を対象とした研修会、講習会及び神奈川産業貿易振興協会が開催した「海外セミナー」において海外勤務健康管理センターのパンフレットを配布する等、事業のPRに努めた。また、本部で作成した「海外赴任者の健康管理支援業務」のパンフレットを全国の商工会議所及び中小企業団体中央会等に配布するとともに、機構が実施している海外巡回健康相談時においても現地日本人会に配布し海外でのPRにも努めた。

② 他施設にはないサービスの提供

機構が実施している海外巡回健康相談で得られた医療情報、現地日本人会・在外公館及び海外勤務健康管理センター利用者から聞き取りした調査等、独自に入手した情報を当センター、各産業保健推進センターでの研修会等で活用し海外医療に関わる人材の知識の向上に努めている。特に鳥・新型インフルエンザガイドラインは流行の状況に合わせて改訂を行い、最新の情報を提供するように努めている。また、利用者満足度調査の結果を受けて海外医療相談コーナーを新たに設置することで他の施設では類を見ない健診から最新の海外医療情報、生活情報までを利用者に提供している。

③ ニーズ調査の実施

研修会、講習会の際にはアンケート調査を行い、その結果を次の研修に反映させることとしている。特に、当センターで開催している「海外健康管理指導者研修会」の参加者のうち 99.2% から当研修会を継続して利用したいとの評価を得ている。また、満足度も 99.2% の評価を得ている。今後もアンケート調査、ニーズ調査を継続して行い、海外勤務健康管理センターの事業効果のアップにつなげるように努めていく。

■独立行政法人整理合理化計画及び「勧告の方向性」に基づき平成 22 年度までに業務及び組織を廃止する。

【17 「2次評価】海外勤務健康管理センターが行っている海外赴任者のための健康診断等の健康管理事業については、同様の健康診断が一般病院及び一般診療所等で広く実施されている状況に加え、本法人としての実施施設は 1 か所であるという現状を踏まえ、その必要性、有効性の検討に資する評価を行うべき。

評価シート(11)

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																																														
<p>4 産業保健関係者に対して研修又は相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針として、産業保健関係者に対する支援を行うこと。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施 中期目標期間中、産業医等の産業保健関係者に対し、延べ1万回以上(※1)の研修を実施するとともに、研修内容等の改善を図る仕組みを充実すること。 また、産業保健関係者からの相談を、中期目標期間中、4万8千件以上(※2)実施すること。 なお、研修又は相談の利用者については、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保すること。 (※参考1：平成14年度実績1,916回×5年間の5%増) (※参考2：平成14年度実績9,098件×5年間の5%増)</p>	<p>4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、以下の取組により、産業保健関係者に対する支援機能を強化する。 (1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施</p>	<p>4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とした産業保健関係者に対する支援を行うため、産業保健推進センターにおいては次のような取組を行う。 (1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施 産業保健関係者に対し、延べ2千回以上の質の高い研修を実施することを最低限の目標とし、各地域のニーズに応じてこれを上回るよう積極的に実施するとともに、産業保健関係者からの相談を9千6百件以上確保する。また、利用者満足度調査を実施し、研修又は相談の利用者から産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保するとともに、アスベスト問題への対応等、現下の産業保健情勢等を踏まえ、ニーズに応じた研修及び相談を実施する。 さらに、研修・相談等の実施が労働者の健康状況の改善に寄与した効果等を把握するために実施した「産業保健推進センター事業による効果把握のための実態調査」結果を研修・相談等の業務運営に反映させる。 また、今後アスベスト健康問題のような産業保健分野における社会的問題が発生した場合には、平成18年度に作成した「産業保健推進センター緊急対応指針」に基づき積極的に対応する。</p>	<p>4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とした産業保健関係者に対する支援を行なうため、産業保健推進センターにおいては次のような取組を行った。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施</p> <p>資料11-01、資料11-02 産業医、産業看護職等の産業保健関係者に対し、延べ3,291回の研修(受講者数91,253人)を実施するとともに、産業保健関係者から13,725件の相談に応じた。 研修及び相談の利用者満足度調査を実施したところ、研修については、92.5%、相談については、98.3%の利用者から、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を得た。</p> <p>i 産業保健関係者に対する研修回数 実施回数：3,291回 [年度計画の164.6%、平成16年度から平成19年度まで中期目標10,000回以上の118.2%を達成]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,623回</td> <td>2,844回</td> <td>3,058回</td> <td>3,291回</td> <td>11,816回</td> </tr> </tbody> </table> <p>ii 受講者(産業医等)数：91,253人 [平成18年度85,949人に対して6.1%の増] 受講者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75,568人</td> <td>81,420人</td> <td>85,949人</td> <td>91,253人</td> <td>334,190人</td> </tr> </tbody> </table> <p>iii 研修の利用者について、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価：92.5% [中期目標である80%以上を大幅に上回った] 研修利用者満足度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>92.7%</td> <td>91.2%</td> <td>91.2%</td> <td>92.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>iv 産業医等に対する専門的相談 相談件数：13,725件 [平成16年度から19年度まで中期目標48,000件以上の106.8%を達成]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,383件</td> <td>15,036件</td> <td>12,116件</td> <td>13,725件</td> <td>51,260件</td> </tr> </tbody> </table> <p>v 相談の利用者について、産業保健に関する職務を行う上で有益であったとの評価の割合98.3% [中期目標である80%以上を大幅に上回った] 相談利用者満足度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>99.0%</td> <td>95.9%</td> <td>97.9%</td> <td>98.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>vi 平成19年3月25日に発生した能登半島地震における被災労働者・事業主に対して、石川県医師会、石川労働局、各労働基準</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	2,623回	2,844回	3,058回	3,291回	11,816回	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	75,568人	81,420人	85,949人	91,253人	334,190人	16年度	17年度	18年度	19年度	92.7%	91.2%	91.2%	92.5%	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	10,383件	15,036件	12,116件	13,725件	51,260件	16年度	17年度	18年度	19年度	99.0%	95.9%	97.9%	98.3%
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																													
2,623回	2,844回	3,058回	3,291回	11,816回																																													
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																													
75,568人	81,420人	85,949人	91,253人	334,190人																																													
16年度	17年度	18年度	19年度																																														
92.7%	91.2%	91.2%	92.5%																																														
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																													
10,383件	15,036件	12,116件	13,725件	51,260件																																													
16年度	17年度	18年度	19年度																																														
99.0%	95.9%	97.9%	98.3%																																														

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
	<p>① 産業医等の産業保健関係者に対する研修については、ニーズ調査やモニター調査等の結果に基づき、研修のテーマや内容に関する専門家による評価を行い、研修内容の質の向上を図る。</p> <p>また、利便性の向上の観点から、インターネット等多様な媒体を用いた研修案内、研修の申込受付を実施する。</p> <p>② 産業保健関係者からの相談については、多様な分野の専門家の確保、インターネット等多様な媒体での相談の受付等により、質及び利便性の向上を図る。</p>	<p>① 産業医等の産業保健関係者に対する研修内容の質の維持・向上を図るために、研修内容等の改善を図る仕組み（計画一実施一評価一改善を継続的に実施する仕組み）を継続的に運用する。</p> <p>また、実践的な研修の拡大を図るとともに、産業医が行う長時間労働者に対する面接指導に関する研修等労働安全衛生法の改正を踏まえた過重労働・メンタルヘルス問題に対応した研修を行うとともに、産業医等産業保健関係者に対し働く女性の母性健康管理に関する研修を実施する。</p> <p>さらに、利便性の一層の向上を図るために、インターネット、情報誌を用いた研修案内を更新し、研修の申込受付を継続して実施する。</p> <p>② 産業保健関係者からの相談の質を確保するため、産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス等の分野の専門家を確保し、専門的見地から相談に対する回答を行う。</p> <p>さらに、労働安全衛生法の改正を踏まえた過重労働による健康障</p>	<p>監督署と連携し、メンタルヘルス、法令等の相談事業についてのリーフレットを作成し、石川産業保健推進センターから送付した。</p> <p>平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震において、新潟産業保健推進センターに「心の相談室」、柏崎地方合同庁舎に「にいがたさんぽ・心の相談室」を新潟労働局と連携して開設した。</p> <p>また、「職場における災害時の心のケアマニュアル」を新潟産業保健推進センターから各事業場に送付した。</p> <p>① 研修内容の質の向上及び利便性の向上 「計画一実施一評価一改善」のサイクルによる研修内容等の改善を図る仕組みを継続的に実施する等により以下のような研修内容の質の向上が見られた。</p> <p>ア 実習・実践的研修の実施割合の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域ごとに把握したニーズに基づき、産業医の実務に関する小グループによる事例検討、産業医職場巡視のための実地研修等を積極的に導入し、実習・実践的研修を1,433回実施した（研修全体の43.5%）。 平成19年度は、岡山産業保健推進センターにおいて行った石綿飛散現場でのマスクもれ率に関する調査結果のデータを基に「防じんマスク着用等のばく露防止対策研修」を全国で60回開催した。 人事労務担当者に対して、カウンセリング技法等について、実践力を高めるための専門家によるシリーズ研修を実施した。 <p>イ 時宜を得たテーマによる研修の実施 産業医が行う長時間労働者に対する面接指導に関する研修を166回 新型インフルエンザに関する研修を12回、メンタルヘルスに関する研修を815回、またアスペストに関する研修（防じんマスク着用等のばく露防止対策研修を含む）を174回開催した。</p> <p>ウ 働く女性の母性健康管理研修の実施 産業医学保健スタッフの母性健康管理に関する資質の向上を図り、企業における母性健康管理体制の整備を進めるための必要な知識を付与することを目的として、母性健康管理に関する研修を昨年に引き続き全センターで50回開催した。</p> <p>エ 利便性の向上 各産業保健推進センターのホームページを活用した研修の案内及び申込を継続して実施することによりインターネットによる研修申込件数を14,891件確保した。</p> <p>利用者のニーズ、テーマや内容に応じて研修の開催地、収容人数、産業医の都合に合わせた休日・夜間の研修の設定等の柔軟な対応を行った（休日・夜間研修会開催数740回 昨年度比187回増）。</p> <p>② 産業保健関係者からの相談の質及び利便性の向上 ア 過重労働・メンタルヘルスの専門家等の充実 各産業保健推進センターにおいてそれぞれ、産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令、カウンセリング、保健指導の全6分野の専門家1,296人を産業保健相談員として委嘱（過重労働に関する分野の専門家を（75人）、メンタルヘルス分野の専門家（322人）し、産業保健推進センターの企</p>

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
		<p>害防止及びメンタルヘルス不調者対策に的確に対応するため、脳・心臓疾患等に関する分野の専門家及び精神科医等の一層の拡充・連携を図る。</p> <p>また、利便性の向上を図るために、ホームページへ掲載する頻出の相談を充実するとともに、インターネット、FAXによる相談の受付を継続して実施する。</p>	<p>画・運営に活用するとともに、産業保健関係者からの相談に対し、専門的見地から回答を行った。</p> <p>イ アスベスト健康相談の継続実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に引き続きアスベストによる健康障害の問題に対応するため、各センター相談窓口において、産業保健関係者、労働者及び家族等に対して、健康等に関して相談に応じた。（窓口相談件数：185件） <p>ウ 相談の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FAX及びインターネットによる相談受付は全センターで実施し、頻出の相談項目については、センター及び機構のホームページに継続してQ&Aを掲載している。
評価の視点等	自己評価	A	評定
<p>○産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業医等の産業保健関係者に対し、中期目標期間中に延べ1万回以上の研修を実施し、うち平成19年度においては、延べ2千回以上実施すること ・産業保健関係者からの相談を、中期目標期間中、4万8千件以上実施し、うち平成19年度においては、9千6百件以上実施すること ・研修又は相談の利用者については、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保すること 	(理由及び特記事項)	<p>研修事業については延べ3,291回（年度計画2,000回以上の164.6%を達成）平成16年度から平成19年度までで11,816回（中期目標10,000回以上の118.2%を達成）の専門的研修を実施するとともに相談事業については産業保健関係者から13,725件（年度計画9,600回以上の140.1%を達成）平成16年度から平成19年度までで51,260回（中期目標48,000件以上の106.8%を達成）の専門的相談に応じるなど、中期計画・年度計画において定められている事項について中期計画を上回る実績を達成した。</p> <p>地域ごとに把握したニーズに基づき、産業医の実務に関する小グループによる事例検討、産業医職場巡視のための実地研修、人事労務担当者等に対して、カウンセリング能力向上を目的とした専門家によるシリーズ研修、防じんマスク着用等のばく露防止対策研修等を積極的に導入し、実習・実践的研修を1,433回実施した（研修全体の43.5%）。</p> <p>鳥・新型インフルエンザに関する研修を6センターで12回開催した。</p> <p>アスベストによる健康障害の問題に対応するため、各センターにおいて研修を実施するとともに相談窓口を継続して設置し、産業保健関係者に加え、労働者、離職者、家族等に対し健康等に関する相談に応じた。</p> <p>受講者のニーズに合わせた休日、時間外及び外部会場での研修開催、インターネットによる研修申込（全センターで実施・研修申込み件数14,891件）を実施する等、効果的な運営に努めた。これら時宜を得たテーマによる研修、実践的研修の実施、相談体制を整備したこと及び利用者の利便性の向上を図ることにより、研修については92.5%、相談については98.3%と中期目標で示された80%を上回る満足度（産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価）を得た。</p> <p>これらのことから、自己評価を「A」とした。</p>	(理由及び特記事項)
		<p>平成16年度から19年度までで11,816回、平成19年度は3,291回の研修を実施した。（業務実績第2の4の（1）のi参照）</p> <p>平成16年度から平成19年度までで51,260件、平成19年度は13,725件の相談を実施した。（業務実績第2の4の（1）のiv参照）</p> <p>平成16年度から平成19年度まですべて90%以上の評価を得た。</p> <p>平成19年度は産業医等から92.5%、相談利用者から98.3%の評価を得た。（業務実績第2の4の（1）のiii、v参照）</p>	<p>委員会としての評定理由</p> <p>地域のニーズに対応する専門性を有する相談員を全センターで1,296名確保し、FAX・インターネットを通じた相談の受付を行うなど、産業保健関係者への研修・相談事業を積極的に進める等により、相談者数、相談満足度について平成18年度の実績を上回る実績をあげるなど、中期目標の達成に向けた取組みが進んでいるものと言える。</p> <p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業保健関係者への研修相談等情報提供の努力は目標を上回っており高く評価できる。 ・地域のニーズに対応する専門性を有する相談員を全センターで1,296名確保し、FAX・インターネットを通じた相談の受付を行うなど、相談事業を積極的に進めている。 ・人事労務担当者等に対するカウンセリング能力の向上研修など、ニーズに合わせた意義深い研修を行っており、評価できる。 ・研修及び相談の実績は前年度を上回っている。 ・計画を着実に実行している。 ・自己評価に同じ。 ・数値目標の全てに達し、「評価の視点」への対応も良好と判断する。 ・中期目標を達成したと評価できる。 ・自己評価に同意します。 <p>（その他意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人整理合理化計画の一環として、経費の3割削減が達成されているか否かは不明である。 ・自己評価中、「研修・相談等の産業保健推進センター事業の効果を把握するため、平成17年度においては、センターの取組事例の収集を行うとともに、全国レベルの調査について労働者の健康状態の改善にどのような効果があったのかを含め、調査設計を実施した（平成18年度において調査を実施）。」、「研修・相談等を実施することによる事業効果を把握・分析するため、「産業保健推進センター事業による効果把握のための実態調査」を実施した。その結果、労働者の健康状況の改善に

つながったとする割合は、利用者全体の 70.9%ということが明らかになった。今後も同調査を実施することにより長期的な事業効果を把握・分析することとする。」、「石川センターが「産業保健推進センター緊急対応マニュアル」に基づいて、能登半島地震での被災労働者へ P T S D 問題等に適切に対応した。今後も産業保健分野における社会的問題が発生した場合、本マニュアルに沿って積極的に対応することとする。」とあり、この 3 点は今後とも多いに取り組むべき課題である。

[評価の視点]

- ・産業保健関係者に対する研修が、延べ2千回以上実施されたか。
- ・産業保健関係者からの相談が、9千6百件以上確保されたか。
- ・研修又は相談の利用者について、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価が80%以上確保されたか。
- ・研修内容等の質の向上を図る仕組みの充実が図られているか。
- ・産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス等の分野の専門家が確保されているか。
- ・利便性の向上を図るため、インターネット等を用いた研修案内、研修の申込受付が行われているか。
- ・インターネット等による相談の受付、頻出の相談のホームページへの掲載が行われているか。

(注) □は、厚生労働省独立行政法人評価委員会による評価への対応

実績：○

3,291回の研修（受講者数91,253人）を開催した。（業務実績第2の4の(1)のi、ii参照）

実績：○

産業保健関係者から13,725件の相談に応じた。（業務実績第2の4の(1)のiii参照）

実績：○

研修については92.5%、相談については98.3%の利用者から、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を得た。（業務実績第2の4の(1)のiv、v参照）

実績：○

産業保健モニターからの意見、各種研修会のアンケート結果を分析し、運営協議会、相談員会議で検討した。その結果を基とした「計画－実施－評価－改善」のサイクルによる研修内容等の改善を図る仕組みを継続的に運用する等により以下のように産業医等の産業保健関係者に対する研修内容の質の向上が見られた。

- 1 実習・実践的研修の実施割合の拡大（業務実績第2の4の(1)の①のア参照）
 - ・実習・実践的研修を1,433回（研修全体の43.5%）実施した（業務実績第2の4の(1)の①のア参照）。
- 2 時宜を得たテーマによる研修
 - ・長時間労働者に対する面接指導に関する研修を166回実施した。（業務実績第2の4の(1)の①のイ参照）
 - ・アスベストにかかる研修を174回実施した。（業務実績第2の4の(1)の①のイ参照）
 - ・メンタルヘルスに関する研修を815回実施した。（業務実績第2の4の(1)の①のイ参照）
 - ・新型インフルエンザに関する研修を12回実施した。
- 3 働く女性の母性健康管理に関する研修（業務実績第2の4の(1)の①のウ参照）
 - ・全センター50回実施した。（業務実績第2の4の(1)の①のウ参照）
- 4 受講者のニーズに合わせた研修の実施
 - ・利用者のニーズ、テーマや内容に応じて研修の開催地、収容人数、産業医の都合に合わせた休日・夜間の研修の設定等の柔軟な対応を行った（休日・夜間研修会開催数740回）。（業務実績第2の4の(1)の①のエ参照）
 - ・人事労務担当者に対してカウンセリング能力向上を図るために、カウンセリング技法等について、専門家によるシリーズ研修を実施した。

実績：○

産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス等の分野の専門家1,296名を産業保健相談員として確保した。過重労働分野の専門家は75名、メンタルヘルスに関する専門家は322名確保した。

実績：○

インターネットによる研修申込み件数を14,891件確保した。（業務実績第2の4の(1)の①のエ参照）

実績：○

FAX及びインターネットによる相談受付は全センターで実施し、頻出の相談項目につい

ては、センター及び機構のホームページに継続してQ & Aを掲載している。

【16 「評価】今後は、研修・相談等を実施することにより、メンタルヘルス等に係る労働者の健康の改善にどのような効果がもたらされたかに着目した事業の分析を行うことを期待したい。

【17 「評価】引き続き、研修・相談等を実施することによる事業効果の分析を長期的に行っていく必要がある。

【17 「評価】今後は、アスベスト以外の他の産業保健分野に関する問題についても、今回と同様に積極的に対応することを期待する。

□研修・相談等の産業保健推進センター事業の効果を把握するため、平成17年度においては、センターの取組事例の収集を行うとともに、全国レベルの調査について労働者の健康状態の改善にどのような効果があったのかを含め、調査設計を実施した（平成18年度において調査を実施）。

□研修・相談等を実施することによる事業効果を把握・分析するため、「産業保健推進センター事業による効果把握のための実態調査」を実施した。その結果、労働者の健康状況の改善につながったとする割合は、利用者全体の70.9%ということが明らかになった。今後も同調査を実施することにより長期的な事業効果を把握・分析することとする。

□石川センターが「産業保健推進センター緊急対応マニュアル」に基づいて、能登半島地震での被災労働者へPTSD問題等に適切に対応した。今後も産業保健分野における社会的問題が発生した場合、本マニュアルに沿って積極的に対応することとする。

□「産業保健推進センター緊急対策マニュアル」に基づいて、新潟産業保健推進センターに「心の相談室」、柏崎市の柏崎地方合同庁舎において「にいがたさんぽ・心の相談室」を開設した。また、新潟産業保健推進センターから各事業場へ「職場における災害時のこころのケアマニュアル」を送付した。

評価シート(12)

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績										
(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助	(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助	<p>(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助 産業保健に関する情報の質の向上及び利便性の向上を図るために、地域の産業保健活動の促進を図る。</p>	<p>(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助 産業保健に関する情報の質の向上及び利便性の向上を図るために、地域の産業保健活動の促進を図った。</p> <p>資料12-01</p> <ul style="list-style-type: none"> i ホームページの充実によるアクセス件数の増大等 <ul style="list-style-type: none"> ・産業保健推進センターホームページ アクセス件数：1,179,015件 [対前年比で42.1%増、中期計画の112万件以上に対し、平成16年度から平成19年度まで4年間で中期計画を大幅に上回る314万件(259.5%)を達成] ii ホームページのアクセス件数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>489,899件</td> <td>638,258件</td> <td>832,429件</td> <td>1,179,015件</td> <td>3,139,601件</td> </tr> </tbody> </table> iii ビデオ・図書 <ul style="list-style-type: none"> ・整備件数：86,800件 ・貸出件数：69,910件 ・「産業保健21」 発行回数：4回 発行部数：288,000部 配布先：地域の産業医、産業看護職、衛生管理者等 ・産業保健情報誌(地域版として各センター毎に作成) 発行回数：160回 発行部数：600,276部 配付先：地域の産業医、産業看護職、衛生管理者等 iv 産業保健関係者との連携による調査研究 産業保健推進センター活動の進展により、各地域の産業保健推進センター相談員と産業医等、産業保健スタッフがネットワークを構築して地域の産業保健上の問題に関する調査研究を実施した。 v (研究内容及び成果の活用例) <ul style="list-style-type: none"> ・アスベストに関する研究(岡山産業保健推進センター) アスベスト除去作業に従事する多くの労働者のマスクが正しく着用されておらず、許容される濃度よりはるかに高いアスベスト粉じんを吸入していることを初めて明らかにした。調査研究結果を報告書として公表し、日本産業衛生学会等各種学会・研究会で発表するとともに産業保健推進センターにおける「防じんマスク着用等のばく露防止対策研修研修会」(平成19年度60回開催)に活用した。 また、行政へ情報提供を行い、電動ファン付きマスクの使用の義務化等、解体作業等における石綿ばく露防止対策等の充実のための検討に活用されている。 ・産業医のメンタルヘルスとの関わりを中心とした研究(北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形計6センター) 北海道・東北ブロックの広域において、産業医、事業主、労働者に対しメンタルヘルスに関する調査を行い、それぞれの調査結果の相関関係について分析した。分析結果及び問題 	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	489,899件	638,258件	832,429件	1,179,015件	3,139,601件
16年度	17年度	18年度	19年度	合計									
489,899件	638,258件	832,429件	1,179,015件	3,139,601件									

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
<p>ホームページ等を通じて産業保健に関する情報を提供するとともに、当該情報の質の向上、利便性の向上を図ること。</p> <p>また、地域の産業保健活動の促進を図るために、都道府県労働局、労働基準監督署と連携し、地域産業保健センターに対する支援を強化するとともに、事業主に対する広報及び啓発等を行うこと。</p>	<p>① 産業保健関係者に対し、年4回発行する情報誌及びホームページ等により、産業保健に関する情報の提供を行うとともに、専門家の意見の反映により、提供する情報の質の向上を図り、中期目標期間中、ホームページのアクセス件数を112万件以上（※）得る。</p> <p>また、ビデオ・図書の計画的な整備を行い、そのリストをホームページ上で公開する。</p> <p>（※参考：平成14年度実績192,497件×5年間の15%増）</p> <p>② 各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会における助言を行うとともに、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上研修を実施する。また、事業主に対し、ホームページ等多様な媒体による広報及</p>	<p>① 産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」、ホームページ及びビデオ・図書により産業保健に関する情報を提供するとともに、提供する情報の質の向上を図るため産業保健相談員会議において検討を行う。</p> <p>さらに、利用者のニーズに応じ質の高い情報提供を行うため、ホームページのアクセス解析を行ない、多元的な観点からホームページの改定を行う。これらによりホームページのアクセス件数については65万件以上得る。</p> <p>また、ビデオ・図書リストの接センター間での共有化、ホームページ上での公開等、貸出サービスの向上により貸出件数の増加を図るとともに、利用者に最新の産業保健情報等を提供するため、センターから利用者に対してメールマガジンを発行する。</p> <p>② 各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会に出席し助言を行う。また、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、東京、大阪で新任研修を行うとともに、各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上のための研修を実施す</p>	<p>点を各産業保健推進センターにおける、メンタルヘルス関係の研修及びホームページにおいて紹介する。</p> <p>・職場復帰についての事業場の実際の取組み等の調査研究（大阪産業保健センター）</p> <p>大阪府下の事業場に対し、メンタルヘルス不調者の職場復帰に際しての現状調査を行い、復職判断方法、復職後の措置等、事業場における復職に係る取組について分析した。本研究の成果について、大阪府が職場復帰について取り組むあたり、参考にすると発表。（平成19年10月10日の日本経済新聞、読売新聞の紙面で紹介）</p> <p>① 産業保健関係者に対する情報提供の質の向上</p> <p>産業保健関係者に対し、産業保健活動に資する情報を提供するため、以下のような情報の質の向上を図る取組を行った結果、ホームページアクセス件数が1,179,015件と増大し、対前年比の42.1%増、中期計画の112万件以上に対し、平成16年度から平成19年度までの4年間で中期計画を大幅に上回る314万件（28.0.3%）を達成した。</p> <p>また、ビデオ・図書については隣接センター間での共有化等のサービス向上により昨年度より2000件増の69,910件の貸出件数を確保した。</p> <p>・情報誌「産業保健21」の充実</p> <p>産業医活動の成果や好事例、国における産業安全衛生の動きに加え、「職場における自殺予防対策」及び「職場における母性健康管理」等、時宜に適した記事を掲載した情報誌「産業保健21」を継続して発行し、企業経由で地域の産業医等に配付するとともに、47都道府県の教育委員会、地域保健担当部局を始め、医学部、看護学部、図書館等に配付した。また、情報の質を高めるために、機構本部において、外部有識者からなる検討委員会を開催（平成19年4月20日）するとともに、各産業保健推進センターにおいて、産業保健相談員会議を計143回開催し、情報誌やホームページ等による情報提供内容等について審議した。</p> <p>・ホームページ、メールマガジン等の充実</p> <p>ホームページの更新を推進し（3,949回）、最新の地域産業保健情報、研修の案内・申込受付、ビデオ・図書リストの掲載等、ホームページの内容を充実させた。</p> <p>34の産業保健推進センターにおいて利用者に対するメールマガジンを発行し最新の産業保健情報を提供した（平成18年度は6センター）。</p> <p>12の都道府県において、労働者のメンタルヘルス対応のための精神科相談窓口のリストを整備し、産業保健推進センターにおいて事業場へ配付した。</p> <p>② 地域産業保健センター（全国347か所）に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域産業保健センター運営協議会に出席、助言（434回） ・地域産業保健センターの新任コーディネーターに対し、コーディネーターとして必要な基本知識を付与するための研修会を開催（東日本1回、西日本1回） *研修受講者に対するアンケート調査では、95.9%の受講者から「十分理解」又は「かなり理解した」旨の評価を得た（3段階評価、有効回答数49人）。

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																														
	び啓発を行う。	る。事業主に対しては、ホームページ、情報誌による広報を実施するとともに、事業主セミナーを開催し意識の啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域産業保健センターのコーディネーターに対する能力向上研修を開催（76回） ・コーディネーター能力向上研修開催回数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>66回</td><td>75回</td><td>73回</td><td>76回</td><td>290回</td></tr> </tbody> </table> ・地域産業保健センター登録医研修の実施（83回） ・地域産業保健センター登録医研修回数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>36回</td><td>53回</td><td>76回</td><td>83回</td><td>248回</td></tr> </tbody> </table> ③ 事業主に対する啓発活動 <p>事業主に対して、ホームページ及び情報誌を用いて情報提供とともに現下の産業保健問題等に関する事業主セミナーを開催（533回）し、併せて助成金事業について周知し、事業主の意識の啓発を図った。</p> <p>事業主セミナーの開催回数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>732回</td><td>674回</td><td>605回</td><td>533回</td><td>2,544回</td></tr> </tbody> </table> </p> 	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	66回	75回	73回	76回	290回	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	36回	53回	76回	83回	248回	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	732回	674回	605回	533回	2,544回
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																													
66回	75回	73回	76回	290回																													
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																													
36回	53回	76回	83回	248回																													
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																													
732回	674回	605回	533回	2,544回																													

評価の視点等	自己評価	A	評定	A	
	(理由及び特記事項)	<p>産業保健関係者に対し、産業保健活動に資する情報を提供するため、機構本部及び各産業保健推進センターにおいては、次のような情報の質の向上を図る取組を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ホームページ内容の充実及びアクセス件数の大幅な増加 <p>ホームページの更新を推進し（3,949回）最新の地域産業保健情報、研修の案内・申込受付・ビデオ、図書リストの掲載等、ホームページの内容を充実させたことで、ホームページアクセス件数が1,179,015件と増大し、対前年比の41.6%増、中期計画の1,12万件以上に対し、平成16年度から平成19年度まで4年間で中期計画を上回る3,14万件（280.7%）を達成した。</p> 2 産業保健関係者との連携による調査研究 <p>産業保健推進センター活動の進展により、各地域の産業保健推進センター相談員と産業医等、産業保健スタッフがネットワークを構築して地域の産業保健上の問題に関する調査研究を実施した。</p> 3 「産業保健21」等情報誌の普及活動の強化 <p>産業医活動の成果や好事例、国における産業安全衛生の動きに加え、「職場における自殺予防対策」及び「職場における母性健康管理」等、時宜に適した記事を掲載した情報誌「産業保健21」を継続して発行し、企業経由で地域の産業医に配付し、今年度も47都道府県の教育委員会、地域保健担当部局等に配付した。</p> 4 都市区医師会に設置されている地域産業保健センター（全国347か所）への支援活動 <p>地域産業保健センター運営会議に出席、助言を行った。（434回）また、地域産業保健センターの新任コーディネーターに対し、コーディネーターとして必要な基本知識を付与するための研修会を開催し啓発に努めた（東日本1回、西日本1回）。</p> 5 経験を有するコーディネーターに対し、各産業保健推進センターにおいて能力向上研修を開催した。（76回） 6 事業主に対する啓発活動 <p>産業保健に関する意識の啓発を行うため、事業主セミナーを開催し、地域の安全衛生大会等への協力等を通じて、産業保健活動の理解の促進を図った。（533回）</p> 7 12の都道府県において、労働者のメンタルヘルス対応のための精神科相談窓口の 	(理由及び特記事項) (委員会としての評定理由) 産業保健関係者と連携して、現場の声を活かしあって問題点を抽出し、行政に情報提供を行ったり、研修会に活用するなど評価の視点に対し適切に対応した。また、ホームページのアクセス件数について、平成18年度実績を上回る1,179,015件のアクセス件数を確保するなど、中期計画を上回る実績を得た。	(各委員の評定理由) ・産業保健関係者と連携して、現場の声を活かしあって問題点を抽出し、行政に情報提供を行ったり、研修会に活用したりして労災の予防に貢献している。 ・ホームページのアクセス件数は対前年度比で増加したが、その他の数値は前年度並みかまたは前年値が未記載である。 ・計画を着実に実行している。 ・自己評価に同意。 ・数値目標及び「評価の視点」への対応は、概ね良好と判断する。 ・中期目標を達成したと評価できる。 ・中期目標及び対前年実績を上回っている。	(その他意見) ・個々の労働者に対して、的確に保健情報が届くような努力をさらにお願いしたい。ホームページ等での研修資料の公表などは重要と思われる。 ・自己評価中、「産業保健情報の普及・教育の観点から全国47都道府県の学校保健、地域保健関係部署に情報誌「産業保健21」を配付した。」とあるが、読者からの評価・反応はどうであったか。検証が必要と考える。 ・自己評価中、「アスペストによる健康障害の問題に対応するため、各センター相談窓口において、産業保健関

【数値目標】

- ・産業保健に関する情報を提供するホームページのアクセス件数を、中期目標期間中において112万件以上、うち平成19年度において65万件以上得ること
- ・各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上能力向上のための研修を実施する

【評価の視点】

- ・産業保健関係者に対し、情報誌及びホームページ等により産業保健に関する情報の提供が行われているか。
- ・産業保健相談員会議において、情報の質の向上に関する検討が行われたか。
- ・ホームページのアクセス件数が65万件以上得られたか。
- ・ビデオ・図書が計画的に整備され、そのリストがホームページ上で公開されているか。
- ・地域産業保健センター運営協議会に出席し助言を行っているか。
- ・地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修が行われたか。また、各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上のための研修が行われたか。
- ・事業主に対し、ホームページ等による広報、事業主セミナーが行われているか。

リストを整備し、産業保健推進センターにおいて事業場へ配付した。
これらのことから自己評価を「A」とした。

平成16年度から平成19年度まで3,139,601件のアクセス件数を得た。19年度は1,179,015件のアクセス件数を得た。（業務実績第2の4の（2）の①参照）

平成16年度から平成19年度まで計290回（年度平均73回）開催した。平成19年度は76回開催した。（業務実績第2の4の（2）の②参照）

（注1）□は、厚生労働省独立行政法人評価委員会による評価への対応

（注2）■は、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価への対応

実績：○

機構本部及び各産業保健推進センターにおいて、情報誌、ホームページによる情報提供を行うとともに、各産業保健推進センターにおいてビデオ・図書の貸出を行った。その他、報道機関への公表、雑誌への投稿、メールマガジンの発行、調査研究発表会の開催等を通じて、産業保健情報の提供を行った。

実績：○

各産業保健推進センターにおいて、産業保健相談員会議を143回開催した。（業務実績第2の4の（2）の①参照）

実績：○

1,179,015件のアクセス件数を確保した。（業務実績第2の4の（2）の①参照）

実績：○

産業保健関係者のニーズ等を踏まえ、産業保健相談員会議で今年度購入すべきビデオ・図書の検討を行い整備に努めた。（業務実績第2の4の（2）の①参照）

実績：○

地域産業保健センターの活動を支援するため、各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会に434回出席した。（業務実績第2の4の（2）の②参照）

実績：○

地域産業保健センターの新任コーディネーターに対し、東日本1回、西日本1回実施した。（業務実績第2の4の（2）の②参照）

また、各産業保健推進センターにおいて、コーディネーターを対象とする能力向上のための研修を76回開催した。（業務実績第2の4の（2）の②参照）

実績：○

事業主に対し、産業保健に関する意識の啓発を行うため、ホームページ及び情報誌を用いて広報するとともに事業主セミナーを533回開催した。（業務実績第2の4の（2）の②参照）

□産業保健情報の普及・教育の観点から全国47都道府県の学校保健、地域保健関係部署に情報誌「産業保健21」を配付した。

係者だけでなく、労働者及び家族等に対しても健康等に関する相談に応じている。産業保健担当者向けの事業場内研修用資料のホームページでの提供等を通じ、労働者への積極的な情報提供に資する。」とあるが、アスベスト以外の問題ではどうであったか（労働者やその家族）。

【16 「評価】ホームページアクセス件数を除けば具体的な数値目標の設定がなく、評価基準の客観性を欠くのではないかと思われる。単なる業務の実施という記述は努力の実態の記述だけのため一定以上の評価を得ることは難しい。

【17 「評価】ホームページの充実については、従来から指摘されているとおりアクセス件数だけでは不十分ではないか。少なくとも件数×評価のように多元的に行う必要があるのではないか。

【17 「2次評価】産業保健推進センター（47か所）については、管理業務等のプロック内の集中化が検討されていることを踏まえ、業務の効率的かつ効果的な実施の観点から、組織の集約化等についての検討に資する評価を行うべき。

【18 「評価】今後は、事業主だけでなく、勤労者への積極的な情報提供を期待したい。

□研修・相談等の産業保健推進センター事業の効果を把握するため、全国レベルの調査に先立ち、センターの取組事例の収集を行うとともに、全国レベルの調査については労働者の健康状態の改善にどのような効果があったのかを含め、現在、調査を実施中である。また、各産業保健推進センターにおいて、産業保健モニターの意見や評価担当相談員を活用して情報提供等について勤労者の健康の保持の改善に対する客観的評価を行った。

□ホームページについては、一層の充実を図るため、センターのホームページについてアクセス解析を行い、当該解析内容を分析・検討することにより、ホームページについて多元的な評価を行うとともに改善の方向性を把握し、今後の改善・更新に反映させることとした。また、各産業保健推進センターにおいては、産業保健モニターの意見や評価担当相談員を活用した情報提供等について勤労者の健康の保持の改善に対する客観的評価を行った。

■各センター間の業務の連携・集中化として、当該センターのみならず近隣センターのビデオ・図書の共同利用を促進するためホームページの改善等を行った結果、ビデオ・図書の貸し出しが増加した。また、今年度は、首都圏の3センターが共同して中小企業の健康職場づくり支援モデル事業を試行することとしており、その事業効果を分析した上で全国へ展開することとしている。今後はさらに業務の連携・集中化を進め、業務の効率化を進めていく。

他方、事業効果把握のための実態調査を実施した結果、県内他地域での研修会の開催、地域の他企業の産業保健スタッフとの情報交換など、地域に密着したサービスの要望が大きかった。

各センター間の業務の集約化においては、引き続き間接部門である管理業務の集約化を検討していきたい。

□アスペクトによる健康障害の問題に対応するため、各センター相談窓口において、産業保健関係者だけでなく、労働者及び家族等に対しても健康等に関する相談に応じている。

産業保健担当者向けの事業場内研修用資料のホームページでの提供等を通じ、勤労者への積極的な情報提供に資する。

評価シート（13）

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
<p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務</p> <p>(1) 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保 助成金の支給業務に対する業績評価を実施し、それらを翌年度の業務へ反映させるとともに、評価結果については、積極的に公表し、透明性を確保すること。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 労働基準監督署、地域産業保健センター等と連携し、助成金の一層の周知を図ること。</p> <p>(3) 手続の迅速化 審査を適正に行うとともに、効率</p>	<p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務</p> <p>(1) 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保 業績評価委員会において、助成金の支給業務に対する業績評価を行い、業務内容の改善に反映することにより、効果的・効率的な支給業務を実施するとともに、評価結果については、評価結果については、ホームページ等で公表し、透明性を確保する。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 ホームページなど多様な媒体を用いた広報、労働基準監督署、地域産業保健センター等と連携した周知活動を実施する。</p> <p>(3) 手續の迅速化 支給業務のマニュアル化等事務処理</p>	<p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務</p> <p>助成金の効果的・効率的な支給等を図るため、次のような取組を行う。 (1) 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保 助成金の効果的・効率的支給を行うために策定した支給業務に関する業績評価実施細則に基づき、業務についての業績評価を行い、その結果を業務運営に反映させるとともに、評価結果については、ホームページ等で公表する。 また、助成金については、助成の効果等についての定量的な測定やアンケート調査を実施し、その結果等の分析を行う。 さらに、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、事業が終了する事業場に対し、引き続き産業医等による産業保健活動を継続できるよう、地域産業保健センターと連携をとり、フォローアップをする。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 ホームページに助成金に関するQ&Aを引き続き掲載するとともに、産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」に助成金に関する記事を掲載する。 また、労働衛生関係団体及び業界団体等に対し、ポスター、パンフレット等を配布して周知活動を行い、その機関誌等に助成金に関する記事の掲載を依頼するとともに、事業主セミナー等を活用して積極的に利用勧奨を行う。 さらに、労働基準監督署、地域産業保健センターに対して助成金の周知について協力の依頼を行うとともに、周知活動の効果を把握するため、ホームページのアクセス件数の調査や情報誌の読者アンケートを実施する。</p> <p>(3) 手續の迅速化 事務処理用コンピュータ新システム</p>	<p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務</p> <p>助成金の効果的・効率的な支給等を図るため、次のような取組を行った。 (1) 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保</p> <p>① 業績評価に基づき業務運営に反映させた事項 業績評価実施細則に基づき、業務についての業績評価を行い、昨年に引き続き小規模事業場産業保健活動支援促進助成金申請書のプレプリント化の実施にあたり、申請者の負担軽減を図るとともに審査業務の迅速化と支給業務日数の短縮を図った。</p> <p>② ホームページ等での公表 業績評価の結果については、ホームページ等で公表した。</p> <p>③ アンケートの分析結果 ア 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金 厚生労働省は産業医の共同選任事業を効果的・効率的なものとするため制度を見直した。そのため、新たな制度を利用する事業者に対して、新制度の使い勝手等についての調査の実施を別途検討する。</p> <p>イ 自発的健康診断支援促進助成金 この制度を利用して「健康上の不安解消に役立った」が79.8%と昨年に引き続き具体的な効果が認められた。</p> <p>④ 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の制度見直しについて より効率的な助成を行うため、制度の見直しを行い、平成20年度から実施することとした。</p> <p>(2) 助成金に関する周知</p> <p>① 労働基準監督署に対し延べ790回、地域産業保健センターに対し延べ839回の協力依頼を行い、連携して周知活動を行ったほか、延べ3,520事業場に対して利用勧奨を行った。</p> <p>② 公的機関と連携した結果、周知活動の効果を把握するための本部ホームページの助成金制度アクセス件数は22,541件で前年とほぼ同じ水準を維持した。</p> <p>③ 関係団体の発行する「月刊ろうさい」、「産業医学ジャーナル」の機関誌に助成金に関する記事を掲載し、利用勧奨を行った。</p> <p>④ 情報誌「産業保健21」に助成金の活用事例等の記事を掲載した。</p> <p>⑤ 情報誌の読者アンケートで8割近くの読者から、助成金活用事例がわかりやすい、満足のいく内容だったとの回答を得た。</p> <p>(3) 手續の迅速化</p> <p>① 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の申請書の受付締切日か</p>

資料13-01

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績															
<p>化を図ること等により、中期目標期間中に、申請書の受付締切日から支給日までの期間を原則として、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、45日以内(※1)、自発的健康診断受診支援助成金については、25日以内(※2)とすること。</p> <p>(※参考1：平成14年度実績61日)</p> <p>(※参考2：平成14年度実績25日)</p>	<p>理方法の見直しを図るとともに、助成金業務に関する会議を毎年開催し、その内容を徹底する。また、不正受給防止を図るため、必要に応じて情報収集、実態調査を実施する。</p>	<p>ム及び支給業務マニュアルにより事務処理の効率化を図るとともに、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の継続事業場(2年目・3年目)における事務処理等の負担軽減を図るため、支給申請様式のプレプリント化を引き続き実施し、不正受給の防止に配慮しつつ審査業務等の効率化を図ることにより、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の申請書の受付締切日から支給日までの期間について、さらなる短縮を図る。</p> <p>また、不正受給防止を図るため、会議等で支給業務マニュアルに基づく書類審査の徹底を指示するとともに、必要に応じて情報収集等のため、実態調査を実施する。</p> <p>なお、不正受給が発生した場合は、速やかに公表する。</p>	<p>ら支給日までの事務処理の短縮を図り、44日となり、中期目標45日以内を達成した。</p> <p>② 昨年に引き続き、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の支給申請様式のプレプリント化を実施し、事務処理等の負担軽減を図った。</p> <p>自発的健康診断受診支援助成金の支給業務日数は、昨年中期目標の25日以内を達成したが、本年度は、年度途中(平成20年1月)で予算枠を超過し、翌年度支給としたための遅延が生じ、結果、29日となった。その要因を除けば24日と昨年に引き続き中期目標の25日以内を達成している。</p> <p>申請書の受付締切日から支給日までの期間の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模事業場産業保健活動支援促進助成金</td> <td>56日</td> <td>51日</td> <td>47日</td> <td>44日</td> </tr> <tr> <td>自発的健康診断受診支援助成金</td> <td>25日</td> <td>24日</td> <td>24日</td> <td>29日 (24日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 不正受給の防止等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 不正受給防止を図るため、関係会議等で支給業務マニュアルに基づく書類審査の徹底を指示した。 ② 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金について、19事業場の実態調査を行った結果、不正受給は無かった。 ③ 自発的健康診断受診支援助成金について、本助成金の支給対象となる健康診断が事業主に義務づけられている深夜業従事者の年2回の健康診断の代替ではないことの趣旨の理解を深めるため、支給申請用紙に直近の健康診断の実施年月日及び今後の実施予定月の項目を追加し、事業主に記載させることとした。 <p>(5) 助成金事業の効果の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金のアンケート調査 新たな制度を利用する事業者に対して、新制度の使い勝手等についての調査の実施を別途検討する。 ② 自発的健康診断受診支援助成金のアンケート結果 <ul style="list-style-type: none"> ア 調査期間 平成19年4月から平成20年3月まで イ 対象者 深夜業従事者(2,548人) ウ 回収率 43.6% エ 調査項目 <ul style="list-style-type: none"> i 満足度 <ul style="list-style-type: none"> ・この制度をまた利用したいと思う。(86.9%) ii 本事業の具体的効果 <ul style="list-style-type: none"> ・自らの健康確保または健康上の不安解消に役立った。(79.8%) iii 本事業に対する意見・要望 <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断項目を増やしてほしい、助成金額を増やしてほしい、申請手続を簡素化してほしい等の意見・要望があった。 		16年度	17年度	18年度	19年度	小規模事業場産業保健活動支援促進助成金	56日	51日	47日	44日	自発的健康診断受診支援助成金	25日	24日	24日	29日 (24日)
	16年度	17年度	18年度	19年度														
小規模事業場産業保健活動支援促進助成金	56日	51日	47日	44日														
自発的健康診断受診支援助成金	25日	24日	24日	29日 (24日)														

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
評価の視点等	自己評価	A	B
<p>○助成金の支給業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間中に、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金について、申請書の受付締切日から支給日までの期間を原則として、45日以内とすること 中期目標期間中に、自発的健康診断受診支援助成金について、申請書の受付締切日から支給日までの期間を原則として、25日以内とすること <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支給業務に関する評価方法等の検討、策定、これに基づく業務評価を行い、その結果が業務運営の改善に反映されるとともに、ホームページ等で公表されているか。 助成金に関するQ&Aのホームページへの掲載、「産業保健21」及び労働衛生関係団体等への助成金に関する記事の掲載、労働衛生関係団体等へポスター等の配付、労働基準監督署等に対する助成金の周知についての依頼等、助成金に関する周知活動が着実に行われたか。 支給業務マニュアルの作成、事務処理用コンピュータシステムの見直しが行われ、事務処理の短縮が図られたか。 助成金業務等に関する会議が開催され、助成金業務の不正受給防止等の指示が行われ、支給業務マニュアルの徹底が図られ、必要に応じて情報収集等が実施されたか。 <p>【16「2次評価】47産業保健推進センターで行っている助成金事業については、助成金ごとにその支給実績や助成の効果等についての定量的な測定や分析状況を把握、検証した上で、その必要性の議論に資するような評価を行うべきである。</p>	(理由及び特記事項)	<p>昨年に引き続き、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の支給申請様式のプレプリント化を実施し、事務処理等の負担軽減を図った結果、支給業務日数が44日となり、中期目標45日以内の中期計画を上回った。</p> <p>また、自発的健康診断受診支援助成金の支給業務日数は、昨年中期目標の25日以内を達成したが、本年度は年度途中で予算枠を超過（平成20年1月）し、翌年度支給としたための遅延が生じ、結果、29日となった。その要因を除けば24日と昨年に引き続き中期目標の25日以内を達成し、中期計画を上回った。</p> <p>以上のことから自己評定を「A」とした。</p> <p>小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の支給業務日数は44日となり、目標を達成した。</p> <p>自発的健康診断受診支援助成金の支給業務日数は年度途中で予算枠を超過（平成20年1月）し、翌年度支給としたための遅延が生じ、結果、29日となった。その要因を除けば24日となり、目標を達成した。</p> <p>(注1) □は、厚生労働省独立行政法人評価委員会による評価への対応 (注2) ■は、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価への対応</p> <p>実績：○</p> <p>業績評価実施細則に基づき、業績評価委員会産業保健部会において、助成金の支給業務に関する改善措置に対する評価を受けている。（業務実績第2の5の（1）の①、②参照）</p> <p>実績：○</p> <p>Q&Aのホームページの掲載、「産業保健21」及び関係団体の発行する機関誌に記事を掲載し、利用勧奨を行った。また、労働基準監督署、地域産業保健センターへは周知の依頼をしている。（業務実績第2の5の（2）参照）</p> <p>実績：○</p> <p>申請様式のプレプリント化を平成18年から実施したことにより、申請者の記載時の負担を軽減するとともに、記載ミスの減少により事務処理が短縮した。（業務実績第2の5の（3）参照）</p> <p>実績：○</p> <p>会議等で支給業務マニュアルに基づく書類審査の徹底を指示するとともに、実態調査を行った。（業務実績第2の5の（4）参照）</p> <p>■小規模事業場産業保健活動支援促進助成金終了事業場に対し、アンケート調査を実施した。本事業の主な具体的効果としては、毎年「従業員の健康に対する意識が変わった」が5割強、「従業員への衛生・健康教育が充実した」「従業員の健康診断受診率が向上した」が3割前後など本事業に対する一定の効果があったとの評価を得ている。今後は助成金終了事業場に対する継続的な選任を促すためのフォローアップに対する評価項目を加えるため、調査項目と実施時期を見直している。</p>	<p>才 分析結果 健康確保または健康上の不安解消に役立っており、高い評価を得た。</p> <p>評定</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <p>(委員会としての評定理由)</p> <p>小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の事務処理期間が44日とし、自発的健康診断受診支援助成金については予算超過による翌年度支給という事情を除けば24日まで短縮するなど、中期計画を概ね達成したと言える。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 数値の上では概ね目標を達成している。 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金手続の迅速化につき、中期目標を満たす日数へと短縮を実現した。 自発的健康診断受診支援助成金支給の手続きが前年度より遅延した理由は、予算超過による翌年度支給という事情であったことは理解するが、その他の数値も小規模事業場産業保健活動支援促進助成金以外は対前年度比が不明である。 着実に計画を実行している。 自己評価と同じ。 数値目標は達成し、「評価の視点」は概ね対応できたと評価する。 中期目標を達成していると評価できる。 中期計画を1年前倒しで達成したと思われる。 <p>(その他意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 質的な部分での改善・改良を期待したい。小規模事業者に関しては効果の把握がしにくいが、逆におさら行政の努力が必要と思われる。 「産業保健21」について、本誌への読者からの評価はどうであったでしょうか。

【16 「評価】助成金に関する周知については、ホームページの掲載、雑誌への記事掲載等の効果を充分把握すべきである。

自発的健康診断受診支援助成金の活用で健康に対する意識が継続して高く毎年8割前後と最も多く、その他に従業員の健康診断受診率が向上したとの回答を得、助成金の具体的な効果を把握した。

□情報誌「産業保健21」の読者に対し、平成19年及び平成20年の各1月号でアンケート調査を行った結果、助成金の利用記事について、平成19年1月号では6割以上の読者から、平成20年1月号は8割近くの読者から助成金の利用案内を理解し、助成金活用事例について参考になったとの回答を得た。

【16 「評価】不正受給の防止措置については、虚偽記載の有無に加え、不正受給の公表を含め、その成果をより具体的に検証すべきである。

□助成金支給業務マニュアルに基づき、助成金の申請時等に厳正な審査を行い、虚偽記載のないことを確認するとともに、必要に応じて情報収集のため、対象事業場の現地調査を実施した。また、助成金支給規程の改定を行い、調査の結果、不正受給を確認した場合には助成金を返還させるとともに、企業名等を公表する旨対応基準を整理し、パンフレットにおいても、不正受給があった場合は企業名等を公表する旨を記載した。

評価シート（14）

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績								
6 未払賃金の立替払業務 (1) 立替払の迅速化 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、中期目標期間中に、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を平均で30日以内（※）とすること。 (※参考：平成14年度実績 43.7日)	6 未払賃金の立替払業務 (1) 立替払の迅速化 審査業務のマニュアル化の徹底等事務処理方法の見直し、支払回数の拡大を行うとともに、立替払制度及びその請求手続に関して、Q&A方式により分かりやすく説明するなどホームページ等を活用した情報提供を充実する。	6 未払賃金の立替払業務 (1) 立替払の迅速化 平成18年度に引き続き、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間「平均30日以内」を堅持するため、次の措置を講ずる。	6 未払賃金の立替払業務 (1) 立替払の迅速化 審査の適正化・効率化を進め、不備事案を除いて、請求書の受付日から支払日までの期間（支払期間）「平均30日以内」を堅持するため、次の措置を講じた。 これらの取組の結果、平成19年度は制度発足以来最大規模の倒産が発生する等立替払件数が増加傾向にあったにもかかわらず、支払期間は25.6日と前年度の28.6日に比べ大幅に短縮され、3年連続して中期目標で示された平均30日以内を達成した。 支払期間の推移 <table border="1"><tr><td>16年度</td><td>17年度</td><td>18年度</td><td>19年度</td></tr><tr><td>30.1日</td><td>29.6日</td><td>28.6日</td><td>25.6日</td></tr></table> ① 原則週1回の立替払を継続する。 ② 審査マニュアル及び疑義事例集を改訂し、新任職員研修や疑義事例検討会を開催して、審査業務の標準化を徹底する。 ③ 立替払制度のパンフレットを請求者、管財人等が容易に入手できるよう、ホームページにパンフレットのダウンロード機能を追加する。併せて、パンフレットの配布先の効果的な拡大を図る。 また、請求者等の関心にQ&A方式で対応できるよう、ホームページの構成を抜本的に見直す。	16年度	17年度	18年度	19年度	30.1日	29.6日	28.6日	25.6日
16年度	17年度	18年度	19年度								
30.1日	29.6日	28.6日	25.6日								
(2) 立替払金の求償 代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。	(2) 立替払金の求償 立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促等を適時適切に行うことにより、弁済可能なものについて最大限確実な回収を図る。	(2) 立替払金の求償 賃金債権の回収を図るために、立替払の求償について次のような取組を行ふ。 ① 事業主等への求償等周知 事業主等に対し、立替払制度の趣旨や求償権の行使に関して、ホームページやパンフレットにより周知徹底を図る。	(1) 立替払の迅速化 審査の適正化・効率化を進め、不備事案を除いて、請求書の受付日から支払日までの期間（支払期間）「平均30日以内」を堅持するため、次の措置を講じた。 これらの取組の結果、平成19年度は制度発足以来最大規模の倒産が発生する等立替払件数が増加傾向にあったにもかかわらず、支払期間は25.6日と前年度の28.6日に比べ大幅に短縮され、3年連続して中期目標で示された平均30日以内を達成した。 支払期間の推移 <table border="1"><tr><td>16年度</td><td>17年度</td><td>18年度</td><td>19年度</td></tr><tr><td>30.1日</td><td>29.6日</td><td>28.6日</td><td>25.6日</td></tr></table> ① 原則週1回の立替払を堅持し、計51回の支払を実施した。 ② 平成18年度に作成した審査マニュアル及び疑義事例集を改訂し、新任職員研修及び疑義事例検討会（計7回開催）を開催して、一層の審査業務の標準化に努めた。 ③ パンフレットについては、従前の配布先（各都道府県労働局・労働基準監督署、各地方裁判所、日本弁護士連合会、全国社会保険労務士会連合会・各都道府県社会保険労務士会）に加え、新たに全国労働基準関係団体連合会及び労働時間等相談センター（33か所）に配布することにした。 また、ホームページについては、パンフレットのダウンロード機能の追加等合わせて5回の更新を行った。特に、請求者、管財人等の関心にQ&A方式で対応する「未払賃金立替払制度に関するQ&A」のページを抜本的に改め、内容の充実を図った。 ホームページアクセス件数 平成19年度37,348件（対前年度比+57.7%） (平成18年度23,690件) (平成17年度17,650件) ④ 大型倒産事案については、破産管財人等に対して、証明書作成前の事前指導等を実施した。 なお、制度発足以来最大規模の大型倒産事案（大手英会話学校：労働者数約8千人（うち外国人約5千人））が発生したが、破産管財人への十数回にわたる綿密な事前指導の実施、電子データによる情報の授受、未払賃金額等の事前審査等により、円滑な事務処理を進めた。 また、外国人労働者向けに英語による相談窓口を開設した。 (2) 立替払金の求償 事業主等に対して求償等について周知を図り、適切な債権の保全管理や最大限確実な回収を図るため、次のような取組を行った。 ① 事業主等への求償等周知 事業主等に対し、立替払制度の趣旨や当機構の求償権行使について、ホームページ、パンフレット等により一層の周知徹底を図った。 (パンフレットの配布先の増、ホームページの更新；業務実績第2の(1)の③)	16年度	17年度	18年度	19年度	30.1日	29.6日	28.6日	25.6日
16年度	17年度	18年度	19年度								
30.1日	29.6日	28.6日	25.6日								

資料14-01

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
		<p>② 清算型における確実な債権保全 破産事案等弁済が配当等によるものについては、裁判手続への迅速かつ確実な参加を行うとともに、インターネット等により清算・配当情報を的確に収集する。</p> <p>③ 再建型における弁済の履行督促 民事再生等の再建型の事案については、再生債務者等に対して債務承認書・弁済計画書の提出督促や、弁済督促を行う。</p> <p>④ 事実上の倒産の適時適切な求償 事実上の倒産の事案（認定事案）については、個々の債権の回収可能性や費用効率も勘案しつつ、事業主に対する適時適切な債務承認書等の提出督促、弁済の履行督促、現地調査、差押え等を行う。</p>	<p>② 清算型における確実な債権保全 破産事案については、管財人に対する賃金債権代位取得の事前通知を徹底し、債権届出を要する案件の全件（2,549件）について届出を行って、裁判手続に迅速に参加した。 なお、平成19年度に配当のあった事業所数は1,211件であり、平成19年度末に破産手続参加中の事業所数は2,245件となっている。 また、インターネットによる官報検索を行い、清算・配当情報を収集して、確実な債権管理を行った。</p> <p>③ 再建型における弁済の履行督促 ア 再建型の事案で債務承認書又は弁済計画書が未提出となっている136事業所の全件について、計158回の提出督促を行った。その結果101事業所から提出がなされた。 イ 再建型の事案で弁済不履行となっている205事業所の全件について、計279回の弁済督促を行った。その結果、77事業所から弁済がなされた。</p> <p>④ 事実上の倒産の適時適切な求償 ア 求償通知を要する2,664件全件について通知を行った。その結果、248件から債務承認書等の提出があり、16件の弁済がなされた。 イ アのほか、これまでに債務承認書等の提出がなされていない3,284件全件について、提出督促を行った。その結果、156件から債務承認書等の提出があり、10件の弁済がなされた。 ウ 弁済不履行となっている221件全件について弁済督促を行った。その結果、45件からの弁済計画書の提出があり、17件の弁済がなされた。 エ その他必要に応じ、現地調査を6件行い、また、4件の差押命令の申立てを行い、発令を受けて3件について全額を回収した。</p>

評価の視点等	自己評価	A	評定	A
○未払賃金の立替払業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。	(理由及び特記事項) 未払賃金立替払の迅速化については、原則週1回支払の堅持（年間51回支払）、審査マニュアル及び疑義事例集の改訂や、新任職員研修及び疑義事例検討会の開催（7回）による審査業務の標準化の徹底、パンフレットの配布先の拡大やホームページの更新による情報提供の充実、大型倒産事案に対する事前指導等の実施に取り組んだ。 これらの取組の結果、請求書の受付日から支払日までの期間は、25.6日と平成18年度の28.6日に比べ大幅に短縮され、3年連続して中期目標で示された平均30日以内を達成した。 立替払金の求償については、パンフレットやホームページにより事業主等へ一層の周知徹底を図るとともに、破産事案では債権届出を要する案件2,549件の全件について届出を行って、裁判手続に迅速に参加しており、再建型である民事再生事案等については、債務承認書又は弁済計画書が未提出となっている136事業所の全件について提出督促を行い、弁済不履行となっている205事業所の全件について弁済督促を行った。また、事実上の倒産事案については、新たに計画的な取組を行うこととし、求償通知を要する2,664件全件に対する通知、債務承認書等が未提出の3,284件全件に対する提出督促、弁済不履行となっている221件全件に対する弁済の履行督促、6件の現地調査、4件の差押命令の申立てを行った。 以上のことから、自己評定を「A」とした。	(理由及び特記事項) (委員会としての評定理由) 平成19年度は大型規模の倒産が発生したにも関わらず、請求書の受付日から支払日までの期間を25.6日とし、3年連続で中期目標を上回る実績をあげ、立替払いの迅速化が更に前進したと言える。	(各委員の評定理由) <ul style="list-style-type: none">・経済状況の悪化にともない、今後の制度運用の責務は高まると思われる、そのためにも今年度の概ね目標を上回る達成は評価できる。・立替払いの迅速化が更に前進した。また、NOVAの倒産により8,000人が失業するというかつてない大型倒産に適切に対応した。・事実上の倒産については、実地調査や差押えを6事業所で実施し、3事業所から回収をするという成果をあげた。また、221事業所へ弁済督促を行い、17事業所から弁済を受けた。・英会話学校の大型倒産にも関わらず、中期目標を3年連続で達成した。・計画を上回る実績を上げている。・NOVA対応ご苦労様です。	

- ・概ね目標達成したと考えるが、「いわば当然」の事項であろう。
- ・中期目標を達成していると評価できる。
- ・活動そのものについては目標を上回っている。

(その他意見)

- ・なぜこの事業が必要か疑問が残る。

〔数値目標〕

- 中期目標期間中に、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を平均で30日以内とすること

〔評価の視点〕

- 中期目標期間中に平均30日以内とする目標が達成可能な程度に推移しているか。

- 審査業務マニュアル化の徹底等事務処理方法の改善が行われたか。

- 原則週1回の支払は実施されているか。

- 破産管財人等向けの分かりやすいパンフレット及び制度や手続きを紹介するホームページが作成され、情報提供の充実が図られたか。

- 事業主に対する求償等について、ホームページ、パンフレット等により周知が図られたか。

- 裁判手続への参加は適宜適切に行われているか。

- 再生債務者等に対し、債務承認書又は弁済計画書の提出督促は実施されているか。

- 弁済計画による弁済が不履行の場合、履行督促はされているか。

【17 「評価】今後とも、業務の質の維持・向上を図りつつ、業務のより一層の効率化に向けて努力することを期待する。

【18 「評価】今後とも、業務の質の維持・向上を図りつつ、業務のより一層の効率化に向けて努力することを期待する。

平成19年度の支払期間は25.6日となっており、3年連続で中期目標を達成した。
(業務実績第2の6の(1)参照)

(注) 口は、厚生労働省独立行政法人評価委員会による評価への対応

実績:○

平成19年度の支払期間は25.6日となっており、3年連続で中期目標を達成した。
(業務実績第2の6の(1)参照)

実績:○

審査マニュアル及び疑義事例集を改訂し、新任職員研修及び疑義事案検討会(計7回開催)を開催して、一層の審査業務の標準化に努めた。(業務実績第2の6の(1)の②参照)

実績:○

原則週1回の立替払を堅持し、計51回の支払を実施した。(業務実績第2の6の(1)の①参照)

実績:○

パンフレットについては、従前の配布先(各都道府県労働局・労働基準監督署、各地方裁判所、日本弁護士会連合会、全国社会保険労務士連合会、各都道府県社会保険労務士会)に加え、新たに全国労働基準関係団体連合会及び労働時間等相談センター(33か所)に配布することとした。

また、ホームページについては、パンフレットのダウンロード機能の追加等合わせて5回の更新を行った。特に、請求者、管財人等の関心にQ&A方式で対応する「未払賃金立替払制度に関するQ&A」のページを抜本的に改め、内容の充実を図った。

実績:○

事業主等に対し、立替払制度の趣旨や当機構の求償権行使について、ホームページ、パンフレット等により一層の周知徹底を図った。(業務実績第2の6の(1)の③参照)

実績:○

平成19年度の破産事案のうち債権届出を要する案件(2,549件)の全件について届出を行い、裁判手続に迅速に参加した。(業務実績第2の6の(2)の②参照)
また、インターネットの官報検索システムにより、清算・配当情報の収集に努めた。

実績:○

再建型の事案で債務承認書又は弁済計画書が未提出となっている136事業所の全件について、計158回の提出督促を行った結果、101事業所から提出がなされた。(業務実績第2の6の(2)の③のア参照)

実績:○

再建型の事案で、弁済計画に基づく弁済が指定の期日に行われていない205事業所の全件について、計279回の弁済督促を行った結果、77事業所から弁済がなされた。(業務実績第2の6の(2)の③のイ参照)

口未払賃金の立替払については、新任職員への研修の実施、疑義事案検討会の開催等による審査業務の標準化の徹底や、原則週1回払の堅持に努めるとともに、制度周知のためのパンフレット等の内容の充実、配布先の拡大等の取組を進め、支払日数の一層の短縮に努めしていく。また、立替払金の求償については、事業主等に対しパンフレットやホームページ

を通じて機構の求償権行使について周知を図るとともに、清算型における確実な債権保全や再建型における弁済督促に努めていく。

評価シート(15)

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																
7 リハビリテーション施設の運営業務	7 リハビリテーション施設の運営業務 (1) 各人の適性に応じた社会復帰プログラムの作成や就職指導等により自立能力を早期に確立する。 (2) 国の都道府県労働局等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援する。	7 リハビリテーション施設の運営業務 (1) 入所者の自立能力の早期確立を図るため、在所者個々人の障害特性、希望に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的(3か月に1回程度)なカウンセリングの実施等の支援を行い、社会復帰率を前年度実績に比し1ポイント以上高める。 (2) 都道府県労働局や障害者職業センター等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援するとともに、社会福祉関係機関、地方自治体等と連携し自宅等への社会復帰を支援する。 また、作業所本来の設置目的に沿った入所者確保のため、積極的な広報・勧誘を行う。 (3) 北海道、広島両作業所を平成20年3月31日までに廃止する。このため、関係機関との連携を図りつつ、在所者の希望に沿った退所先の確保等に努める。 また、存続する作業所については、運営改善を引き続き強力に推し進める。	7 リハビリテーション施設の運営業務 (1) 入所者の自立能力の早期確立を図るため、入所者ごとに社会復帰プログラムを作成し、定期的(3か月に1回)にカウンセリングを実施する等の支援を行い、社会復帰意欲を喚起した。 その結果、社会復帰率は、平成18年度実績より4.4ポイント高い30.4%となった。 社会復帰率の推移 <table border="1"><tr><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th></tr><tr><td>22.1%</td><td>23.7%</td><td>26.0%</td><td>30.4%</td></tr></table> (2) 都道府県労働局(ハローワーク)と連携し、入所者に対する就職情報の提供(306件)、障害者合同就職面接会への参加奨励(5名参加)等を行ったほか、地域障害者職業センターから作業指導・助言を受ける(10件)等、早期就職への支援に努めるとともに、社会福祉関係機関とも連携し、社会復帰を支援(21名)した。 また、地方自治体等と連携し、新規入所者の確保のため積極的に広報・勧説(1,440件)を行った。 社会復帰者数の推移 <table border="1"><tr><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th></tr><tr><td>14名</td><td>19名</td><td>15名</td><td>21名</td></tr></table> (3) 北海道、広島作業所の廃止に当たっては、在所者の高齢化・在所期間の長期化、相応しい受入施設の不足等により、在所者の希望に沿った退所先の確保が極めて困難な状況にあったが、関係機関と連携を図りつつ平成19年12月12日に全所員の退所を完了し、平成20年3月31日をもって両作業所を廃止した。 また、存続作業所については、作業内容の見直し、社会復帰の促進等の運営改善を強力に進めた。	16年度	17年度	18年度	19年度	22.1%	23.7%	26.0%	30.4%	16年度	17年度	18年度	19年度	14名	19名	15名	21名
16年度	17年度	18年度	19年度																
22.1%	23.7%	26.0%	30.4%																
16年度	17年度	18年度	19年度																
14名	19名	15名	21名																
評価の視点等	自己評価 (理由及び特記事項) ○ リハビリテーション施設の運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。	A	評定 (理由及び特記事項) (委員会としての評定理由) 北海道・広島の廃止により効率化を実施しつつ、入所者の社会復帰率を30.4%確保し、中期目標を上回る実績をあげた。 (委員の評定理由) ・効率化しつつ、復帰率等の指標向上の努力は評価できる ・北海道、広島の2作業所の廃止、入所者の社会復帰率を30%の大台に載せたことなど、高く評価できる。 ・社会復帰率の向上や見直しによる2作業所の廃止などを達成した。 ・計画を上回る実績を上げている。																

【数値目標】

- ・入所者の社会復帰率を、中期目標期間中に25%以上とすること及び前年度実績に比し1ポイント以上高めること

【評価の視点】

- ・社会復帰プログラムを作成し、定期的（3か月に1回程度）にカウンセリングを実施しているか。

- ・社会復帰率は、27.0%以上達成することができたか。

- ・就職情報の提供など入所者の就職に対する支援は適切に行われているか。

平成19年度の社会復帰率は平成18年度実績より4.4ポイント高い30.4%となり、中期目標に示された「25%以上」及び平成19年度計画の「前年度実績に比し1ポイント以上高めること」を達成した。（業務実績第2の7の（1）参照）

（注1）□は、厚生労働省独立行政法人評価委員会による評価への対応

（注2）■は、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価への対応

実績：○

入所者ごとに障害特性や希望に応じた社会復帰プログラムを作成し、定期的（3か月に1回）にカウンセリングを実施した。（業務実績第2の7の（1）参照）

実績：○

入所者に対する社会復帰支援等に努めた結果、平成19年度の社会復帰率は平成18年度実績より4.4ポイント高い30.4%となり、中期目標に示された25%以上を上回った。（業務実績第2の7の（1）参照）

実績：○

ハローワーク、地域障害者センター等関係機関と積極的に連携し、求人情報の提供（306件）、障害者合同就職面接会への参加（5名）、地域障害者職業センターの専門カウンセラーによる作業指導・助言を受ける（10件）等の早期就職への支援に努めるとともに、社会福祉関係機関とも連携し、社会復帰を支援（21名）した。（業務実績第2の7の（2）参照）

□作業所の抜本的見直しが必要との指摘を受け、機構内に「労災リハビリテーション作業所のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、精力的に検討を行った。懇談会からは、在所者の社会復帰の促進や作業所の効率的利用に一層配慮しつつ、再編に取り組むことが適切であるとの提言を平成17年12月にいただいた。その結果を踏まえ、作業所の廃止について検討を行った。

□■労災リハビリテーション作業所のあり方については、機構に設置した「労災リハビリテーション作業所のあり方に関する有識者懇談会」において検討を進め、その報告書を踏まえ、2作業所（北海道及び広島）の在所者の円滑な退所先の確保等を図り、平成19年度中に廃止することを決定した。また、存続する6作業所については、作業内容の改善、社会復帰の促進等、作業所の運営改善を強力に推し進めていくこととしており、その運営改善状況等を見極めながら、引き続き作業所のあり方について検討を進めていくこととしている。

なお、独立行政法人整理合理化計画及び「勧告の方向性」に基づき、在所者の退所先の確保を図りつつ縮小廃止するものとする。

・自己評価のとおり。

・数値目標には達し、「評価の視点」にもほぼ良好に対応できたと考える。

・中期目標を達成したと評価できる。

・中期計画及び前年度実績を上回っている。

（その他意見）

・関連する類似の施設は同じ厚労省独法にもあり、より効果的な連携による効率化が期待できるのではないか。

【16 「評価】在所者の長期滞留、高齢化、作業所の低い入所率という実態を踏まえると、作業所の効率化、有効利用の観点から制度そのものの抜本的な見直しが必要である。その具体的な検討に当たっては、ノーマライゼーションの思想のもとに、地域に暮らしながら自活する方策、在宅によるリハビリ等の方策についても検討すべきである。

【17 「評価】今後も、障害者自立支援法の動向も踏まえつつ、対象者の職業・社会的リハビリテーションに取り組むことを期待する。

【17 「2次評価】せき臓損傷者などの自立更生を援助するため設置されている労災リハビリテーション作業所（8か所）については、業務の効率的かつ効果的な実施の観点から、引き続き、在所者の長期滞留が進んでいる現状や入所率の低下等の運営実績も踏まえた段階的再編等を含むそのあり方の検討に資する評価を行うべき。

【18 「評価】今後は、他の公的リハビリテーション施設との連携のあり方について精査しつつ、対象者の職業・社会的リハビリテーションに取り組むことを期待する。

評価シート（16）

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績								
8 納骨堂の運営業務	8 納骨堂の運営業務	8 納骨堂の運営業務	8 納骨堂の運営業務								
<p>産業災害殉職者の慰靈の場にふさわしい環境整備を行い、遺族等から慰靈の場としてふさわしいとの評価を80%以上得ること。</p> <p>毎年、産業殉職者合祀慰靈式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談窓口の設置及び植栽による環境美化を行う。</p> <p>また、産業殉職者合祀慰靈式の開催時に満足度調査を実施し、その結果を業務内容の改善に反映する。</p>			<p>(1) 平成19年10月10日に、皇太子殿下御臨席のもと産業殉職者合祀慰靈式を開催した。</p> <p>また、納骨等に関する相談に応じるとともに、植栽等による環境美化、納骨堂の外壁塗装工事等の環境整備に努めた。</p> <p>(2) 慰靈式の参列者及び日々の参拝者に対して満足度調査を実施し、慰靈式の参列者の90.7%、日々の参拝者の91.8%、平均で90.8%の遺族等から、慰靈の場にふさわしいとの高い評価を得た。</p> <p>(3) 満足度調査の結果に基づき、平成17年度から慰靈式の開催月を10月とし、開催時間も繰り上げて実施している。</p> <p>また、調査結果に基づき、身障者トイレの増設、広場の舗装等を行うとともに、慰靈式において喫煙場所の制限、仮設トイレの設置等を行って、利用者の利便の向上に努めた。</p> <p>慰靈の場としてふさわしいとする評価の割合</p> <table border="1"> <tr> <th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th></tr> <tr> <td>87.9%</td><td>90.1%</td><td>92.9%</td><td>90.8%</td></tr> </table>	16年度	17年度	18年度	19年度	87.9%	90.1%	92.9%	90.8%
16年度	17年度	18年度	19年度								
87.9%	90.1%	92.9%	90.8%								
<p>評価の視点等</p> <p>○納骨堂の運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族等から慰靈の場としてふさわしいとの評価を80%以上得ること <p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の対応及び植栽による環境美化を含む「満足度調査」の結果、遺族等から慰靈の場としてふさわしいとの評価が80%以上得られたか。 			<p>評定 A</p> <p>(理由及び特記事項)</p> <p>(委員会としての評定理由)</p> <p>皇太子殿下にご行啓いただいて慰靈式を開催し、遺族の心情に沿った運営を行った結果、3年連続で中期目標を上回る満足度調査結果を得ており、中期目標の達成に向けた取組みが進んでいるものと言える。</p> <p>(委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・皇太子殿下にご行啓いただいて慰靈式を開催したことは、例年とは異なる特筆すべき内容である。 ・遺族の心情に沿った運営によって、中期目標を3年連続で達成した。 ・計画を着実に実行している。 ・数値目標には達し、「評価の視点」への対応もほぼ良好と評価する。 ・中期目標を上回って達成したと評価できる。 <p>(その他意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このような取り組みへ費用をかける必要性について、今回のような皇太子殿下において頂くことも含め、社会的にこのような慰靈をおこなって、作業における殉職を減らすことを目標になんらかの社会的合意を経営者・労働者の間に形成するための、より効果的な費用支出が望まれるのではないか。 ・満足度自体は落ちている(92.9%→90.8%)が、目標80%の設定が疑問である。 								

- ・満足度調査において提出された意見を検討し、業務の改善に反映されたか。

実績：○

満足度調査の結果に基づき、平成17年度から慰靈式の開催月を10月とし、開催時間も繰り上げて実施している。

また、調査結果に基づき、身障者トイレの増設、広場の舗装等を行うとともに、慰靈式において喫煙場所の制限、仮設トイレの設置等を行って、利用者の利便の向上に努めた。（業務実績第2の8の（2）、（3）参照）

【16 「評価】慰靈の場として、5人のうち1人が満足しないという目標設定はいかがなものか。また、調査対象が参列者のみであれば、これだけ高い数値が出るのかもしれません、全対象者という母集団を正確に反映する必要がある

□平成17年12月からは、納骨堂に対する満足度調査を慰靈式当日に限らず毎日実施しており、調査対象の拡大を図った。また、不満足との評価は僅少であった。

評価シート（17）

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績															
第4 財務内容の改善に関する事項 <p>「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項及び次の事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該計画に基づいた運営を行うこと。</p> <p>(1) 独立行政法人移行後の労災病院においては、勤労者医療の中核的役割を的確に果たしていくため、中期目標期間中において、計画的に経営改善を図り、経営基盤を確立し、収支相償（損益均衡）を目指すこと。</p>	第3 予算、収支計画及び資金計画 <p>1 中期目標中「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。</p> <p>(1) 労災病院については、中期目標期間において、新入院患者の増を図ること等により診療収入を確保しつつ、人件費の適正化、物品調達コストの縮減、効率的な設備投資等による経費の縮減を図ることにより、計画的に経営を改善し、収支相償（損益均衡）を目指す。</p>	第3 予算、収支計画及び資金計画 <p>1 中期目標中「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。</p> <p>(1) 劳災病院については、新入院患者の確保、平均在院日数の短縮、新たな施設基準の取得等による収入の確保、診療報酬の動向等に対応した人件費の縮減、労災病院間の共同購入、後発医薬品の採用等による物品調達コストの縮減、高度・専門的医療水準を維持しつつ稼働率の高い機器を優先整備すること等により損益を改善する。</p> <p>なお、こうした経営改善の努力にもかかわらず、平成18年度に実施された診療報酬改定を含む医療制度改革等の影響が相当程度残る場合にあっても、近い将来、収支相償（損益均衡）が確実に展望できるような経営基盤を実現するよう、取組を計画的に推進する。</p>	第3 予算、収支計画及び資金計画 <p>資料17-01、資料17-02、資料17-03、 資料17-04、資料17-05</p> <p>1 中期目標で定めた一般管理費、事業費等の効率化目標及び労災病院においては、中期目標期間の最終年度において収支相償を達成するという目標を踏まえた年度計画を作成した。年度計画に基づく業務運営の結果は、平成19年度財務諸表及び決算報告書のとおりである。</p> <p>(1) 平成20年度までに収支相償を目指すという中期目標・中期計画・年度計画を確実に達成するため、労災病院が取り組むべき事項、方向性を示した「平成19年度機構運営方針（労災病院編）」を策定・指示するとともに、それを踏まえて様々な取組を行った。</p> <p>特に、平成19年度については、平成18年度の診療報酬マイナス改定（△3.16%）の影響がより強く残り、かつ、中・長期的な視点から、医療の質の向上と安全の確保を目指すための診療体制の整備・強化（計画的な医療機器の整備及び医師の確保・看護師の大幅な増員等の将来に向けた投資）を行う必要のある年度であった。</p> <p>その結果、医療事業収入においては、一定の伸びを確保し、経常損益においても引き続き改善を図ることができたが、前述の診療体制の整備・強化に伴う費用の増大の影響もあり、その改善幅は10億円に止まらざるを得なかった。</p> <p>また、当期損益についても、増改築終了に伴う固定資産除却損（臨時損益：解体工事費等）の増加等により、平成18年度に比べ5億円の悪化となった。</p> <p>労災病院の損益</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期損益</td> <td>△128億円</td> <td>△73億円</td> <td>△42億円</td> <td>△47億円</td> </tr> <tr> <td>経常損益</td> <td>△111億円</td> <td>△67億円</td> <td>△45億円</td> <td>△35億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 労災病院に対する経営指導・支援</p> <p>ア 本部の「経営改善推進会議」において、労災病院の改善に向けて新たな施設基準の取得、高点数の施設基準取得や経費縮減方策を検討し実施した。</p> <p>イ 「本部・病院間協議（病院協議）」において決定した個々の病院の運営計画と上半期の結果を照らし合わせ、患者数、診療単価等の経営指標に基づく下半期の経営目標と目標達成のための行動計画を策定させるとともに、逐次ヒアリングを実施しフォローアップに努めた。</p> <p>ウ 平成19年度計画の達成が危惧される病院に対して、本部主導による「経営改善報告書」を提出させ協議を実施した。</p> <p>② 収入確保及び支出削減対策の具体的な取組</p> <p>ア 診療収入の確保</p> <p>平成18年度の診療報酬マイナス改定（△3.16%）の影響がより強く残る中、医療の質の向上と安全の確保及び効率化を図りつつ、全労災病院に対して収入確保対策の助言・指導等を行い、上位施設基準の取得、地域医療支援病院の取得等により診療単価のアップを図るとともに、個室料金の改定等による室料差額収入の増など収入の確保に努めた。</p>		16年度	17年度	18年度	19年度	当期損益	△128億円	△73億円	△42億円	△47億円	経常損益	△111億円	△67億円	△45億円	△35億円
	16年度	17年度	18年度	19年度														
当期損益	△128億円	△73億円	△42億円	△47億円														
経常損益	△111億円	△67億円	△45億円	△35億円														

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
			<p>(ア) 医療連携強化・上位施設基準の取得等によるもの 地域医療支援病院の取得（2億円）、7対1入院基本料の取得（20億円）、DPC病院におけるクリニカルパスの見直し等（25億円）、救急患者の積極的受入等（7億円）、室料差額収入等（12億円）</p> <p>(イ) 高度・専門的な医療の推進によるもの 高度な手術の増加（21億円）</p> <p>(ウ) 医療の効率化により収入減となった項目等 平均在院日数の短縮による入院患者数の減（△30億円）、病診連携の推進等による外来患者数の減（△16億円）</p> <p>イ 給与費 施設廃止、退職不補充による事務職員等の削減及び平成18年度に引き続き12月期の賞与（期末手当）0.1ヶ月分カット・管理職加算割合2%カットを実施したが、中・長期的な視点から、医療の質の向上と安全の確保を目指すための診療体制の整備・強化に不可欠な医師確保・看護師の大幅な増員等の将来に向けた措置により、18億円の増となった。</p> <p>ウ 医療材料費の削減 高度な手術等の増により材料費の増加が見込まれる中で、契約努力による薬品値引率のアップ（対前年0.9ポイントアップ）、効率的な医療の推進に伴う院外処方の拡大により、医療材料費を3億円削減した。</p> <p>エ 経費 医師、看護師の過重労働軽減を図るため、嘱託医師・看護師の増員による医師等謝金の増、看護周辺業務の委託化による業務委託費の増が避けられず、さらに改築終了に伴う旧建物解体による雑役務費の増、原油価格の高騰による燃料費の増がある中で、高度放射線医療機器の共同購入の実施、光熱水費・印刷製本費の節約等を図り経費増加に努めたものの、経費全体として23億円の増となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気・ガス・水道の節約による光熱水費の縮減（△0.5億円） ・印刷物の見直し、在庫管理の徹底、契約努力による印刷製本費の縮減（△0.5億円） ・CT・MRI等の高度医療放射線機器について、本部主導による共同購入の実施による機器調達コストの縮減（△1.9億円） <p>オ 減価償却費の減 平成19年度における、診療体制の整備・強化を目的とした医療機器等の計画的整備に伴う減価償却費の増がある中で、独法承継資産（建物附属設備）の再償却終了に伴う減等により、減価償却費は12億円の減となった。</p> <p>カ 退職給付費用 サブプライムローンに端を発した株価低落による経済情勢の悪化により退職給付費用が5億円増加した。</p> <p>キ 臨時損益 改築終了に伴う旧建物の解体による固定資産除却損の発生により臨時損益が12億円悪化した。</p>

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
(2) 労働安全衛生融資については、債権管理を適切に行い、財政投融資への確実な償還に努めること	(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、財政投融資への償還を確実に行う。	(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、財政投融資への当年度償還計画を確実に実行する。 また、正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額573百万円を回収する。	(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行い、財政投融資への償還を計画どおりに実行した。また、正常債権の回収金は、一部の債権について全額繰上償還等が発生したことにより、目標額を上回った。 正常債権の回収額
2 予算（人件費の見積りを含む。） 別紙1のとおり	2 予算 別紙1のとおり		
3 収支計画 別紙2のとおり	3 収支計画 別紙2のとおり		
4 資金計画 別紙3のとおり	4 資金計画 別紙3のとおり		

評価の視点等	自己評価	B	評定	B
	(理由及び特記事項)		(理由及び特記事項) (委員会としての評定理由)	
[数値目標] ・労災病院は、中期目標期間中において、収支相償（損益均衡）を目指すこと。 ・労働安全衛生融資については、正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額573百万円を回収すること。 [評価の視点] ・運営費交付金を充当して行う事業（医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務を除く）については、中期計画に基づく予算が作成され、当該予算の範囲内で予算が執行されているか。 ・労災病院については、中期目標期間中に計画的に経営改善を図り収支相償（損益均衡）を目指すため、損益改善目標を策定	労災病院について、平成19年度は、平成18年度の診療報酬マイナス改定（3.16%）の影響がより強く残り、かつ、医師不足・看護師不足が急速に進展する中で、中長期的な医療の質の向上と安全を確保するための診療体制の整備・強化を行う必要があった。 その結果、医療事業収入は一定の伸びを確保し、経常損益は引き続き改善を図ったが、前述の診療体制の整備・強化に伴う費用の増大の影響もあり、改善幅は10億円に止まらざるを得なかった。 また、当期損益についても、増改築工事終了に伴う固定資産除去損の増加等により、平成18年度に比べ5億円の悪化となった。 これは、今後に向けた診療体制の整備・強化に専念したため、経営的には一時的なペースダウンを招いたことによるものである。しかしながら、平成20年度は、こうした診療体制の整備・強化による成果が十分現れるものと判断していることから、自己評価を「B」とした。	中期目標の収支相償（損益均衡）を目指し、当期損益は平成16年度から平成19年度までの4年間で144億円改善し、△47億円であるが、臨時損失の固定資産除去損を除く経常損益では、△35億円である。（業務実績第3の1の（1）参照） 平成19年度の回収額は1,044百万円と年度計画を達成した。（業務実績第3の1の（2）参照） (注1) □は、厚生労働省独立行政法人評価委員会による評価への対応 (注2) ■は、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価への対応 実績：○ 年度計画に基づき、予算の範囲内で業務運営を実施した。 実績：△ 労災病院について、平成19年度は、平成18年度の診療報酬マイナス改定（3.1	平成18年度の診療報酬マイナス改定や経済環境の悪化にともなう資金運用環境のマイナス圧力に加え、診療体制の整備・強化を行うなど、経常損益の中でやむを得ない面のあるコスト増が見られるほか、当期損益については増改築工事終了に伴う固定資産除去損の増加等の一時的要因によりにより5億円の悪化となつたが、今年度実施した医療体制整備等を基礎に経営強化が図られ、その効果が今後現れることが期待される。 (委員の評定理由) ・経済環境の変化にともなう、資金運用環境のマイナス圧力は避けがたいところであるが、その中で、経営努力は評価できる。 ・看護周辺業務の委託化、嘱託医師増による謝金の増、旧建物解体に伴う雑役務費の増、原油価格高騰による燃料費の増など、経常費用の中でやむを得ない面のあるコスト増が見られる。医療体制整備の効果が今後現れることが期待される。 ・平成19年度は当期損益が前年度比5億円の悪化となつたが、これは3病院の解体による固定資産除去損による一時的な要因によるところが大きい。しかしながら、平成18年度の診療報酬マイナス改定が国内の多くの病院で平成19年度にはかなり克服されたことと対比すると、本機構の努力が十分な成果をあげたとは言い難い。 ・逆風を考慮すればほぼ計画通りだと判断する。 ・自己評価のとおり。 ・数値目標及び評価の視点には概ね対応しているが、診療報酬のマイナス改定やサプライムローンの影響	

し、その目標を実現するために適切な措置を講じたか。また、その結果、損益が改善したか。

- 運営費交付金を充当して行う事業（医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務を除く）に係る予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。
- 運営費交付金については収益化基準にしたがって適正に執行されているか。
- 運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合は、その理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。
- 労働安全衛生融資については、計画どおりに財政投融資への償還が行われているか。

【17 ‘評価」】平成18年度以降は、診療報酬のマイナス改定がある等厳しい経営環境の中、改定等による影響額などを詳細に把握・分析しつつ、中期目標達成に向けてさらなる改善の工夫を行うことが必要である。

【17 ‘評価」】依然として当該年度の当期損失は73億円であり、診療報酬マイナス改定の厳しい環境の中、労災病院全体としての収支相償を目指し、良質な医療サービスの提供に十分配慮しつつ、次年度以降もさらなる収支の改善に取り組むことを期待する。

【18 ‘評価」】依然として当該年度の当期損失が生じており、中期目標達成に向けて、更なる改善と工夫を行うことが必要である。

【18 ‘評価」】依然として当該年度の当期損失は42億円であり、労災病院全体としての収支相償を目指し、良質な医療サービスの提供に十分配慮しつつ、次年度以降もさらなる収支の改善に取り組むことを期待する。

【16 ‘評価」】将来的には目的積立金が計上できるような方策について検討すべきである。

6%）の影響がより強く残り、かつ、医師不足・看護師不足が急速に進展する中で、中・長期的な医療の質の向上と安全を確保するための診療体制の整備・強化を行う必要があった。

その結果、医療事業収入は一定の伸びを確保し、経常損益は引き続き改善を図ったが、前述の診療体制の整備・強化に伴う費用の増大の影響もあり、改善幅は10億円に止まらざるを得なかった。

また、当期損益についても、増改築工事終了に伴う固定資産除却損の増加等により、平成18年度に比べ5億円の悪化となった。

これは、今後に向けた診療体制の整備・強化に専念したため、経営的には一時的なペースダウンを招いたことによるものである。しかしながら、平成20年度は、こうした診療体制の整備・強化による成果が十分現れるものと判断している。（業務実績第3の1の（1）参照）

実績：○

予算と実績の差異については、一般管理費及び事業費において効率化を図り経費縮減に努めたことなどその発生理由は合理的なものである。

実績：○

費用進行化基準にしたがって適正に執行している。

実績：○

一般管理費及び事業費において、効率化を図り経費縮減に努めたことなどにより、12.5億円が収益化されず残ったものである。

実績：○

労働安全衛生融資については、年度計画に基づき、財政投融資への償還を実行した。（業務実績第3の1の（2）参照）

□労災病院が、今後も医療水準を維持発展させ、高度・専門的医療を提供するためには、経営基盤の確立が必須である。平成18年度の診療報酬の大幅なマイナス改定という医療を取り巻く厳しい情勢の下、効率的かつ質の高い医療を提供する体制の確立が必要である。そのためには、医療の急性期化が一段と進む中、平均在院日数短縮に伴う病床稼働率の低下に対し、病診連携等の強化により新入院患者の確保に努めるとともに、診療報酬改定に則した新たな施設基準の取得等により診療単価のアップを図り対応していく。また、引き続き業務委託化の推進等による人件費の抑制、薬品の同種同効品の整理、後発医薬品の採用、医療材料のS P D一括供給方式導入病院及び対象品目の拡充による医療諸費の縮減等更なる支出節減に取り組んでいく。

一方、本部においては、医療機器の共同購入等更なる経費削減の方策とともに、各経営改善病院に対しては、経営改善計画のために重点的に継続的なフォローアップと指導を実施していく。さらに、対前年度に比べ収支状況の悪化している病院に対しては、役員又は本部職員が病院へ出向いて経営改善についての個別指導を行うとともに、事務局長を本部に呼んで協議を行っていくこととしている。

これら諸々の取組により、平成20年度までの経営目標達成に努めることとしている。

□将来、目的積立金を計上できるようにするため、当機構の運営費交付金のうち収益化基準として、「業務達成基準」又は「期間進行基準」が適用可能な業務の整理や適用する場合の問題点等について引き続き検討を行っていくこととする。

によるマイナス結果に関しては、今後厳しく管理、着手していただきたい。

・今後に向けた診療体制の整備・強化に専念したため、経営的にペースダウンを招いた状況はやむを得ないといえるだろう。これを基礎に次年度からの経営強化が期待される。

・るべきことはやっている。ただし、年金基金の資産運用の管理については疑問が残る。

【16 「2次評価】労働安全衛生融資については、多額の貸倒懸念債権等を抱えていることから、これらについて、具体的な数値目標や処理方針等を明確にした上で、回収状況についての評価を的確に行うべきである。

■具体的な数値目標や処理方針等を明確にした上で、回収状況についての評価を的確に行うべきであるとの意見が出され、平成18年度計画に一般債権の弁済計画に基づいた年度回収予定額を年度数値目標（回収目標）として設定した。

評価シート(18)

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 4,184百万円（運営費交付金年間支出の3／12月を計上）</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延による資金不足等</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <p>第6 剰余金の使途 本中期目標期間中に生じた剰余金については、労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 4,137百万円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延による資金不足等</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <p>第6 剰余金の使途 労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>短期借入金の実績なし。</p> <p>第5 重要な財産の譲渡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筑豊労災について、平成20年1月16日に土地、建物及び器具備品の譲渡契約を締結した（平成20年4月1日付けで所有権移転）。 ・大分アルメイダ労災委託病棟について、平成19年12月26日に建物の譲渡契約を締結した（平成20年2月1日付けで所有権移転）。 ・九州労災敷地の一部について、平成20年1月15日に土地の譲渡契約を締結した（平成20年1月23日付けで所有権移転）。 ・和歌山労災敷地の一部について、平成20年1月15日に土地の譲渡契約を締結した（平成20年2月5日付けで所有権移転）。 ・関東労災敷地の一部について、平成20年2月8日に土地の譲渡契約を締結した（平成20年2月20日付けで所有権移転）。 <p>第6 剰余金の使途 剰余金はなし。</p>
評価の視点等	<p>自己評価</p> <p>B</p> <p>(理由及び特記事項) 筑豊労災病院等について、適正に建物等資産の譲渡手続きを実施したことから、自己評価を「B」にした。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p>(理由及び特記事項) (委員会としての評定理由) 筑豊労災病院等の財産譲渡について、計画通り実施された。</p>	
			<p>(委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね目標を達成されている。 ・筑豊労災病院の移譲等を適切に実施した。 ・筑豊労災病院などの財産譲渡が予定通り行われた。 ・計画通りと判断する。 ・やるべきことを行っている。

評価シート(19)

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																		
第5 その他業務運営に関する重要事項 なし	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 中期計画開始時の役職員の構成及び員数</p> <p>① 役員：理事長1人、理事4人、監事2人（うち1人は非常勤） ② 職員：運営費交付金職員800人、労災病院職員12,922人</p> <p>(2) 人員に係る計画 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、その職員数の抑制を図る。（期首：800人 期末：720人）</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画 勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金（注1）により次の病院の施設整備を行う。</p> <p>① 病院名 関東労災病院、東京労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院</p> <p>② 予定額（注2） 総額 56,098百万円 (注1) 当該施設整備費補助金は、本中期目標期間中に限る措置として講じられたものである。 (注2) 「予定額」は、中期目標期</p> <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>① 環境の変化等に応じた弾力的な組織運営を進める観点から、人材の有効活用と職員の能力向上を目的として創設した労災病院を中心とした施設間の人事交流を推進するための制度の積極的活用と今後一層の定着化を図るため、引き続き職員へのPRや動機付けに取組み、職員の活性化を図る。</p> <p>② 優秀な人材を幅広く確保するため、引き続き、本部と施設の協同により地域毎に学校訪問や採用説明会等を実施するとともに、就職情報サイトの活用についても検討する。</p> <p>(2) 人員に係る計画 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、「年度別削減計画」に基づき△35人を削減し、745人以内とする。</p> <p>2 施設・整備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画 勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金により次の病院の施設整備を行う。</p> <p>① 病院名 関東労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院</p> <p>② 予定額 総額 9,519百万円</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 人事に関する取組</p> <p>① 柔軟な人事交流を推進するために、労災病院間の派遣交流制度及び転任推進制度を平成17年度に創設。それにより平成18年でから従前の対象となっていた看護職や医療職を中心とした人事異動を行い、職員の活性化を図った。 (参考) 平成19年度適用者数 ・ 派遣交流制度適用者数 33人 ・ 転任推進制度適用者数 44人 また、両制度の更なる積極的活用を促すために、全国会議等で繰り返し周知を図るとともに、両制度の適用となった者の感想文、体験談を社内誌「ろうさいフォーラム」に掲載し、職員の啓発に努めた。</p> <p>② 社会現象となった看護師不足への対応も含め、優秀な人材を確保するため、看護系大学等を訪問し募集活動を行った。 (参考) 平成19年度実績 ・ 看護系大学の訪問数 19校</p> <p>(2) 人員について 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>800人</td> <td>786人</td> <td>780人</td> <td>745人</td> <td>720人</td> </tr> </tbody> </table> <p>運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、平成19年度期首職員数（745人）の範囲内で配置した。</p> <p>2 施設・整備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画 勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金により次の病院の施設整備を行った。</p> <p>① 病院名 関東労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院</p> <p>② 実績見込額 総額 9,518百万円</p> <p>労災病院に係る施設整備費補助金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14,376百万円</td> <td>12,567百万円</td> <td>11,284百万円</td> <td>9,518百万円</td> </tr> </tbody> </table>	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	800人	786人	780人	745人	720人	16年度	17年度	18年度	19年度	14,376百万円	12,567百万円	11,284百万円	9,518百万円	<p>資料19-01、資料19-02</p> <p>資料19-03</p>
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度																	
800人	786人	780人	745人	720人																	
16年度	17年度	18年度	19年度																		
14,376百万円	12,567百万円	11,284百万円	9,518百万円																		

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績								
	<p>間の施設建設費計画額である。</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画 　　労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を行う。</p> <p>① 予定額（注3） 　　総額 2,467百万円 (注3) 「予定額」は、中期目標期間の施設整備の計画額である。</p>	<p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画 　　労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を行う。 　　予定額 522百万円</p> <p>(3) 建物の機能向上及び長寿命化に係る計画 　　引き続き、「施設別保全台帳」を基に、各施設の改修投資の標準化を図る。 　　また、本部から各労災病院に対して、各労災病院が作成した「中長期保全計画」の指導・支援を行うとともに、労災病院以外の施設に対しても、「施設別保全台帳」の作成・配布を行い、今後の「施設の保全」に寄与する。</p>	<p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画 　　労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により労災看護専門学校の講堂、学生寮及び冷暖房設備等改修工事等の施設整備を行った。 　　実績見込額 522百万円</p> <p>労災病院以外の施設に係る施設整備費補助金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>493百万円</td> <td>495百万円</td> <td>687百万円</td> <td>522百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 建物の機能向上及び長寿命化に係る計画</p> <p>平成19年度の各施設の工事計画に係る設備機器の耐用年数、工事期間、金額等について精査し調整を行った。 平成19年度では「施設別保全台帳」の、より積極的な活用を図り、建物等の日常点検の実施の指導を行った。 労災病院以外の施設に対して、保全の手引き及び施設別保全台帳を配布した。</p> <p>(4) 総合的な省エネルギー対策の推進 　　12月、2月、3月にESCO事業者、旭労災病院、本部営繕部と合同にて平成19年度の効果検証を行い報告書にまとめた。</p> <p style="text-align: right;">資料19-03</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	493百万円	495百万円	687百万円	522百万円
16年度	17年度	18年度	19年度								
493百万円	495百万円	687百万円	522百万円								

評価の視点等	自己評価	A	評定	A
	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>人事に関しては、運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数の配置について、中期計画どおり職員を削減した。</p> <p>施設間の人事交流を通じて職員の活性化、能力開発及び人材の有効活用を目的として創設した労災病院間の派遣交流制度並びに転任推進制度については、全国会議及び社内広報誌で職員への周知を進めた結果、制度適用者が増加し、より一層の適正配置と活性化を図ることができた。</p> <p>また、看護師不足対策と優秀な人材の確保を目的に、平成18年度に引き続き看護系大学を訪問し、さらに平成19年度新たに看護師募集サイトへの広告掲載を行う等、積極的に人材供給ルートの開拓に努めた。</p> <p>労災病院に係る計画及び労災病院以外の施設に係る計画については、年度計画に沿った業務実績を上げた。</p> <p>建物の機能向上及び長寿命化にかかる計画については、各施設の工事計画に係る設備機器の耐用年数、工事期間、金額等について精査し、調整を行った。また「施設別保全台帳」のより積極的な活用を図り、建物等の日常点検の実施の指導を行った。労災病院以外の施設に対して、保全の手引き及び施設別保全台帳を配布した。</p> <p>総合的な省エネルギー対策の推進については、12月、2月、3月にESCO事業者、旭労災病院、本部営繕部と合同にて効果検証を行い報告書にまとめた。</p> <p>以上のことから、自己評価を「A」とした。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>(委員会としての評定理由)</p> <p>労災病院間の派遣交流制度等により状況に応じた人事異動を行い、職員の活性化を図るとともに、運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、中期計画どおりを削減するなど、中期計画を達成したものと言える。</p> <p>(委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絶対数としての医師・看護師の適正数値の管理とともに、組織内の派遣交流により状況変化、疾病発生状況等により対応しようとする姿勢は評価できる。 ・常勤職員数を35人削減し、労災病院間派遣交流制度や労災病院間転任推進制度による人事交流を積極的に行い、また、体系的な研修を実施するなどの努力が継続されている。また、院内保育所の整備や建物の機能向上と環境負荷(CO2)の低減などはSRの点から評価できる。 ・常勤職員の削減については中期目標通りに行われた。一方、人材確保については、グループ内の医師派遣制度以外に外部からの補充が行われず、看護師についても現状維持に止まった。 ・計画通りに実績を上げていると判断する。 		

[数値目標]

運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、その職員数を、中期目標期間最終年度において720人とし、平成19年度においては、前年度職員数を35人削減し、74

運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、平成16年度期首800人から中期目標期間最終年度において720人とする計画に沿って削減を進めており、平成19年度については年度計画どおり745人の範囲内で配置した。（業務実績第7の1の

5人以内とすること

【評価の視点】

- ・運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数について
は、「年度別削減計画」が策定され、これに基づき削減されて
いるか。
- ・施設整備に関する計画が順調に推移しているか。

【17 「評価】今後は、人件費の適正化と能力向上の両立を図り
つつ、職員の活性化を図るとともに、施設の保全に向け一層努
力することを期待する。

【18 「評価】今後は、さらに徹底した効率化と能力向上の両立
を図りつつ、職員の活性化に一層努力することを期待する。

(2) 参照

(注) □は、厚生労働省独立行政法人評価委員会による評価への対応

実績：○

運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、平成19年度期首職員数
745人の範囲内で配置した。

実績：○

関東労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院及び九州労
災病院に係る施設整備計画並びに労災病院以外の労災看護専門学校等に係る施設整備計画に
ついて、年度計画に沿った業務実績を上げた。

□職員の活性化については、引き続き労災病院間における活発な人事交流を推進していく観
点から、労災病院間の派遣交流制度及び転任推進制度の積極的な活用を促すよう全国会議
の場で本部から施設に対して周知するとともに、社内報「ろうさいフォーラム」で経験談
を紹介するなどして、より一層の活性化を図るべく、職員に対する周知を徹底していく。
施設の保全については、各施設の工事計画に係る設備機器の耐用年数、工事期間、金額等
について精査し調整を図った。また、「施設別保全台帳」のより積極的な活用を図り、建
物等の日常点検の実施指導を行い、労災病院以外の施設に対して、保全の手引き及び施設
別保全台帳を配布し保全の指導を行っていく。

・自己評価に同じ。

・中期目標を達成したと評価できる。

・目標を上回るという判断がつきにくいが、ほぼ行う
べきことを行っている。

平成 19 年度業務実績関係資料

目次

様式 1 目的積立金	1
様式 2 保有資産	2
様式 3 官民競争入札の活用	4
様式 4 コンプライアンス体制の整備状況等	5
様式 5 役職員の報酬・給与等の状況	6
様式 6 隨意契約等の状況	22

(様式 1)

目的積立金

①当期総利益の計上	有	無
②目的積立金の申請	有	無

【当期総利益の計上が「有」、目的積立金の申請「無」の場合は、以下を記入】

③利益の発生要因	
④目的積立金を申請していない理由	

委員記載（評価）欄

--

保有資産

①見直しの検討の有無	有	無
------------	---	---

②見直しの状況

1 整理合理化計画Ⅲの1の(2)「保有資産の見直し」

労災病院等の各施設が保有している土地・建物等の実物資産については、資産の利用実態調査結果に基づき、遊休資産かどうかの判定を行うとともに遊休資産の有効活用又は効果的な処分を検討している。

2 整理合理化計画「独立行政法人について講すべき措置」

売却等処分予定財産21件のうち、現在までに筑豊労災病院等7件は売却等した。

平成19年度末現在未処分の労災保険会館・休養所等14件のうち、

①労災保険会館及び恵那荘は平成20年度に、その他の休養所等11件は平成21から22年度までに、それぞれ売却等処分することを目指して作業を進めている。

②九州労災病院については、移転が平成24年度であることから今後適切な処分方法等について検討する。

さらに、上記「保有資産の見直し」により新たに売却等処分することとなる財産については、適時適切に売却等処分に努める。

③資産の活用について

1 廃止施設

- ・岩手労災病院及び筑豊労災病院は、それぞれ平成19年4月1日及び平成20年4月1日に地方公共団体に売却した。
- ・美唄労災看護専門学校及び和歌山労災看護専門学校の建物は、平成20年度内に解体撤去し、美唄の跡地は労災病院の駐車場として活用予定であり、和歌山の跡地は売却予定である。
- ・労災保険会館及び休養所等は、平成20年度から平成22年度までに売却等処分予定である。

2 職員宿舎等建物

労災病院等の施設と同一敷地にある宿舎等建物は、書類等の倉庫として活用している。また、敷地外にある宿舎等建物は、資産の有効活用又は効果的な処分を検討している。

委員記載（評価）欄

- ・適切かつ公正な資産処理を引き続き進行させていただきたい。
- ・適切に実施されている。
- ・計画を承認する。
- ・着実な保有資産の見直しが行われていると判断します。
- ・適切に処理していると判断する。
- ・適正・タイムリーな処理を進めて下さい。
- ・承認する。
- ・妥当である。
- ・承認いたします。

官民競争入札等の活用状況

① 官民競争入札等の活用 (官民競争入札等の検討)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (<input checked="" type="checkbox"/> 有)	<input type="checkbox"/> 無 (<input type="checkbox"/> 無)
------------------------------	--	--

【官民競争入札の活用（検討）が「有」の場合は、以下を記入】

②該当業務の名称

医業未収金の徴収業務

③活用（検討）状況

機構が実施している医業未収金の発生防止・回収対策業務のうち、未払者に対する支払案内等の業務について、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用して医業未収金の縮減を図ることを目的として、民間競争入札を実施することとし、平成21年10月から開始する予定である。

官民競争入札等監理委員会事務局と調整の結果、平成20年10月7日に、第1回会議が開催される予定であることから、現在、それに向けた準備を行っている。

委員記載（評価）欄

- ・未収金回収については、民間も含め幅広い選択肢で願いたい。
- ・適切に行われている。
- ・方針を承認する。
- ・今後有効な施策の実施が望まれます。
- ・実行の成果を上げるようお願いしたい。
- ・難しい作業だと思いますが、いろんな工夫（本件を含めて）をお願いします。
- ・医業未収金の徴収業務の実施に向けた取組みを次の段階では期待したい。
- ・妥当である。
- ・承認いたします。

コンプライアンス体制の整備状況等

①取組状況

法令遵守については、職員就業規則、役職員倫理規程等の諸規程のほか、各病院に設置している倫理委員会の設置等により法令違反行為を未然に防ぐ体制を整備している。

また、医療事故や情報漏洩事故の発生におけるマニュアル等を策定し、法令違反行為があつた際の報告体制を確立している。

さらに、監事監査規程により内部統制、法令遵守について監査を行う体制を確立している。

②取り組みについての自己評価

必要な規程、マニュアル等の整備及び監査は適切に行っているものと認識している。

委員記載（評価）欄

- ・ 内部通報者に関する保護措置については、厳格な整備を期待する。
- ・ 適切に行われている。
- ・ 取組みを承認する。
- ・ コンプライアンスの運用状況の点検が望まれます。
- ・ 適切である。
- ・ PDCAを常にまわし続ける継続した取組みをお願いします。
- ・ 承認する。
- ・ 職員への徹底をより協力にお願いしたい。
- ・ 妥当である。
- ・ 承認いたします。

役職員の報酬・給与等の状況

①給与水準の適切性についての自己評価

1 事務・技術職員（対国家公務員指数 100.5）

国家公務員の水準を僅かであるが上回っている状況であり、今後、給与体系の年功的要素の見直しを図る必要があると考えている。

2 病院医師（対国家公務員指数 117.6）

労災病院の運営に当たっては、医療の質向上、安全の確保について十分配慮する必要があり、そのためには医師の確保が大きな課題となっている。

昨今、社会問題化している医師不足は、当機構においても例外ではないところであります。現在の給与水準は医師の確保の観点から、必要な水準であると考えている。

(参考) 平成19年4月平均給与月額について民間（「2007年職種別民間給与実態調査（人事院）」）と比較した場合の対民間月例給指数は82.5となる。

3 病院看護師（対国家公務員指数 104.5）

労災病院の運営に当たっては、医療の質向上、安全の確保について十分配慮する必要があり、看護師の確保についても大きな課題の一つである。

看護師確保を考慮すると現在の水準は必要なものと考えている。ただし、今後、給与体系の年功的要素の見直しに努めつつ、看護師の需給状況に適応した水準とする必要があると考えている。

委員記載（評価）欄

- ・ 医師の賃金については、市場賃金よりも低ければ人は採りにくいのであるから、医師の給与体系そのものの見直しが必要なのではないか。
- ・ 年功的要素をただ減らせばいいというのでは職場のモラールに悪い影響を及ぼすのではないか。対応を検討されたい。
- ・ 適切に行われている。
- ・ 医師の確保のための入件費がある程度あがるのはやむを得ない面がある。
- ・ 方針を承認する。
- ・ 着実な削減が行われていると判断します。
- ・ ほぼ適切である。
- ・ ドクター・医療スタッフについては、当該分野でのベンチマークがないと確保が難しいと思料します。
- ・ 医師・看護師不足から妥当と判断する。
- ・ 国立病院の場合と比較してどのようにになっているか（同様との回答で了承）。
- ・ 医師の確保は重大な課題であり、妥当な給与水準を確保することは必要なことと認められる。

- ・承認いたします。
- ・年齢によらない、給与頭打ちのコントロールの必要性あり。

(参考)

独立行政法人労働者健康福祉機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

『厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案の上、その者の職務実績に応じ、100分の15の範囲内で、理事長がこれを増額し、又は減額することができる』旨を規定した役員報酬規程第8条第3項に基づき、期末特別手当の支給額を平成19年6月期については0.14月相当分、平成19年12月期については0.25月相当分を減額して支給した。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 改定なし

理事 改定なし

理事(非常勤) 該当者なし

監事 改定なし

監事(非常勤) 改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	18,580	12,444	4,738	千円 1,244 (特別調整手当) 154 (通勤手当)			*
A理事	15,184	10,152	3,865	千円 1,015 (特別調整手当) 152 (通勤手当)			*
B理事	15,078	10,152	3,865	千円 1,015 (特別調整手当) 46 (通勤手当)			
C理事	13,769	10,152	2,508	千円 1,015 (特別調整手当) 94 (通勤手当)	4月1日		※

D理事	千円 6,640	千円 4,009	千円 1,939	千円 401 (特別調整手当) 291 (通勤手当)		8月23日	◇
E理事	千円 8,732	千円 6,105	千円 1,926	千円 611 (特別調整手当) 90 (通勤手当)	8月25日		◇
F監事	千円 12,967	千円 8,700	千円 3,312	千円 870 (特別調整手当) 85 (通勤手当)			※
G監事 (非常勤)	千円 2,976	千円 2,976	千円 0	千円 0		3月31日	

注1:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円 —	年 —	月 —	—	—	該当者なし
A理事	千円 2,085	年 1	月 9	H19.3.31	1.0	平成18年度退職者であるが、平成19年9月に業績勘案率決定のため平成19年度に退職手当支給。業績勘案率は厚生労働省独立行政法人評価委員会の決定による。
B理事	千円 —	年 —	月 —	—	—	該当者なし
監事	千円 —	年 —	月 —	—	—	該当者なし
監事 (非常勤)	千円 —	年 —	月 —	—	—	該当者なし

注1:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付しています。

独立行政法人等の退職者「※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

職員数について、機構本部と各施設の協議に基づき、効率的な人員配置を行うことにより、適正な人件費の支出に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 紙与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

中期目標及び中期計画に定められている収支相償の達成並びに人事院勧告等の社会一般の情勢を考慮し、労働組合との交渉により決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤勉手当の支給月数決定に当たり、

①支給対象期間における欠勤日数により遅減させる。

②職員の勤務する施設の前年度業務実績により支給月数を増減させる。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	①支給対象期間における欠勤日数により遅減させる。 ②職員の勤務する施設の前年度業務実績により支給月数を増減させる。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

- 平成18年6月期から前年度の施設別業務実績（医療事業収支率）により勤勉手当を増減させている。
- 平成18年度に引き続き、①12月期の期末手当の支給月数を0.1月削減、②6月期の期末・勤勉手当に係る管理職加算割合の半減（25%→12%、12%→6%）、12月期は更に2/100削減（25%→10%、12%→4%）した。
- なお、平成19年度人事院勧告における給与引上改定（俸給、期末・勤勉手当等の引き上げ）は実施していない。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賃与
				うち通勤手当	千円	
常勤職員	人 8,847	歳 40.4	千円 6,976	千円 5,161	千円 62	千円 1,815
事務・技術	人 1,139	歳 44.0	千円 6,939	千円 5,106	千円 74	千円 1,833
研究職種	人 該当者なし	-	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
医療職種 (病院医師)	人 1,193	歳 46.6	千円 13,276	千円 9,999	千円 71	千円 3,277
医療職種 (病院看護師)	人 4,857	歳 36.9	千円 5,501	千円 4,053	千円 51	千円 1,448
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	-	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
医療職種 (医療技術職)	人 1,487	歳 43.0	千円 6,921	千円 5,058	千円 79	千円 1,863
技能業務職種	人 171	歳 50.1	千円 5,625	千円 4,139	千円 58	千円 1,486

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし	-	-	-	-	-

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし	-	-	-	-	-
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-	-
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-	-
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-	-
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-	-
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-	-

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし	-	-	-	-	-
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-	-
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-	-
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-	-
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-	-
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-	-

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	85	36.0	5,212	4,935	27	277
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
2	(注3)	-	-	-	-	-
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし	-	-	-	-	-
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
81	35.6	5,352	5,069	26	283	
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
1	(注3)	-	-	-	-	-
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし	-	-	-	-	-
医療職種 (医療技術職)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし	-	-	-	-	-
技能業務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
1	(注3)	-	-	-	-	-

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

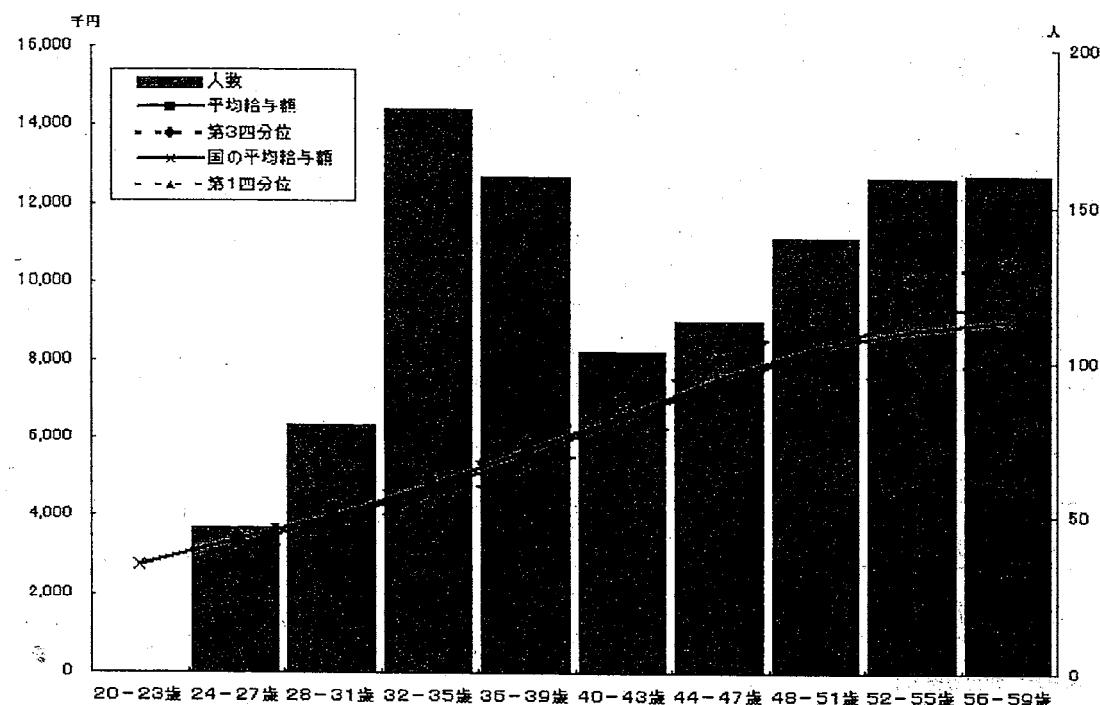
注2:「技能業務職種」とは、国家公務員の行政職俸給表(二)の適用を受ける職種(運転手、電話交換手等)である。

注3: 非常勤職員の事務・技術職員、医療職種(病院看護師)及び技能業務職種については、該当者が2人以下の

ため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人數以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／医療職員(病院医師)／医療職員(病院看護師)) [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑥まで同じ。]

「年間給与の分布状況(事務・技術職員)」

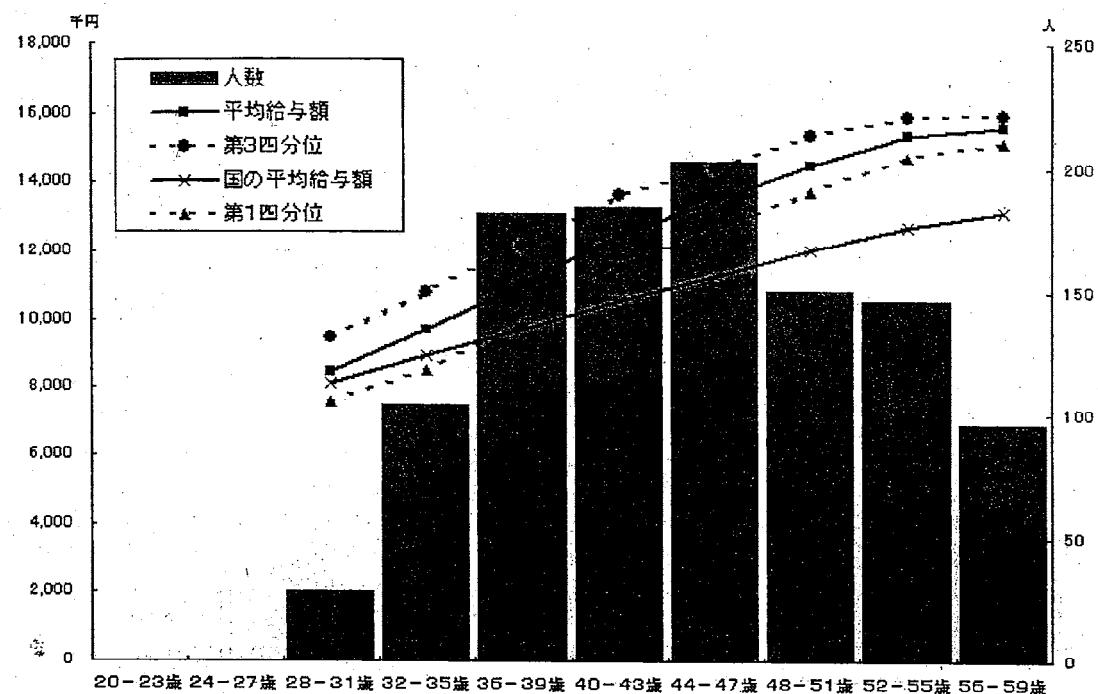


注: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑥まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		四分位 第3分位
			第1分位	平均	
本部課長	17	52.9	10,368	10,876	11,191
本部係員	40	33.8	4,270	4,714	5,271

「年間給与の分布状況(医療職員(病院医師))」

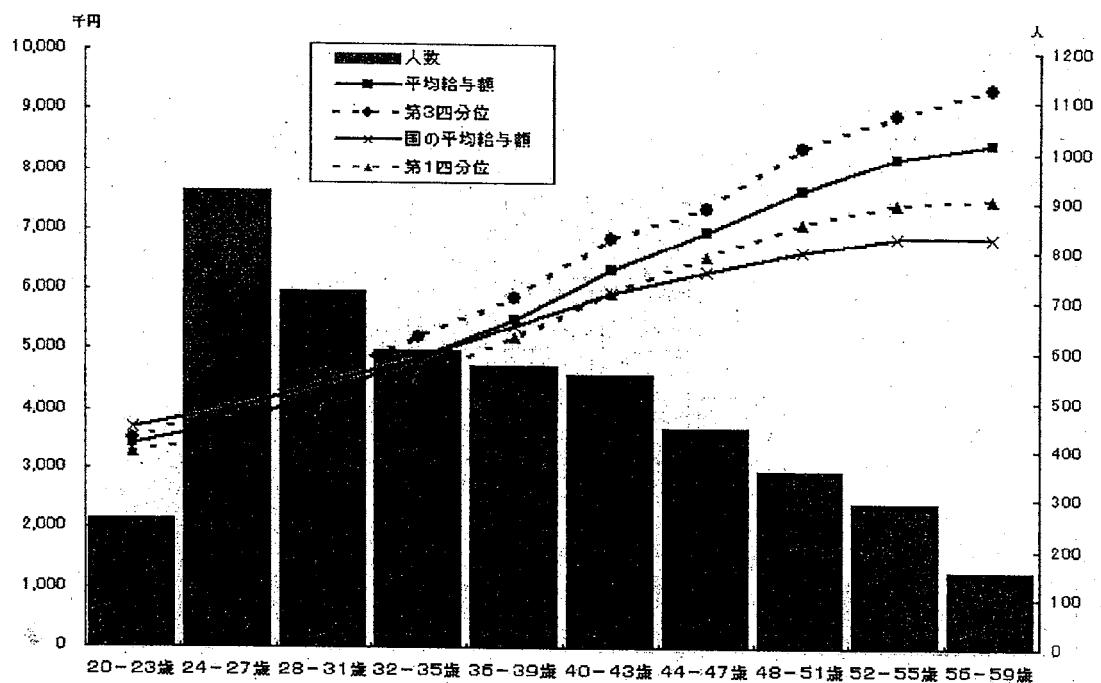


注: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(医療職員(病院医師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位 第3分位
			第1分位	千円	千円	
診療科長	190	40.4	10,831	11,458	11,458	12,106
医師	182	36.1	8,517	9,255	9,255	9,910

「年間給与の分布状況(医療職員(病院看護師))」



注: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位 第3分位
			第1分位	平均		
看護師長	348	49.5	7,803	8,403	9,053	
看護師	3,985	34.6	3,859	4,963	5,853	

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員／医療職員(病院医師)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	書記3級 技手3級	書記2級 技手2級	書記1級 技手1級	主事3級 技師3級	主事2級 技師2級
標準的な職位	本部係員 地方機関係員	本部係員 地方機関係員	本部係員 地方機関係員	本部係員 地方機関係員	本部係員 地方機関係員	本部主査 地方機関係長等
人員 (割合)	人	人	人	人	人	人
			82 (7.2%)	207 (18.2%)	224 (19.7%)	61 (5.4%)
年齢 (最高～最低)	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	5	41 5 24	59 5 29	59 5 32	58 5 34	
所定内給与 年額 (最高～最低)	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	5	3,538 5 2,029	4,918 5 2,564	6,345 5 3,212	6,457 5 3,475	
年間給与額 (最高～最低)	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	5	4,361 5 2,747	6,738 5 3,471	8,533 5 4,401	8,858 5 4,760	
区分	主事1級 技師1級	参事3級	参事2級	参事1級	上席参事 2級	上席参事 1級
標準的な職位	本部主査 地方機関係長等	地方機関課長	本部班長 地方機関課長等	本部課長 地方機関事務局の次長等	本部課長 地方機関事務局の長等	本部部長・次長 地方機関事務局の長等
人員 (割合)	人	人	人	人	人	人
	246 (21.6%)	29 (2.5%)	158 (13.9%)	66 (5.8%)	20 (1.8%)	46 (4.0%)
年齢 (最高～最低)	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	59 5 34	55 5 35	59 5 36	59 5 45	59 5 45	59 5 46
所定内給与 年額 (最高～最低)	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	7,445 5 3,614	7,465 5 3,963	7,917 5 4,943	9,013 5 6,065	8,823 5 7,146	9,772 5 7,685
年間給与額 (最高～最低)	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	9,961 5 4,922	9,826 5 5,524	10,614 5 6,647	12,220 5 8,247	11,739 5 9,818	13,513 5 10,625

(医療職員(病院医師))

区分	計	副医事	医事	医長	医監
標準的な職位		医師 歯科医師	医師 歯科医師	診療科部長 診療科部副部長等	院長・副院長 診療科部長
人員 (割合)	人 0 (- %)	人 26 (2.2%)	人 783 (65.6%)	人 384 (32.2%)	人
年齢 (最高～最低)	歳 5 -	歳 38 5 28	歳 60 5 29	歳 70 5 47	歳
所定内給与 年額 (最高～最低)	千円 -	千円 8,556 5 5,181	千円 12,915 5 5,645	千円 13,393 5 9,837	千円
年間給与額 (最高～最低)	千円 -	千円 10,681 5 6,685	千円 16,825 5 7,436	千円 17,709 5 13,469	千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	4等級	3等級	2等級	特2等級
標準的な職位		准看護師	看護師等	看護師長補佐 看護師等	看護師長 看護師長補佐等
人員 (割合)	人 0 (- %)	人 3,095 (63.7%)	人 1,159 (23.9%)	人 287 (5.9%)	人
年齢 (最高～最低)	歳 59 5 22	歳 59 5 29	歳 59 5 29	歳 59 5 34	歳
所定内給与 年額 (最高～最低)	千円 -	千円 5,705 5 2,230	千円 6,349 5 3,176	千円 7,018 5 4,482	千円
年間給与額 (最高～最低)	千円 -	千円 7,914 5 3,055	千円 8,734 5 4,356	千円 9,436 5 6,115	千円

区分	1等級	特1等級	特等級
標準的な職位	看護部長 看護部副部長 看護師長等	看護部長 看護部副部長	看護部長
人員 (割合)	人 283 (5.8%)	人 28 (0.6%)	人 5 (0.1%)
年齢 (最高～最低)	歳 59 5 44	歳 59 5 50	歳 62 5 58
所定内給与 年額 (最高～最低)	千円 8,284 5 5,062	千円 8,446 5 6,889	千円 8,036 5 7,872
年間給与額 (最高～最低)	千円 10,917 5 7,012	千円 11,209 5 9,213	千円 11,057 5 10,848

- ④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／医療職員(病院医師)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.7	% 56.7	% 58.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.3	% 43.3	% 41.2
	最高～最低	% 42.3～31.1	% 46.3～34.1	% 44.2～32.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 68.1	% 65.2	% 66.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 31.9	% 34.8	% 33.3
	最高～最低	% 42.3～28.9	% 46.3～29.3	% 44.2～29.8

(医療職員(病院医師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 58.9	% 56.8	% 57.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 41.1	% 43.2	% 42.2
	最高～最低	% 42.3～31.1	% 46.3～32.6	% 44.2～31.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 67.4	% 65.9	% 66.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 32.6	% 34.1	% 33.3
	最高～最低	% 42.3～28.9	% 41.9～30.3	% 40.9～29.5

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.8	% 55.6	% 58.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.2	% 44.4	% 41.7
	最高～最低	% 42.3～31.1	% 46.3～34.1	% 44.2～32.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 67.7	% 64.7	% 66.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 32.3	% 35.3	% 33.7
	最高～最低	% 42.3～28.9	% 36.3～29.3	% 39.5～29.8

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／医療職員(病院医師)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他法人

100.5
93.6

(医療職員(病院医師))

対国家公務員(医療職(一))

117.6

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

104.5

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 100.5		
	参考	地域勘案	103.9
		学歴勘案	98.1
		地域・学歴勘案	102.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	低・中年齢層の平均給与額は国を下回っているが、高年齢層(50歳代)の平均給与額が国を上回っており、給与体系における年功的要素が給与水準において国を0.5ポイント上回っている理由として考えられる。		
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 12.7% (国からの財政支出額 38,821,263,000円、支出予算の総額 305,692,043,731円: 平成19年度予算)</p> <p>【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は12.7%であり、労災病院の診療報酬等の業務収入が収入の大半を占めている現状において、給与水準が高いことが直ちに国の財政支出を増加させることに繋がるものではないと考えられるものの、国からの財政支出を受けている独立行政法人として、国家公務員と同程度の給与水準とする必要があると考える。</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額24,034,122,449円(平成18年度決算)</p> <p>【検証結果】 単年度欠損は減少傾向にあるところであり、給与水準が高いことが直ちに欠損金を増加させることに繋がるものではないと考えられるものの、累積欠損額が生じている現状において、国家公務員と同程度の給与水準とする必要があると考える。</p>		
講ずる措置	<p>平成22年度においては、現在の給与水準を元に、平成19年度の国家公務員の給与水準と比較して試算すると、団塊世代の退職により、対国家公務員指数が100.4となることが見込まれるが、100を下回るべく年功的な給与上昇の抑制を図ることとする。</p> <p>(参考)平成18年度の給与水準を元に、平成18年度の国家公務員の給与水準と比較して試算すると、平成22年度の対国家公務員指数は100.5となることが見込まれる(地域・学歴勘案では101.8)。</p>		

- ・支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 33.6%（平成19年度予算）
 - 支出総額 305,692,043,731円
 - 給与・報酬等支給額 102,702,000,000円
- ・大卒以上の高学歴者の割合 71.4%
- ・管理職員に支給する職務手当の支給対象者の割合 26.6%
 - 人件費削減のため、業務のアウトソーシング化による一般事務職員の削減が進んでいる中で、管理職員の割合を現状以上に削減することは困難であるが、組織の見直しを行うことで管理職員を削減し、管理職員の割合を低減させるよう努める。
 - また、管理職を含む中高年齢層の俸給を引き下げることにより、給与上昇カーブのフラット化を図り、全体として給与水準の適正化に努めることとする。

○病院医師

項目	内容						
指標の状況	<p>対国家公務員 117.6</p> <table border="1"> <tr> <td>参考</td> <td>地域勘案 111.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学歴勘案 117.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域・学歴勘案 111.3</td> </tr> </table>	参考	地域勘案 111.3		学歴勘案 117.6		地域・学歴勘案 111.3
参考	地域勘案 111.3						
	学歴勘案 117.6						
	地域・学歴勘案 111.3						
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>本調査の対象となる医師のうち、管理職員に対して支給する職務手当の支給対象者が82.3%を占めていること、また、医師確保が困難である施設に勤務する医師全員に対して俸給の加算措置(1ヶ月当たり50,000円)を実施していることが、給与水準において国を上回っている理由として考えられる。</p>						
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 12.7% (国からの財政支出額 38,821,263,000円、支出予算の総額 305,692,043,731円: 平成19年度予算)</p> <p>【検証結果】 労災病院の運営に当たっては、医療の質向上、安全の確保について十分配慮する必要があり、そのためには医師の確保が大きな課題となっている。 政策医療である勤労者医療の推進に当たっては必要な財源措置を受けているところであるが、医師の給与については、診療報酬等の前回収入で賄うことを基本としている。 医師の現在の給与水準については、医師の確保面から必要な水準であると考えており、今後についても、医師の確保状況等を考慮した上で、適切な水準の確保に努める。</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額24,034,122,449円(平成18年度決算)</p> <p>【検証結果】 累積欠損が生じている現状において、労災病院の損益改善が大きな課題であり、収入確保の面からも医師確保を通じた積極的な医療の展開を行っていくこととしている。 そのなかで労災病院の運営に当たっては、医療の質向上、安全の確保について十分配慮する必要があり、そのためには医師の確保が大きな課題となっている。 医師の確保の面から、医師の現在の給与水準については必要な水準であると考えており、今後についても、医師の確保状況等を考慮した上で、適切な水準の確保に努める。</p>						
講ずる措置	社会問題化している医師不足については、当機構においても例外ではないどころであり、医師の確保の観点から、現行の給与水準の維持は必要と考える。						

○病院看護師

項目	内容											
指標の状況	対国家公務員 104.5 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">参考</td> <td style="width: 40%;">地域勘案</td> <td style="width: 50%;">103.8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学歴勘案</td> <td>103.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域・学歴勘案</td> <td>102.6</td> </tr> </table>			参考	地域勘案	103.8		学歴勘案	103.3		地域・学歴勘案	102.6
参考	地域勘案	103.8										
	学歴勘案	103.3										
	地域・学歴勘案	102.6										
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>低年齢層の平均給与額は国を下回っているが、中高年齢層の平均給与額が国を上回っており、給与体系における年功的要素が給与水準において国を上回っている理由として考えられる。</p>											
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 12.7% (国からの財政支出額 38,821,263,000円、支出予算の総額 305,692,043,731円: 平成19年度予算)</p> <p>【検証結果】 労災病院に勤務する看護師の給与については、診療報酬等の自前収入で賄ふことを基本としているが、政策医療である労働者医療の推進に当たっては必要な財源措置を受けているところである。 労災病院の運営に当たっては、医療の質向上、安全の確保について十分配慮する必要があり、看護師の確保が大きな課題となっている。 看護師の給与水準については、看護師の確保状況等を考慮しつつ、給与体系の年功的要素の見直しを含め適切な水準の確保に努める。</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額24,034,122,449円(平成18年度決算)</p> <p>【検証結果】 累積欠損が生じている現状において労災病院の損益改善が大きな課題であり、収入確保の面からも看護師の確保を図りつつ積極的な医療の展開を行っていくこととしている。 看護師の給与水準については、看護師の確保状況等を考慮しつつ、給与体系の年功的要素の見直しを含め適切な水準の確保に努める。</p>											
講ずる措置	<p>年功的な給与上昇の抑制に努めつつ、看護師の需給状況に適応した給与水準とする。</p>											

III 総人件費について

区分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)から の増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 103,947,108	千円 102,026,490	千円 (%) 1,920,518 (1.9)	千円 (%) 577,172 (0.6)
退職手当支給額 (B)	千円 10,990,847	千円 8,247,695	千円 (%) 2,743,152 (33.3)	千円 (%) 2,276,069 (26.1)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 14,929,797	千円 14,037,562	千円 (%) 892,235 (6.4)	千円 (%) 1,554,696 (11.6)
福利厚生費 (D)	千円 14,798,349	千円 14,543,371	千円 (%) 254,978 (1.8)	千円 (%) 477,706 (3.3)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 144,666,101	千円 138,855,118	千円 (%) 5,810,983 (4.2)	千円 (%) 4,885,643 (3.5)

総人件費について参考となる事項

①増減要因

- 「給与、報酬等支給総額」 対前年度比 1.9%増
 - ・医療の質・安全の確保の観点による医師・看護師等の増員に伴う給与費の増(+約23億円)
 - ・施設廃止(岩手労災病院)及び事務職・技能業務職退職不補充等による減員に伴う給与費の減(△約12億円)
 - ・超過勤務手当及びその他手当の増(+8億円)
- 「最広義人件費」 対前年度比 4.2%増
 - ・退職者数の増加等による増(+約27億円)
 - ・医師等謝金の増等による非常勤役職員給与の増(+約9億円)
 - ・給与、報酬等支給総額の増に伴う法定福利費等の増(+約3億円)

②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

i)中期目標(該当部分抜粋)

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減の取組を行ふこと。これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間ににおいても、勤労者医療の推進のための対応とともに、収支相償(損益均衡)の目標の達成にも留意しつつ必要な取組を行うこと。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。

ii)中期計画(該当部分抜粋)

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、人件費について、医療の質や安全の確保、医療制度改革の動向に即した経営基盤の確立等を見据えつつ5%以上の削減に取り組み、これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間ににおいて、勤労者医療の推進のための対応とともに、収支相償(損益均衡)に向けた計画的取組にも留意しつつ必要な取組を行うこと。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映拡大等を図る。

iii)人件費削減の取組の進ちょく状況

(人件費削減の場合) 総人件費改革の取組状況

年　度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	101,685,384	102,026,490	103,947,108
人件費削減率 (%)		0.3	2.2
人件費削減率(補正值) (%)		0.3	1.5

注:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく給与改定分(平成18年度 0%、平成19年度 0.7%)を除いた削減率である。

なお、「医療の質・安全の確保の観点による医師・看護師等の増員に伴う給与費の増」を除いた場合の人件費の削減率は、△1.2%(表のどおり人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく給与改定分(0.7%))を除いた人件費削減率(補正值)を勘案した場合は△1.9%)となる。17年度に比べて19年度は人件費が医療の質・安全の観点による医師・看護師の増員等により増加しているが、今後も医療の質・安全に配慮しつつアウトソーシングによる人員削減を推進すること等により、平成22年度において「5%に相当する額以上を減少させることを基本として」という行革推進法の趣旨を達成すべく取り組んでいく。

IV 法人が必要と認める事項

特になし。

随意契約等の状況

①平成19年度の実績【全体】

		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	1,984件 (54.7%)	435億円 (40.4%)
	企画競争	9件 (0.2%)	19億円 (1.8%)
随意契約		1,633件 (45.0%)	622億円 (57.8%)
合 計		3,626件 (100%)	1,077億円 (100%)

※1 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの）を除く。

※2 端数処理により合計が一致しない場合がある。

②平成19年度の実績【同一所管法人等】

		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	126件 (46.7%)	10億円 (27.8%)
	企画競争	1件 (0.4%)	1億円 (2.8%)
随意契約		143件 (53.0%)	25億円 (69.4%)
合 計		270件 (100%)	36億円 (100%)

※1 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの）を除く。

※2 端数処理により合計が一致しない場合がある。

③平成19年度の実績【同一所管法人等以外の者】

		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	1,858件 (55.4%)	425億円 (40.8%)
	企画競争	8件 (0.2%)	18億円 (1.7%)
随意契約		1,490件 (44.4%)	598億円 (57.4%)
合計		3,356件 (100%)	1,041億円 (100%)

※1 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの）を除く。

※2 端数処理により合計が一致しない場合がある。

④随意契約の見直し計画の実施状況

随意契約の見直しを行うに当たっては、入札及び契約に係る競争性、透明性、公平性を図る観点から随意契約によることができる場合を定める基準の予定価格を、国と同様の基準となるよう当機構の会計細則の一部を改正するとともに（平成19年4月1日施行）、随意契約の要件においても、国と同様の基準となるよう会計細則の一部を改正した（平成20年1月1日施行）。

また、入札結果の公表基準を厚生労働省と同様の基準となるよう予定価格が100万円（物件の借入については80万円）を超える基準で公表するよう会計規程及び会計細則の一部を改正した（平成19年9月1日施行）。

⑤随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

1 総合評価方式の導入拡大

(1) 総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成

価格競争のみの入札により難い技術的要素等の評価を行う必要のある業務等について、総合的に評価し落札者を決定する総合評価方式の導入の拡大と円滑な実施に向けて、選定要領（標準例）を作成し、会議において各施設への周知を行った。

(2) 競争入札を推進するための検討会の開催

総合評価方式の導入の拡大と円滑な実施に向けて、選定要領（標準例）を作成し、会議により周知しているが、今後、各施設から問題点等の意見を踏まえ、必要に応じて本部内の検討会を適宜開催し、協議していくこととする。

2 複数年契約の拡大

入札及び契約に係る競争性、透明性、公平性を確保しつつ、契約業務の効率化及び契約額の経済性を求め、複数年にわたる期間を前提にしている工事契約等について、工期等終了までの一括契約とするなど、従前の複数年契約の通達を一部改正し、複数年契約の拡大を図った（平成19年11月30日）。

3 入札手続の効率化

随意契約から競争入札への移行に当たっての留意点及び予定価格調査例を作成し、会議において各施設への周知を行った。

また、放射線医療機器については、各施設の契約業務の軽減及び契約額の経済性を求め、本部一括による共同購入を行った。

4 情報の共有化

入札時の適正な予定価格の策定に向けた、市場価格調査時の情報収集に係る業務量の軽減を目的に、各施設の契約締結状況を集約し、各施設への情報提供を行い、情報の共有化を図った。

⑥平成19年度の実績【関連法人】

		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	121件 (72.0%)	10億円 (55.6%)
	企画競争	1件 (0.6%)	2億円 (11.1%)
随意契約		46件 (27.4%)	7億円 (38.9%)
	合計	168件 (100%)	18億円 (100%)

※1 予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの）を除く。

※2 端数処理により合計が一致しない場合がある。

⑦関連法人との契約の状況等

1 契約業務の適正な執行及び円滑な実施に向けて、随意契約によることができる場合を定める基準の見直しを始め、随意契約から競争入札への移行に当たっての問題点とその対策及び総合評価方式の導入の拡大に向けた選定要領（標準例）等についての会議での説明、並びに競争入札への移行に伴う業務量の増に対応するため複数

年契約を拡大するとともに、予定価格策定に係る業務量の軽減に向け、各施設の契約締結状況の情報の共有化を図るなど業務の効率化にも併せて取り組んだ。

2 関連法人との平成19年度の随意契約の見直し状況は、平成18年度との比較では、契約件数で▲63件（▲30.0%）、金額で▲5億円（▲27.8%）減しており、一般競争への移行に努めた。

⑧その他関連法人との随意契約の適正化等についての取り組み状況

関連法人を含め、他の法人と同様に、入札及び契約に係る競争性、透明性、公平性を確保する観点から、新年度契約に向けた入札について、早期の入札公告を行うよう各施設に通知することにより、例年2月及び3月に実施の入札公告について、1月末の早期に入札公告を行った。

⑨取り組み等についての自己評価

平成19年度においては、随意契約基準の予定価格及び要件について国の基準と同様とともに、入札結果の公表基準を厚生労働省と同様とするよう会計規程及び会計細則の一部改正を行った。

また、競争入札を推進するに当たっては、随意契約から競争入札への移行がスムーズに行えるよう、競争入札への移行に当たっての問題点とその対策及び一般競争総合評価方式の導入の拡大に向けた選定要領等を例示し、会議において各施設へ説明した。

併せて、契約業務の効率化及び契約額の経済性の確保に向け、複数年契約の拡大並びに各施設の適正な予定価格の設定に向けた市場価格調査時の情報収集に係る業務量の軽減を目的に、各施設の契約締結状況を集約し、各施設への一元提供を行った。

さらに、入札に係る競争性、透明性、公平性を図る観点から仕様書の作成にあっては、医療機器等の特殊性から当該機器以外には機能が無いもの及び医療安全上で操作の統一性を図る必要がある場合など、真にやむを得ないもの以外は仕様書の要件がメーカー限定とならないよう会議において各施設への指導を行うとともに、新年度に向けた早期の入札公告を実施した。

以上により、「随意契約見直し計画」の計画達成に向け策定した具体的な取組計画等を着実に実施しており、その結果、随意契約の見直しが図られている。

今後も引き続き「随意契約見直し計画」の計画達成に向け、なお一層、一般競争への移行を推進してまいりたい。

委員記載（評価）欄

- ・競争入札の移行にともなう業務遂行の円滑化の工夫をされたい。
- ・適切に行われている。
- ・随意契約は平成18年度と比較すれば着実に減っている。
- ・随意契約の契約額が適切なものとなるように、随意契約監視委員会等が望まれます。
- ・随意契約の見直し計画を達成するよう期待する。
- ・現取組みの継続をお願いします。
- ・医師不足、看護師不足対策は、医療の質の確保の点から、より一層強化していくことを期待したい。
- ・競争入札の取組みは進行中といった段階にあるが、一層の取組みを期待したい。
- ・随意契約の見直し計画達成に向けて、一層の努力をするべきである。
- ・競争入札を更に進めて頂きたい。
- ・承認いたします。

(参考)

随意契約見直し計画

平成19年12月
独立行政法人
労働者健康福祉機構

1. 隨意契約の見直し計画

平成18年度に締結した随意契約について、点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、順次全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(12.3%) 332	(12.4%) 97
一般 競 争 入 札 等	競争入札			(72.1%) 1,944	(76.4%) 599
	企画競争	(0.0%) 2	(0.0%) 2	(0.0%) 1	(0.0%) 0
随意契約		(100%) 2,693	(100%) 782	(15.5%) 418	(11.1%) 87
合 計		(100%) 2,695	(100%) 784	(100%) 2,695	(100%) 784

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(10.3%) 19	(3.7%) 1
一般競争入札等	競争入札			(62.2%) 115	(44.4%) 12
	企画競争	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0
随意契約		(100%) 185	(100%) 27	(27.6%) 51	(51.9%) 14
合 計		(100%) 185	(100%) 27	(100%) 185	(100%) 27

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(12.5%) 313	(12.7%) 96
一般競争入札等	競争入札			(72.9%) 1,829	(77.7%) 588
	企画競争	(0.0%) 2	(0.0%) 2	(0.0%) 1	(0.0%) 0
随意契約		(100%) 2,508	(100%) 755	(14.6%) 367	(9.6%) 73
合 計		(100%) 2,510	(100%) 757	(100%) 2,510	(100%) 757

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 隨意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期

平成20年度までに以下の措置を講じ、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、順次一般競争入札等に移行していくほか、複数年契約を締結しているものについては、複数年契約終了後、順次一般競争入札等に移行することとする。

(1) 総合評価方式の導入拡大

① 総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成

技術的要素等の評価を行うことが重要な業務等について、評価基準や実施要領を作成する等、総合評価方式による一般競争入札の円滑な実施に努める。

② 競争入札を推進するための検討会の開催

上記の措置を行うため、本部経理部契約課、経営企画室等をメンバーとした検討会を開催する。

(2) 複数年契約の拡大

複数年にわたる期間を前提にしている工事契約等について、工期等終了までの一括契約とし、競争入札又は企画競争・公募による複数年契約の締結を拡大する。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量が増加するため、入札の実施に必要な様式等をデータ化し、実施要領を整備し、書類作成等にかかる業務負担を軽減する。

(4) 情報の共有化

各施設における業者からの情報収集、予定価格設定のための市場調査、院内等各部署との調整等のための業務量が増加することを勘案し、本部にて契約締結状況の情報を集約し、各施設間における情報の共有が円滑に行えるよう支援する。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載。